

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			
交 規 第 2 6 2 号			
令 和 7 年 8 月 1 9 日			

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について

映像作品のロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）に関しては、内閣府を中心とする関係府省庁が連携して、映像作品のロケ撮影に係る環境改善に向けて、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和2年8月に策定・公表し、これを踏まえ、本県においても、「ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について」（令和2年10月20日付け交規第385号。以下「旧通達」という。）により、ロケ撮影に係る道路使用許可手続の運用を行ってきた。

しかしながら、ロケ撮影の手続については、許認可に係る予見可能性が低い、海外からの撮影に係る問合せ窓口が判然としないといったロケ撮影の誘致を逃す課題があるとの指摘があり、令和5年度に「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」が開催され、今後の対応方針等が取りまとめられた。

これを受け、今般、内閣府を中心とする関係府省庁において、国内外の映像作品の日本国内での更なるロケ撮影に係る環境改善に向けて、ガイドラインが改訂され、「ロケ撮影ハンドブックーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきことー」（以下「ハンドブック」という。）が取りまとめられたものである。

改訂の主なポイントやハンドブックを踏まえた交通警察の対応上の留意事項は以下のとおりであり、各種教養の機会を活用するなどして、本通達及びハンドブックの内容について、ロケ撮影に係る道路使用許可の事務に従事する第一線の職員に至るまで十分に浸透させるとともに、引き続き、ロケ撮影が安全・円滑に行われるよう配意されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 映像作品及びロケ撮影に対する考え方

映像作品は、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの要となるとともに、日本の歴史、文化、社会への共感を深めるソフトパワーとして新たな価値を実現する上で大きな役割を担っており、映像制作を支援し、ロケ撮影の環境改善を図ることの必要性が高まっている。

また、日本の映像作品はもとより、外国映像作品のロケ撮影を国内で行うことは、我が国の事業者・スタッフが、世界水準の映像製作に参画する機会となり、制作手法や制作管理の高度化、人材育成等の面で大きな効果が期待できるほか、映像関連産業における雇用の増加やインバウンドの増加、地域経済の活性化等に資するものである。

2 ガイドラインからの改訂の主なポイント（括弧内はハンドブックの関係箇所。3において同じ。）

ガイドラインからの改訂の主なポイントは、次のとおりである。

- 「許認可等ニーズと対応の現状」の更新（第3章3）
- ロケ撮影に係る対応窓口の明確化（第4章1）
- ロケ撮影におけるコンプライアンスの重要性等の明記（第4章2）
- 海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項例の追記（第4章3）
- 「ロケーション撮影に係る事例集」の作成（別添）

3 ハンドブックを踏まえた交通警察の対応上の留意事項

(1) フィルムコミッション（以下「F C」という）との積極的な連携（第1章、第2章）

F Cには、関係機関との事前調整や地域住民等の関係者との合意形成において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、特に映画等の大規模なロケ撮影については、F Cと緊密に連携し、必要な情報の共有を行うとともに、関係者間の調整を促すほか、製作者等にもF Cと連携して各種調整に取り組むことにより円滑に手続が行われる旨を教示するなど、製作者等とF Cとの連携を促進すること。

(2) F Cによる情報の一元化への協力（第1章、第2章）

F Cが、ロケ撮影に必要な許認可情報を集約し、製作者等と共有するため、警察署等に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(3) 事前相談における適切な助言（第1章、第3章）

ロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、関係者と共に考える基本姿勢で臨むこと。例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしないということのないよう、各警察署において道路使用許可を担当する職員に至るまで、本留意事項を周知徹底すること。

なお、ハンドブックには、各都道府県警察本部の道路使用許可担当を問い合わせ先として掲載しており、事前相談等に適切に対応すること。

(4) 地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言（第2章）

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、

公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどして、円滑に合意形成がなされた事例を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要なかつ十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置される場合は、オブザーバーとして積極的に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(5) ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置（第3章）

複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前に交通規制課がF Cからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容、規模等について指導・助言を実施したり、申請者と警察署の協議に交通規制課も参加し、必要な調整を実施したりするなど積極的な連絡調整に努めること。

(6) 道路占用許可との一括受理制度の更なる周知（第3章）

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受け付けることができることについて、更なる周知を図り、申請手続の円滑化を図ること。

(7) その他の留意事項

ア 本通達及びハンドブックの周知徹底

警察署で道路使用許可に係る事務を担当している職員に対して、本通達及びハンドブックの内容について指導教養を徹底するとともに、大規模なロケ撮影への対応については、警察署から交通規制課に報告・相談を行った上で対応すること。

イ 過去の撮影事例の共有による円滑化の促進

ハンドブックにおいて、過去の具体的な撮影事例が取りまとめられていることから、これらの事例を参考にするほか、好事例について関係者間で共有し、更なる許可手続の円滑化に努めること。

ウ 事前相談についての更なる周知

円滑な手続で安全にロケ撮影を実施するには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効であるため、F Cとの連携や製作者等からの問合せにおいてその旨を繰り返し伝達するとともに、必要に応じて道路使用許可に係るホームページにおいて周知するなど、事前相談の重要性・必要性について更なる周知を図ること。

担当 交通規制課 規制第二係

ロケ撮影ハンドブック

ーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知 っておくべきことー

令和7年3月25日

(内閣府、警察庁、総務省、消防庁、出入国在留管理庁、外務省、文化庁、経
済産業省、国土交通省、観光庁、環境省)

目次

第1章	はじめに	1
1	本ハンドブックの背景	1
2	本ハンドブックにおける用語の定義	2
3	本ハンドブックの趣旨・目的	3
4	ロケ撮影の円滑な実施に向けた基本的な考え方について	4
第2章	JFC／FCにおいて取り組むべき事項	6
1	関係機関との協力体制の強化	6
2	製作者等への適切な支援等	9
第3章	自治体等許認可権者において求められること	13
1	許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請	13
2	JFC／FCへの許認可等情報の共有	13
3	製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供や効率的な手続の実施による円滑化	14
第4章	製作者等において留意すべき事項	18
1	ロケ撮影に係る対応窓口について	18
2	コンプライアンスを基本としたロケ撮影の実施	24
3	海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項について	26
4	JFC／FC、自治体等許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解	26
5	ロケ撮影において参考となる情報	27
第5章	おわりに	28
1	本ハンドブックの改定	28
2	本ハンドブックの普及	28
別添	ロケーション撮影に係る事例集	
参考1	令和5年度補正予算「我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（コンテンツ産業の海外展開等支援）」（通称：JLOX+）海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援（所管省庁：経済産業省）	
参考2	JFC／FCの役割、活動内容について	
参考3	JFC／FCの連絡窓口	
参考4	ロケ支援依頼書	
参考5	【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）	
参考6	【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）	

- 参考 7 【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車の登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）
- 参考 8 【航空法】無人航空機の飛行に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）
- 参考 9 【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）
- 参考 10 【消防法（条例）】火の使用に関する制限等の概要、手続等について（所管省庁：消防庁）
- 参考 11 【自然公園法】国立公園等の使用許可、申請手続等について（所管省庁：環境省）
- 参考 12 空港におけるロケ撮影について（所管省庁：国土交通省）
- 参考 13 新幹線におけるロケ撮影について（所管省庁：国土交通省）
- 参考 14 【出入国管理及び難民認定法】在留諸申請に係る手続について（所管省庁：出入国在留管理庁）
- 参考 15 【下請代金支払遅延等防止法】下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）（下請法）の概要（所管省庁：公正取引委員会及び中小企業庁）
- 参考 16 【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律】特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）（令和 5 年法律第 25 号）の概要（所管省庁：内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省）
- 参考 17 【労働基準法】労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の概要（所管省庁：厚生労働省）
- 参考 18 【消費税法】消費税の申告手続の概要（所管省庁：国税庁）

※本ハンドブックの内容その他ロケ誘致の施策全般に関する問合せ先
内閣府知的財産戦略推進事務局 03-3582-2109

第1章 はじめに

1 本ハンドブックの背景

映画、放送番組等の映像作品は、原作となるマンガや小説、音楽、美術、食等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの要となるとともに、国外の視聴者に対し、日本の歴史、文化、社会への共感を深めるソフトパワーとして新たな価値を実現する上で大きな役割を担っている。このため、映像作品のロケ撮影の環境改善を図ることは、映像制作支援として極めて重要である。

また、日本の映像作品のロケ撮影のほか、外国映像作品のロケ撮影を国内で行うことは、我が国の事業者・スタッフが、業界の枠を超え、世界水準の映像製作に参画する機会となり、制作手法や制作管理の高度化、人材育成等の面で大きな効果が期待できる。さらに、映像関連産業における雇用の増加やインバウンドの増加、地域経済の活性化等に資するものであり、大きな意義を有している。

これらを背景に、諸外国では、ロケ撮影の誘致（ロケ誘致）の財政支援制度や受入支援窓口の整備等様々な施策が導入されており、ロケ誘致を巡る競争は国際的にも激化している。

そのような状況の中、日本においては、関係府省庁が連携して、令和2年8月に、映像作品のロケ撮影に係る環境改善に向けて、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を策定・公表した。

また、経済産業省において、令和4年度補正予算から、日本国内の人材活用や地域との協力を通じて、映像産業や地域の振興、インバウンドの増加等を促すことを目的として、海外映像制作会社等が日本国内で実施するロケ撮影に係る制作費に対して、1件当たり最大10億円を補助する取組を開始したところである（参考1）。

しかしながら、依然として、ロケ撮影の手続きが円滑に行われる上で、許認可に係る予見可能性が低い、海外からの撮影に係る問合せ窓口が判然としない等の課題があり、誘致の機会を逃す原因ともなっているとの指摘がなされている。このため、令和5年度に「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」（以下「実務者懇談会」という。）を開催し、諸課題の整理及び今後の対応方針を明らかにした。

本ハンドブックは、実務者懇談会での取りまとめを受け、国内外の映像作品の日本国内での更なるロケ撮影に係る環境改善に向けて、令和2年8月に策定・公表した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を改訂するものである。

<改訂の主なポイント>

- 「許認可等ニーズと対応の現状」の更新（⇒第3章3）
- ロケ撮影に係る対応窓口の明確化（⇒第4章1）
- ロケ撮影におけるコンプライアンスの重要性等の明記（⇒第4章2）
- 海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項例の追記（⇒第4章3）
- 「ロケーション撮影に係る事例集」の作成（⇒別添）

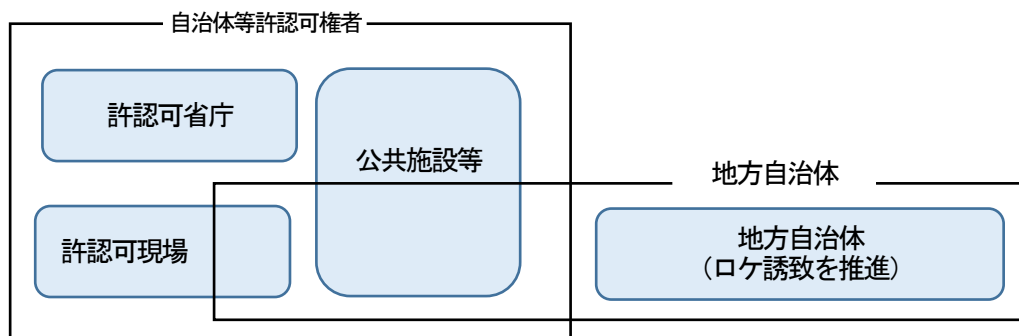
2 本ハンドブックにおける用語の定義

本ハンドブックにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「ロケ撮影」とは、「ロケーション撮影」の通称であり、映像作品（「映画・放送番組・CM・プロモーションビデオ・スチール写真等の作品」をいう。）を製作する上で、撮影用のスタジオ以外の町中や建物内で撮ることを指す。
- (2) 「シナハン」とは、「シナリオハンティング」の通称であり、脚本を作成するための下見作業を指す。
- (3) 「ロケハン」とは、「ロケーションハンティング」の通称であり、撮影場所を決めるための場所探しや下見作業を指す。
- (4) 「F C（フィルムコミッション）」とは、地域活性化につなげることを主な目的に、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるため製作者等への支援を行う非営利公的機関をいう。多くのF Cは地方自治体によって運営されている。また、「J F C（ジャパン・フィルムコミッション）」とは、国内のF C及び撮影支援団体を会員とする特定非営利活動法人であり、海外作品の日本ロケを支援する総合窓口としての役割も有している。
- (5) 「自治体等許認可権者」とは、ロケ撮影に関連する許認可等の法令等を所管する関係省庁（地方支分部局を含む。）又は各都道府県警、消防署等といった許認可等の主体としての地方自治体のほか、公共施設等の使用許認可権者が含まれる。また、許認可等の法令を所管する中央省庁を「許認可省庁」、各所轄等において直接許認可等を行う地方支分部局等又は当該地方自治体を「許認可現場」という。

なお、以下単に「地方自治体」と記載する場合は、許認可等ではなく各地におけるロケ誘致を推進する主体の1つとして扱う。

（図1）自治体等許認可権者と地方自治体の関係



- (6) 「許認可等情報」とは、許認可等その他ロケ撮影に必要な情報（行政に関わるものに限る。）をいう。

なお、本ハンドブックは、ロケ撮影に当たって必要となる主な許認可等についてのみ記載をしており、全ての許認可等情報を網羅的にカバーしているものではない。そのため、本ハンドブックに掲載されていない許認可等の条件については、J F C／F C又は直接自

治体等許認可権者に問い合わせするなどして確認されたい。
各制度の概要等については参考1、参考5～18 参照。

3 本ハンドブックの趣旨・目的

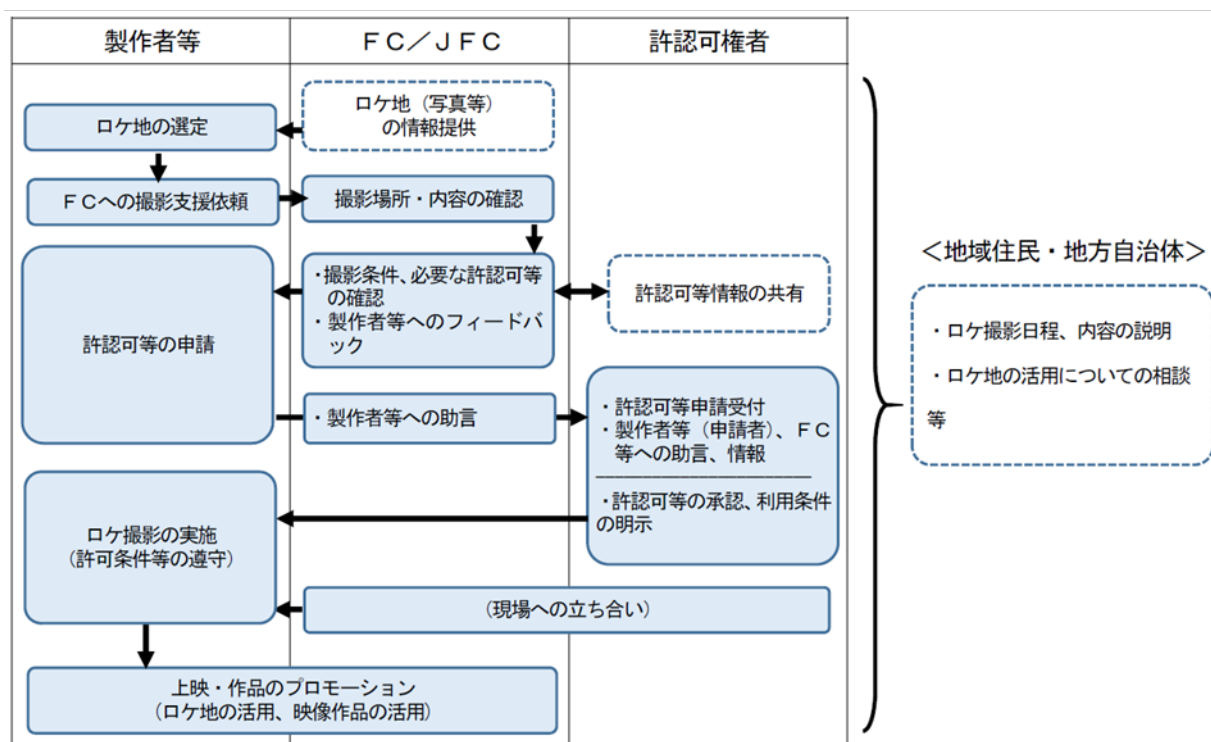
本ハンドブックは、ロケ撮影を円滑に進める上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等について、主として、①JFC／FC、②自治体等許認可権者及び③製作者等に対して示すものである。本ハンドブックを通じ、ロケ撮影に必要な情報の共有や関係者間の相互理解がさらに進み、その円滑化につながることを期待される。

<名宛人①～③に特に御確認いただきたい事項>

- ①JFC／FC・・・・・・・・・・本章、第2章（6頁～）
- ②自治体等許認可権者・・・・・・・・本章、第3章（13頁～）
- ③製作者等・・・・・・・・・・本章、第4章（18頁～）

（図2）ロケ撮影の一般的な流れ

ロケ撮影の一般的な流れ



※ 外国映像作品の場合には、海外製作者等が発注元、日本の製作者等が受託者となり、日本の製作者等が日本における撮影交渉等、実質的な制作業務の役割を担うことが多い。

4 ロケ撮影の円滑な実施に向けた基本的な考え方について

ロケ撮影を円滑に実施するためには、まず、ロケ撮影、とりわけロケ誘致が公益的要素を持つ、政府一丸となって取り組むべき重要な政策であることを関係者間で共有する必要がある。

＜ロケ撮影・誘致の目的＞

ロケ撮影は、特定の民間事業者の利益にとどまらない効果があり、ロケ誘致によりロケ撮影を行うことは、公益的要素も認められるといえる。具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興とともに、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興や日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果も期待される。

このため、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきものである。

そのため、内閣府においては、知的財産戦略本部等の枠組みを活用し、ロケ撮影・誘致の目的や政策的効果について政府部内での共有を図るとともに、許認可省庁においても、地方支分局等を含めた関係部局における共有に努める。また、JFCを中心に、FCにおいても共有に努める。

その上で、JFC/FC、自治体等許認可権者及び製作者等は、関係者間における相互理解の促進や必要な情報の共有を含めた協力を促進するため、以下に示す取組を実施することが求められる。

(1) JFC/FCにおいて取り組むべき事項

ロケ撮影やロケ誘致を円滑に実施する上で、JFC/FCに期待される役割は大きい。JFC/FCは、ロケ誘致及びロケ撮影に係る各種相談に対してワンストップでサービスを行う役割を有している。また、平素からの地方自治体や地域住民との緊密なコミュニケーションによる理解の促進、製作者等への適切な情報提供・助言及び自治体等許認可権者との連携など、ロケ撮影に係る関係者間の情報共有や調整の要でもある。さらに、ロケ撮影に係る制度や支援策について海外製作者等への情報提供やロケ地の魅力の発信等により、国内外における情報発信の中核としての役割も担っている。

JFC/FCがこれらの役割をより適切に果たすためには、まず、各種法令等といった狭義の規制情報に加え地域固有の情報（例：大規模な道路工事情報）も含めたロケ撮影に関連する情報を一元的に集約することが重要である。

また語学力・専門性の高い人材の育成、地域間の更なる連携促進など、一層の体制強化を図っていくことが求められている。（⇒第2章参照）

(2) 自治体等許認可権者において求められること

許認可等情報のうち、法令等の情報等については自治体等許認可権者においてウェブサイト等を通じて一般に周知されているところ、これに加えて自治体等許認可権者は、JFC/FC等からの求めに応じ、許認可現場を含めて、必要な情報共有・提供を行うほか、FCや製作者等が地域住民の理解を得るに当たって必要な助言を行うことに努めることが期待される。

また、製作者等の立場やロケ撮影の意義等を踏まえ、関係機関との連携の下、その所管

する許認可等の手続の円滑化（柔軟な対応や部署間等の連携等含む）に努める。（⇒第3章参照）

（３）製作者等において留意すべき事項

製作者等は、自治体等許認可権者が示す許認可等条件の遵守を始め法令遵守の徹底が求められる。法令遵守の徹底を行うことで、地域住民の文化経済活動への理解の醸成につながり、そこから、地域全体を盛り上げ、ＦＣ体制の強化や許認可の円滑化につなげるといった、好循環のエコシステムを作り上げていくことが重要である。

また、製作者等は、ＦＣの支援や助言を受けるとともに、自治体等許認可権者や地方自治体等とも連携し、ロケ地の地域住民と密なコミュニケーションを図り、その理解を得ていくことが重要である。

さらに、多くのＦＣが税金によって運営されているため、ＦＣ活動は、最終的に地域住民への還元に繋げることが重要である。そのため、ＦＣは、直接的な対価を受け取らない形で撮影支援サービスを行うが、支援した作品は、地域活性化のため活用できるようにすることが必要といえる。

こうした丁寧な対応を行い、地域住民や地方自治体とともに、ロケ地の活性化に貢献することが期待されている。（⇒第４章参照）

（４）内閣府及び関係省庁の役割

ロケ撮影の環境改善を図る上で、関係省庁の横断的・機動的な対応が極めて重要である。ＪＦＣ／ＦＣが上記に示す情報共有のハブとしての役割を適切に果たせるよう、その求めなどに応じ、許認可省庁は法令改正等の許認可情報等を提供する。内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「知財事務局」という。）は情報共有に協力し、必要に応じてＪＦＣへの情報提供を図ることとする。また、知財事務局及び関係省庁は、ロケ撮影の環境改善に必要な取組を柔軟に行っていく。

加えて、ロケ誘致等を進める上で、日本におけるロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報について、知財事務局や関係省庁、ＪＦＣにおいて在外公館、日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、製作者等を通じ、海外に対し適切に情報発信を行う。

第2章 JFC／FCにおいて取り組むべき事項

ロケ撮影・誘致を進める上で、JFC／FCは大きな役割を果たすことが期待される。以下のとおり、関係機関との協力体制の強化はもとより、広域の協力を含めたFC間の協力体制の構築などを図るため、人的・財政的リソースの活用在り方等も含め検討し、FCの体制を強化することも必要であると考えられる。

1 関係機関との協力体制の強化

ロケ撮影の円滑化を図るため、JFC／FCは必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブとなることが期待されている。JFC／FCが更に適切にその役割を果たしていけるよう、以下のような取組を行う必要がある。

（１）JFC／FCの認知度向上

JFC／FCがその役割を果たすには、JFC／FCの役割や活動内容等が関係者間で正しく認識されている必要があるが、現状では認識されていないケースも散見される。

そのため、関係機関が一堂に会する場やSNSを活用するなどして、JFC／FCから許認可省庁に対し、JFC／FCの役割、活動内容等（参考2）や全国ロケーションデータベース¹（以下「JL-DB」という。）を周知することが効果的であると考えられる（許認可省庁から許認可現場に周知する点については後記第3章1（1）参照。）。

< JFC／FCの認知度向上に向けた取組（例） >

- ・ ロケ地フェアや展示会などのイベントでの発信
- ・ 地元メディアへの露出、講演
- ・ 30分のTV番組やYouTubeなどFCの活動を紹介する動画を制作
- ・ HP、SNS、ポスター等の活用

（２）許認可等情報の一元化

ロケ撮影の手続を円滑に進めるため、製作者等において必要となる許認可等情報を把握することが重要である。製作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、JFC／FCにロケ撮影に必要な許認可等情報を集約させ、製作者等に対して必要に応じて情報の共有を図ることが必要である。

許認可等情報は、大きく、ア「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」、イ「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの」、ウ「その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報」に分類できると考えられる。

¹国立映画アーカイブにより運用されているロケ候補地を効率的に検索できるインターネットサービス

	許認可等情報の内容・性質	主なもの
ア	許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの	・道路使用許可制度 ・道路占用許可制度
イ	条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの	・地方自治体が所有する施設等に関する条例等（例．東京都公園条例） ・花火大会、お祭り等による道路の利用等に関する情報 ・ロケ地に関する情報（写真等） ・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出 ・喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みに関する承認等
ウ	その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報	・補助金制度に係る情報 ・消費税の還付申告に係る情報

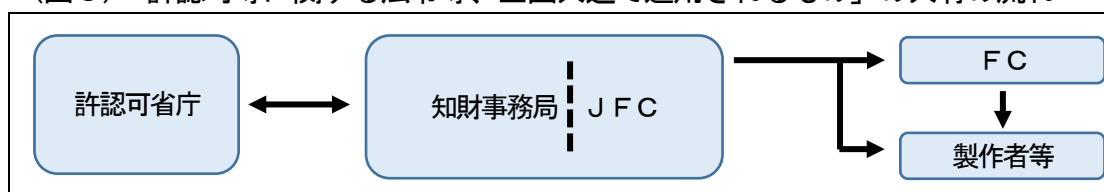
上記ア～ウの分類に応じ、必要な許認可等情報の共有の流れは以下のとおり。

ア 許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの

道路使用許可に関する法令（道路交通法等）、道路占用許可に関する法令（道路法）等、許認可等に関する法令等の制度の概要に加え、必要な申請書類やその記載方法等の情報等の概要については、J F Cがその集約を図り、様々なツール²を活用し、F C、製作者等に展開する。

なお、J F Cへの情報の集約や法改正等の状況のフォローアップに当たっては、知財事務局が、適宜、協力する。

（図3）「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」の共有の流れ



イ 条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの

ロケ撮影に影響を与え得る情報のうち、地方自治体が所有する施設などに関する条例（例：東京都公園条例）、各地域のイベント、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する情報など、特定の地域のみで必要とされる情報については、F Cにおいて集約し、各地域の許認可現場とF Cの間で効率的な方法により共有する³。

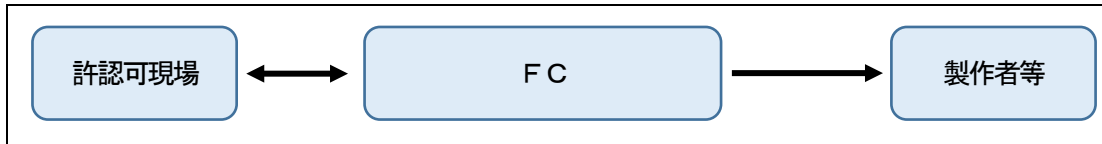
² J F CのHPやセミナー、ロケ地フェアのほか、J L E D B等を通じた展開が考えられる。以下同じ。

³ 例えば、各地域のイベント、工事等による道路利用等に関する情報などについては、製作者等からF Cに相談があった段階で必要な情報をF Cが許認可現場に照会する方が迅速かつ合理的である。

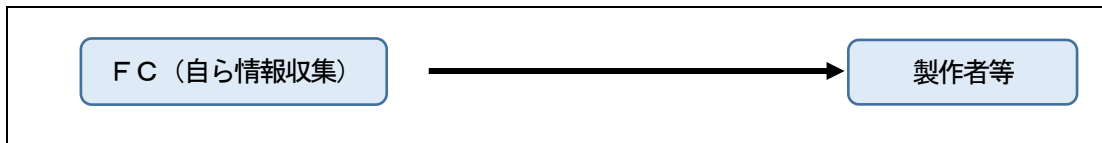
4。

また、ロケ地に関する情報（写真等）については、F Cが自ら収集の上、様々なツールを通じて展開する。

（図4）「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで必要とされるもの」の共有の流れ



（図5）「ロケ地に関する情報（写真等）」の共有の流れ



ウ その他、直接許可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で重要な情報

許可等情報ではないが、補助金や助成金制度に係る情報や消費税の還付申告に関する情報等、ロケ誘致を進める上で重要な情報については、知財事務局又はJ F Cが当該情報を保有する省庁等の関係機関から情報を収集した上で、J F Cにおいて様々なツールを通じてF C、製作者等に展開する。

（図6）「その他、直接許可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で重要な情報」の共有の流れ



（3）J F C／F Cの体制強化

ア J F Cを中心としたJ F C／F C全体の連携強化

J F CはF C全体の要として、情報共有や製作者等に対する支援の要となることが期待されることから、その体制や関係者との関係強化が重要である。

そのため、F C担当者の高スキルの平準化を保つための認定研修の実施やブロック単位での研修内容の充実、J F CとF Cとの意見交換の場を設けていくなど、J F Cを中心としたF C全体の機能強化（制度的基盤の明確化を含む）の在り方を検討していくことも必要であると考えられる。

⁴ 例えば、海上保安庁では、海上工事情報、海上花火大会等の行事情報を「水路通報」(<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>)、「海の安全情報」(<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>)としてウェブサイトに掲載しているため、各F Cから製作者等に対し、当該情報を伝達するのも1つの方法であると考えられる。

イ FCの体制強化

ロケ撮影・誘致に際しFCには大きな役割を果たすことが期待されており、そのような役割を果たすには、FC担当者の能力向上、ノウハウの蓄積が必要不可欠である。

FCは、自治体において組織されることが多いことを踏まえ、当該自治体内においてロケ撮影・誘致の目的・意義が共有される必要がある。その上でFCの支援強化を促すとともにJFCや国立映画アーカイブの協力も得るなどして、語学力・専門性の高い人材の配置や育成を行うことなどが求められる。

ウ 複数のFC間での広域連携の構築

上記イのとおり、各FCの体制強化を行うことに加えて、FC間における連携（広域連携）を進めることにより、各FCの強みを活かしつつ、財源等も含めたリソースの有効活用を図ることができるなどのメリットが生じると考えられる。なお、広域連携を行うことで、行政区域を脱したロケ撮影の誘致・支援を行うことは、製作者等にとっても効率のよい撮影環境となる。また、日常的な情報交換に加えて、人材交流等も、ノウハウの交換や蓄積を通じ、各FCの体制強化につながると考えられる。

加えて、そのような連携の構築が複数の地域で実現できれば、広域連携単位同士での競争が生まれ、より良いサービスの提供がなされることも期待されるため、これら広域連携が多くの地域で行われるよう連携を促すことが必要である。

2 製作者等への適切な支援等

(1) 製作者等へのFCの連絡先の周知

各FCの問い合わせ先等については、JFC／FCやJLDB、映像産業関連団体等を通じて製作者等に周知する必要がある。

なお、FC一覧については、参考3参照。

(2) 具体的な支援の在り方

製作者等が必要とする支援にはロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供や助言、関係者間の調整（合意形成）に関する助言等、撮影終了後のプロモーションといったものが考えられる。

FCによる支援を円滑に行うには、情報や知見を蓄積し準備するとともに、問合せが多い内容については、インターネット上にFAQを掲載するなど、製作者等の利便性を考慮した対応が必要である。

また、製作者等に対しては、あらかじめ支援内容について明確にしておくことも重要である（「ロケ支援依頼書」といった文書を当事者間で取り交わしておくのも有効であると考えられる（参考4参照）。）。

ア ロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供や助言

製作者等がロケ撮影を行うに当たっては、ロケ地に関する情報の把握が必要であるため、FCから以下のような情報を製作者等に提供するとともに、許認可申請等に当たっ

て必要な助言を行う必要がある⁵。

＜情報提供・助言（例）＞

- ロケ地に関する情報（写真、地図等）
- ロケ撮影関連の情報の提供（宿泊場所、食事、機材、レンタカー等）
- （製作者等からの求め等に応じて）許認可等情報、許認可等の申請書等の記載方法に関する情報（記載例等）

イ 関係者間の調整（合意形成）に関する助言等

ロケ撮影を円滑に行うには、地方自治体・地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要である。製作者等に対し、地域住民への告知・周知方法の説明（撮影日程や内容等）に加えて、どの告知・周知の媒体が効果的かなどの助言を行う。

また、ロケ誘致にあたっては、ＦＣが主体となって地方自治体・地域住民等に説明することも必要である。

＜合意形成に係る取組内容（例）＞

- 自治体、警察、消防、企業、地元自治会、バス事業者、タクシー事業者、大学、警備会社等を交えた合同説明会を実施
- 地域の企業等で構成されるまちづくり協議会の構成員等に対して説明会を実施するとともに、その他の関係者に個別説明を実施
- 地域の墓地において海外作品の撮影を行う際、該当する自治区の自治会へ撮影の相談、説明会を実施
- 大規模ロケ撮影の様子等をニュース等によりＰＲし、地域住民のシビックプライドを醸成
- 撮影が行われる地域住民に対しては、自治委員への説明を皮切りに、近隣住民への臨戸訪問、ポスティング、地区班長の集会への参加（住民説明会）を実施
- 市所有地を撮影車両の駐車場所として貸出しを行うため、事前に地域住民説明会を実施。また、広範囲の地域住民に協力依頼文を配布
- ＦＣが主体的に、関係機関等への事前相談の調整を行うとともに同席

⁵ 製作者等においても、必要な許認可等情報について把握しておく必要がある。

ウ 撮影終了後のプロモーション

支援した作品を活用したプロモーション活動を実施することは、映像作品のPRのほか、FCの活動目的でもある地域活性化やインバウンドにつながるなど、地域が製作者等を支援することで地域に還元される重要な要素であり、製作者等と地域の関係性を好循環化させていく効果がある。

撮影後のプロモーションに係る取組内容としては、以下のようなものが考えられるが、当該取組の実施について、FCにおいても映像の一部の利用について製作者等からあらかじめ了承を受けるなどして、積極的にプロモーション活動を実施することが重要であるほか、製作者等の協力の下、当該取組を実施することにより製作者等とFCとの協力体制の構築にも資するものと考えられる。なお、映像の一部利用等について円滑に交渉を進めるために、製作者等においては、FCに対して映像の利用に係る責任窓口を明示しておくことが望ましい。

<撮影後のプロモーションに係る取組内容（例）>

○ ロケ地の活用

- ・ ロケ地MAP（ロケ地や映画館で配布、SNSやWebで配信）
- ・ 特別試写会（配給会社と地元の共催）
- ・ 出演者・監督を招聘できるイベント（作品とロケ地のPR）
- ・ 紙媒体の企画（地域特集などでロケ地や作品紹介）
- ・ テレビの企画（地元テレビ局、就航都市、姉妹都市など）
- ・ 作品に応じて関係団体とのコラボ（公共交通機関（ラッピング列車運行、車内広告等）、地元企業（特産品や旅行商品等の開発など地元企業）など）
- ・ 宣伝材料（俳優が写っている写真や告知映像など）の使用権利を獲得（作品関連イベントやロケ地などでの活用）
- ・ FCのPR（啓蒙活動、協力依頼、文化振興につなげる）

※ 上記取組の実施において、監督・出演者がインタビューなどでロケ地の魅力を語りたくする策を練ったり、宣伝の際に活用できるようなスチール写真の撮影につなげたりするため、現場のスタッフとコミュニケーションをとることも重要と言える。

○ 映像作品の活用

- ・ 映像業界とのコラボレーション（上映会、試写会等の地元での開催等）
- ・ 観光政策としての誘客施策（作品のロケ地を組み込んだ観光ルートの企画等）
- ・ 文化資産の保全・活用（映像作品を活用した文化資産の認知度向上による保全・活用に向けた活動への参加）
- ・ 特産品等の物販促進（映像作品に登場する商品等の購入）
- ・ 地域教育機関との連携（映像作品の学校内での上映会や製作者による特別講義の実施）

エ その他

＜ＦＣの取組（例）＞

- ロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報の海外への発信
 - ・ 海外からのロケ誘致等のため、ＦＣが運営するＳＮＳ等において掲載する写真に日本語に加えて英語での説明を追記
- 製作者等を対象としたファム(ロケハン・シナハン)ツアーの実施
- 海外クルーへの日本文化の体験等
- エキストラ人材バンクの活用
- 広域の市町村で組織する観光協議会をＦＣの会員とすることで、組織的な広域連携が図れるようになり、撮影の受け入れ体制が向上

（撮影日当日）

- 撮影当日の迂回誘導、一般苦情等の現場対応に従事
- 地域住民の映画撮影への参加等
- 海外の撮影隊到着時に撮影ルール（ゴミの分別、室内で靴を脱ぐなど）を記載した紙を配布
- 狭い路地では近隣住民に迷惑が掛からないよう、撮影車両の搬入搬出時に交差点毎に職員を配置するなどの対応を実施
- 撮影中から素材提供などについてプロデューサーと交渉

第3章 自治体等許認可権者において求められること

自治体等許認可権者においてロケ撮影を円滑に実施する観点から、以下のとおり、許認可省庁から許認可現場に対し、本ハンドブックを周知することにより取り組むべき事項や円滑な対応を周知・浸透すること、JFC／FCに対する許認可等情報の共有等、製作者等（申請者）に対する適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化等を図ることが望ましい。

1 許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請

（１）許認可現場に求められることの周知

本ハンドブックの取組の実効性を確保するには、許認可現場への確実な浸透が不可欠である。そのため、許認可省庁は許認可現場に対し、後記２及び３の取組のほか、それらの前提となるロケ撮影・誘致の目的（上記第１章の４「ロケ撮影の円滑な実施に向けた基本的な考え方について」を参照）、FCの役割、活動内容（参考２参照）を含め周知を図ることが望ましい。

周知に当たっては、本ハンドブックを事務連絡、通達等により、改めて周知するほか、研修等を通じた方法が考えられ、反復継続的に実施することが有効であると考えられる。

（２）許認可現場への対応の円滑化の要請

許認可等の判断に当たっては、当該申請に係るロケ撮影の社会的な意義を踏まえ、適切に対応することが望ましいと考えられる。また、申請内容からは直ちに許認可等できないものであったとしても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことなどが望ましいと考えられ、このような対応を許認可省庁から許認可現場に促すことも必要に応じて求められると考えられる。

例えば、自治体の関与を勘案して認めた事例等を周知することも有効であると考えられる。

<自治体の関与（例）>

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自らロケを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、エキストラ募集情報を発信するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

2 JFC／FCへの許認可等情報の共有

前記第２章１（２）のとおり、共有することとする。

なお、関係者の理解を促進し、ロケ撮影に係る手続を円滑に進めるため、制度の概要や対応窓口に加え、必要な申請書類や申請書の記載方法等の情報についても可能な限り共有することが望ましい。また、その際、多言語対応したものもあわせて共有することが望ましい。

＜自治体等許認可権者による多言語対応（例）＞

- ドローンの利用について外国人向けに 10 か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応

3 製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化

（1）許認可申請者への相談対応の在り方、地方自治体との連携

製作者等（申請者）からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めることが求められる。

自治体等許認可権者が製作者等（申請者）に助言、情報提供を行うに当たっては、承認の判断基準、ロケ地を生活の拠点とする地域住民の安全・利便性の確保に関する諸対策、地域住民の合意形成を図る必要性等を説明することが求められる。また、地域住民の合意形成については、合意形成の場に積極的に参加して必要な助言を行うなど、地方自治体と連携しつつ、合意形成の円滑化を図るための取組を実施することも重要である。

＜地域住民等の合意形成（例）＞

- 協議会形式による合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
- 関係者が協力した合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
 - ・ 日頃より地域イベントにも参加し、コミュニケーションを図るなどを実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
 - ・ 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
 - ・ 地域住民に対する協力依頼文の配布

＜自治体等許認可権者による代替案の提示・助言（例）＞

- 交通への影響が多大であった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

（2）効率的な手続の実施による円滑化

ア 申請の一括受付、自治体等許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

同一地域で、複数の許認可等が必要である場合には、自治体等許認可権者間で連携しつつ、許認可等の申請の一括受付ができる場合は、当該制度を周知するとともに、許認可等の内容・性質に応じて可能な限り効率的な手続の実施を可能としていくことが望ましい。例えば、警察庁及び国土交通省では以下の取組が行われている。

＜自治体等許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付＞

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるようにしている

また、複数の管轄地域をまたがる許認可等を要する場合において、許認可現場間での柔軟な連携ないし共同の対応や、上位行政庁・部局等による支援・助言等を通じて、製作者等にとって許認可等の手続が効率的となるよう、工夫をすることが望ましい。例えば、警察庁では以下の取組が行われている。

＜ロケ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整（例）＞

- 道路交通法第 77 条第 1 項の規定により、道路使用許可を要する行為に係る場所が同一の都道府県内の複数警察署の管轄にわたるときには、そのいずれか 1 つの所轄警察署長の許可を受けることで足りる場合がある。複数の道路使用が、1 つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ許可を一括化することができる
- 事前に F C から概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、ロケの内容、規模等について指導・助言を実施
- 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

イ 申請手続の電子化・明確化

許認可等の申請者の負担を軽減するため、申請手続の電子化や明確化を行っていくことも求められる。

＜自治体等許認可権者による申請手続の電子化に係る取組（例）＞

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成 30 年 4 月以降、自治体等許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は 9 割超が電子申請により行われている
- ドローンの飛行に関し、一部の飛行形態を除いて認証を受けた機体を無人航空機操縦者技能証明を有する者が操縦する場合には、許可・承認手続は不要
- 在留資格認定証明書の交付に関しても、書類ではなく、電子メールによる交付も可能としている
- 同時に複数の方の在留資格申請を行う場合について、各申請の方で共通の書類であれば、代表者の方が添付することで足りることとしている。また、オンライン申請への対応もしている

＜自治体等許認可権者による申請手続の明確化（例）＞

- 在留資格「興行」3 号の必要資料として、「芸能活動上の実績を証する資料」が求められているが、「芸能」には、いわゆる芸能人の方だけではなく、カメラマンなどのスタッフの方々も含まれている
- 在留資格「興行」3 号の必要資料として、「受入れ機関の概要を明らかにする資料」が求められているが、受入れ機関がない場合には、提出は不要である

- 日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行うことを目的に入国される場合については、短期商用という目的での短期滞在の在留資格に該当する

ウ その他（許認可等ニーズと対応の現状）

これまでも実務者懇談会を通じて、以下のとおり、製作者等、自治体等許認可権者間での情報のギャップが埋められてきた。このように、関係者が集まる場を通じて意見交換を実施することで、円滑なロケ撮影の実施が図られると考えられるため、今後も関係府省庁、製作者等の関係者間での意見交換を行っていくことが重要であると考えられる。

映像製作/FC側からの意見 (令和6年3月時点)	令和6年3月「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」における整理（対応の現状）
●道路使用許可基準を示してほしい。	●ロケ撮影の実施場所や時間、形態などにより、周りの一般の交通の妨害となる程度も千差万別である上、その地域にお住まいの住民の方々、また、道路を利用される道路利用者の方々との合意形成の状況も必ずしも一様ではないことから、警察署長が個別具体的に許可の判断を行う必要があり、あらかじめ許可基準を示すことは困難。 ●他方で、事前相談があった際には、その申請に係るロケ撮影が実現するにはどのようにすればよいかという前向きな提案を行うように都道府県警察を指導しているため、支障事例がある場合には、随時内閣府やFCなどを通じて情報提供いただきたい。【警察庁】
●東京23区内では、自動車（カーアクション、カメラカーでの撮影、牽引を含む）を使ったロケに係る道路使用許可が下りるケースが極めて少ない。	●個別の撮影内容により交通の妨害の程度が様々であるため、許可の可否は個別具体的に判断することとなるが、一概に自動車を使った撮影に許可が出ていないというわけではないと承知している。 ●支障事例がある場合には、随時、内閣府やFC等を通じて情報提供いただきたい。【警察庁】
●（制限区域内外問わず）空港での撮影許可が下りない。	●一般エリアにおいては、空港の管理者（国・自治体・民間企業）が、以下の点を確認する。 ①混雑の予防等の空港を管理する上で必要な事項 ②混雑の予防等、空港の利便性の確保に必要な対応【国土交通省】 ●制限区域内においては、空港の管理者（国・

映像製作/FC側からの意見 (令和6年3月時点)	令和6年3月「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」における整理(対応の現状)
	自治体・民間企業)が、以下の点を確認する。 ①航空機の安全な運航を確保する上で必要な事項を確認 ②航空機の安全な運航を確保する上で必要な対応 ●近年は撮影には制限区域の内外を合わせて協力しているところ、引き続き可能な限り対応を検討していきたい。【国土交通省】
●航空法に係るドローンの許可承認手続を迅速化してほしい。	●ドローンの許可承認手続として、現在、標準処理期間として10開庁日と御案内をしているが、今後、システム改修等により当該期間の短縮を図っていく予定。【国土交通省】
●JR東日本及びJR東海(東海道新幹線)において撮影許可が下りない。	●(JR東日本)利用者への影響等々を考慮した上で、営業列車であっても一律でお断りをしているというわけではなく、過去に撮影実績もある。また、車庫や貸切列車でのロケ撮影についても一定の条件を遵守した上であれば撮影は可能。 ●(JR東海)東海道新幹線は日常的に多くの旅客が利用しているという実態があり、快適な車内サービスを提供するという観点もあるため、車内での撮影については条件を設けて対応している。ロケ撮影に係る相談がある場合には、サービス相談室にお問合せをいただきたい。【国土交通省】
●コンテナターミナルでの撮影は、土日の限られた時間しか認められていない。	●コンテナターミナルにおける撮影については、操業との調整も必要となるが、土日に限られるものではなく、平日に撮影を実施した実績もある。【国土交通省】
●滞在期間の延長に柔軟性を持たせてほしい。	●更新前の在留資格で全く活動を行っていなかったり、申請にあった活動とは全く異なる就労活動を行っていたといった在留状況に問題がある場合には、更新許可申請が不許可になる場合もあるが、基本的には合理的な説明及び申請書類を提出いただければ許可を出すこととしている。【出入国在留管理庁】

第4章 製作者等において留意すべき事項

ロケ撮影を円滑に行うには、J F C／F C、自治体等許認可権者による制度の運用面、情報提供面、組織の体制面等における課題への対応を行う必要がある一方で、以下のとおり、製作者等においても、ロケ撮影に係る基本的な制度を理解した上で、許認可条件等の遵守など行い、適切にロケ撮影を実施する必要がある。

なお、許認可に係る予見可能性を高めるために、撮影需要の高いロケーション（渋谷スクランブル交差点や新宿歌舞伎町、空港など）や特殊な撮影（カーアクション、爆破シーン）について、過去の具体的な撮影事例を別添にとりまとめた。今後の許認可等手続きにおいて活用されたい⁶。

1 ロケ撮影に係る対応窓口について

（1）総合的な問合せ窓口について

海外製作者等の日本でのロケ撮影に係る相談を含め、ロケ撮影の一般的な問合せについては、J F Cが窓口となっている。

総合的な問合せ窓口	J F C	電話番号：03-6264-2042
		E-mail：Jfc@japanfc.org
		H P：https://www.japanfc.org/

（2）各地域での撮影における問合せ・相談窓口について

地域内の撮影支援に関しては、各地方F Cとなる（参考3）。

（3）主な許認可等問合せ・申請窓口について

主な許認可等問合せ・申請窓口は以下のとおり。

なお、前記第3章3（2）のとおり、自治体等許認可権者においても効率的な手続の実施による円滑化への取組を図っているため、併せて参照されたい。

⁶ 事案ごとにロケ撮影の実施場所や時間、形態などの条件が異なってくるため、許認可等手続きに係る可否を判断するに当たっては、一律に定まった基準があるわけではなく、個別具体的に判断することとなる。そのため、本事例集が許認可等を確約するものではない点に注意が必要。

行為		許認可省庁等	問合せ先・申請書提出先	提出書類
【道路交通法】 道路使用	道路（参考５）	警察庁	管轄する警察署	①道路使用許可申請書（２通） ②道路使用の場所又は区間の付近の見取図 ③道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類
【道路法】 道路占用	国管理の国道（参考６）	国土交通省	管轄する国道事務所 ※オンラインによる申請も可	・ 占用許可申請書
	地方公共団体管理の国道	各地方公共団体	各地方公共団体	各地方公共団体にお問合せください。
	都道府県道			
	市区町村道			
【道路運送車両法】 劇用車使用	未登録自動車（改造車、廃車等）（参考７）	国土交通省	最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所又は市区若しくは一部の町村	自動車臨時運行許可申請書 （※警察署長から道路使用許可を受け、交通規制により一般交通が遮断されている道路で撮影する場合であっても、ロケーション現場まで公道を走行する際は申請が必要）
【航空法】 ドローン使用	航空法（飛行空域と飛行方法等）（参考８）	国土交通省	（問合せ先） 無人航空機ヘルプデスク（050-3818-9961） （申請先） 飛行エリアを管轄する地方航空局・空港事務所	・ 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 ・ 無人航空機の機能。性能に関する基準適合確認書 ・ 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

				(ドローン情報基盤システム (DIPS2.0) によりオンラインでの申請可能)
【港則法】 【港湾法】 港湾使用	【港則法】 特定港・適用港 (参考9)	海上保安庁	管轄する港長又は管轄する海上保安部の長	(工事・作業又は行事) 許可申請書
	【港湾法】 上記を含む港湾区域全般	各港湾管理者	各港湾管理者	各港湾管理者にお問合せください。
【消防法】 火の使用に関する制限等	・火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為等 ・喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込み (参考10)	消防庁	管轄する消防本部	様式は管轄の消防本部により異なるため、各消防署にお問合せください。
【自然公園法】 公園使用	国立公園 (参考11)	環境省	管轄する地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等	特別地域 (特別保護区域・海域公園地区) 内工作物の新 (改、増) 築許可申請書
	国定公園	各地方自治体	管轄する都道府県	特別地域 (特別保護区域・海域公園地区) 内工作物の新 (改、増) 築許可申請書
	都道府県立自然公園	各地方自治体	管轄する都道府県	管轄する都道府県にお問合せください。
空港使用 (参考12)	会社管理空港	各管理会社等	各管理会社等	各管理会社等にお問合せください。
	国管理空港	国土交通省	各空港事務所	各空港事務所にお問合せください。
	コンセッション空港	各空港運営権者	各空港運営権者	各空港運営権者にお問合せください。
	地方管理空港・特定地方管理空港	各地方自治体	各地方自治体	各地方自治体にお問合せください。

	コンセッ ション空港	各空港運営 権者	各空港運営権者	各空港運営権者にお 問合せください。
新幹線使 用（参考 13）	北海道新幹線	JR 北海道	(株) J R北海道ソ リューションズ JR2 グループ E-mail : location@jrh- sol.co.jp TEL : 011-751- 7920 ※受付時間：（平 日）10：00－17： 00	各管理会社にお問合 せください。
	東北新幹線	JR 東日本	株式会社ジェイア ール東日本企画 首都圏統括支社 営業第一部 ロケ ーションサービス location@jeki.co .jp	
	秋田新幹線			
	山形新幹線			
	上越新幹線			
	北陸新幹線	JR 東日本： 東京から上 越妙高 JR 西日本： 上越妙高か ら敦賀間	JR 東日本：株式 会社ジェイアール 東日本企画 首都圏統括支社 営業第一部 ロケ ーションサービス location@jeki.co .jp JR 西日本：J R 西日本ロケーショ ンサービス jr- ls@westjr.co.jp	
	東海道新幹線	JR 東海	サービス相談室 TEL050-3772-3910 営業時間： 9:00~17:00（土日 祝日、年末年始を 除く）	
山陽新幹線	JR 西日本	J R西日本ロケー ションサービス		

			jr-1s@westjr.co.jp	
	九州新幹線	JR 九州	J R九州 広報部 (企画) TEL : 092 - 474 - 2541 mail : 00021000.jrk.02@jrkyushu.co.jp	
	西九州新幹線			
【出入国管理及び難民認定法】 在留諸申請	在留資格「短期滞在」(撮影スタッフが、日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行う場合※ただし活動目的は「短期商用等」に該当する場合に限る)	出入国在留管理庁	(問合せ先) ・外国人在留総合インフォメーションセンター (03-5796-7112) (申請書提出先) ・管轄する地方出入国在留管理局 ※オンラインによる申請も可(「短期滞在」は対象外)	在留資格「短期滞在」は、在留資格認定証明書交付申請の対象外です。そのため、入国に必要な手続については外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html) を御覧下さい。
	在留資格「興行」(参考 14) (出演俳優やカメラマンなどの撮影スタッフが放送番組(有線放送番組を含む。)又は映画の製作に係る活動を行う場合)			・在留資格認定証明書交付申請書 ・写真 ・申請人の芸能活動上の実績を証する資料 ・日本での具体的な活動の内容・期間・地位及び報酬を証する文書 ・受入れ機関の概要を明らかにする資料 ・その他参考となる資料 詳しくは入管庁 HP (https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/entertainer.html) を御覧下さい。

査証（ビザ）	短期滞在ビザ（撮影クルーが、日本で撮影を行わずにロケハン・シナハンのみを行う場合※ただし活動目的は「短期商用等」に該当する場合に限る） 【但し、短期滞在ビザを必要としない国・地域の方を除きます。短期滞在ビザを必要としない国・地域の詳細は、下記 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html を参照。】	外務省	申請予定の在外公館を下記リンク先から確認。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html)。	短期滞在ビザ「短期商用等」査証に関する必要書類は、申請人の国籍によって異なることから以下リンク先から確認。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html。
	興行ビザ（出演俳優やカメラマンなどの撮影クルーが放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動を行う場合）		在留資格認定証明書に関する質問は、「外国人在留総合インフォメーションセンター TEL：0570-013904（IP 電話・海外から：03-5796-7112）」に照会。 在留資格認定証明書取得後、査証申請に関する質問は、申請予定の在外公館に照会。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html)	就業査証「興行」に関する必要書類は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa3.html を参照。

(4) 「海外制作会社による国内ロケ誘致等支援」に係る補助金制度申請窓口について

前述のとおり、経済産業省では、令和4年度補正予算「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金（映像制作等支援）」（通称：JLOX）から、「海外制作会社による国内ロケ誘致等支援」として、海外制作会社による国内ロケ撮影等における制作費支援を実施しているところ、令和5年度補正予算事業における当該制作費支援に係る申請窓口は以下のとおり（本事業の公募は既に終了している）。

なお、応募資格は、日本の法令に基づき設置された法人（企業、団体等）で、海外制作会社等と共同で映像を制作する者、又は海外制作会社等から委託契約の受託等を受けている者に限り、海外法人が直接応募することはできない。

令和5年度補正予算「我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（コンテンツ産業の海外展開等支援）」（通称：JLOX+）海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援（事業期間：2024年3月4日～2025年3月31日）

補助金制度 申請窓口	V I P O（特定非営利活動法人 映像産業振興機構）	電話番号：03-6264-3578
		E-mail：question@jloxplus.jp ※外国法人向け
		H P：https://jloxplus.jp/

※最新の情報は経済産業省HPを参照

(5) 本ハンドブックの内容その他ロケ誘致の施策全般に関する問合せ窓口について

本ハンドブックの内容 その他ロケ誘致の 施策全般に関する問 合せ窓口	内閣府知的財産 戦略推進事務局	電話番号：03-3581-2109
---	--------------------	-------------------

2 コンプライアンスを基本としたロケ撮影の実施

(1) ロケ撮影におけるコンプライアンスの重要性

ロケ撮影の実施にあたっては、場所や状況によっては事前に必要な許認可を取得する必要がある場合が多い。そして、必要な許認可を取得すること以外にも、ロケ撮影に関しては、様々な法令が関係している。また、ロケ撮影の実施においては様々な関係者との接触があり、適切な実施をしないと関係者に思わぬ損害を生じさせたり、迷惑を掛けることがあるため、このような観点からの予防的な対応も重要である。

これらの点に留意し、コンプライアンスを遵守するロケ撮影を行うことで、ロケ撮影に対する国民の信頼感が醸成され、よりスムーズなロケ撮影が可能になると考えられる。

(2) 許認可条件等を遵守したロケ撮影の実施⁷

許認可条件等に関し、ロケ撮影で製作者等において発生しやすいトラブルや地域住民からの苦情として、以下のようなものがあると考えられる。

⁷ 許認可条件等に関する情報は、本ハンドブック第4章1（3）などを参照されたい。

主に、連絡や報告などのミスが大きな要因となると考えられることから、JFC／FCや自治体等許認可権者と密接に連携する必要があると考えられる。

無責任な行動が今後のロケ撮影にも影響することから、許認可条件等を遵守した撮影が求められる。

＜ロケ撮影に当たってよくあるトラブルや地域住民からの苦情（例）＞

○ 撮影の許認可等条件違反に該当するもの

- ・ 使用許可範囲外での撮影行為
- ・ 一方的な撮影時間の延長（特に深夜）
- ・ 撮影中止やスケジュール変更の連絡がない
- ・ 撮影用の車両台数が多く、決められた駐車場以外へ溢れた
- ・ 予定外の撮影機材（レール、クレーン等）の持ち込み
- ・ 施設内のコンセント電源の無断借用
- ・ 施設や設備への保護対策の不備
- ・ 撤収時の不完全な後片付け・清掃
- ・ 施設使用料や駐車場代等の不払い
- ・ 撮影のキャンセルに伴う違約金の不払い

（３）関係法令を遵守したロケ撮影

ロケ撮影に関わるすべての人々が安心して働ける環境を作るため、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（参考15）や特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）（参考16）、労働基準法（昭和22年法律第49号）（参考17）など各種法令を遵守した撮影を行うことが求められる。

なお、令和6年11月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されたことに伴い、フリーランス（特定受託事業者）に業務委託をする発注事業者（業務委託事業者）は、書面等による取引条件の明示等が義務付けられている。

（４）他人の権利・利益を侵害しないための配慮

ロケ撮影の実施にあたっては、例えばロケ隊の物品購入、宿泊、各種リース、制作委託など、様々な外部事業者との取引が発生する。このような取引において、代金不払いなどが起こると、ロケに関係した事業者が多大なる損害を被ることになる。特に、不払いや破損などのトラブルに関しては、1件のトラブルでそのロケ地が二度と使用できなくなるだけでなく、映像業界に対して二度と地域の撮影協力が得られない可能性もあり、FC活動の存続にも影響を及ぼしかねず、ひいては映像業界全体の危機にも繋がるため、ロケ撮影においては、外部事業者との契約関係を誠実に履行することが何よりも重要であり、リスクマネジメントの観点も念頭に入れて活動する必要がある。

また、ロケ地における地域住民に対しての配慮は、地域住民の円滑な協力を得るためにも重要である。特に、マナー等に関し、ロケ撮影で製作者等において発生しやすいトラブルや地域住民からの苦情として、以下のようなものがあると考えられる。

＜ロケ撮影に当たってよくあるトラブルや地域住民からの苦情（例）＞

① 撮影スタッフのマナーに関するもの

- ・ 弁当やタバコの吸い殻などのゴミが散乱している
- ・ 公園や歩道等での撮影における一般利用者への配慮が不足
- ・ 火気厳禁なのにドラム缶を持ち込み、火を焚く
- ・ 施設内の土足禁止が守られない
- ・ 文化財への配慮が不足（建造物、絵画、景観地などの文化財は、その希少価値の高さに関係なく、汚損・破損が生じると二度とその価値が戻らないものとして認識する必要がある）
- ・ 施設管理者や周辺住民への事前の対応が悪い
- ・ 自然環境や動植物への配慮が不足

② その他のもの

- ・ 夜間撮影の音や照明への苦情
- ・ 撮影見物音の騒音やゴミの散らかし
- ・ 撮影現場に見物者が来て住環境が悪くなった
- ・ 通行止めで高齢者が遠回りをさせられた

3 海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項について

●海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項（例）

- ・ 宗教上の理由から食べられないものがある（ロケ弁などへの配慮が必要）
- ・ 飲食や土足禁止などのルールが守られないケースがある
- ・ 長期間/大人数で「撮影のためだけ」に使用する場所（機材置き場など）の確保が必要となることが多い
- ・ 日本において、多言語に対応し、かつロケ撮影のノウハウを持つ人材が不足している
- ・ 撮影時は国内の制作プロダクションが間に入ってくることが多いため、撮影に関する意思疎通ができるが、撮影終了後は間に入る会社がないため海外製作者等とプロモーション等の話ができないこともある
- ・ 実際に撮影しても作品として放映されない事がある

4 JFC／FC、自治体等許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解

ロケ撮影は、撮影場所の関係だけではなく、地域住民・地方自治体の協力の上に成り立っているものであるため、JFC／FCの活動内容について尊重し、相互理解に基づいて連携しつつ、信頼関係を構築する必要がある。

そのため、前記第2章の2（2）ウ「撮影終了後のプロモーション」に記載したとおり、JFC／FCの活動目的である地域活性化やインバウンドなどの促進に向けて、映像作品の利用を積極的に承認するなど可能な範囲で協力することが必要となる。

また、製作者等においては、JFC／FCが円滑な支援体制を構築するために、作品の概要や支援依頼内容、情報提供の連絡先等について取りまとめた企画書やドローン撮影に係る資料などを作成・共有することが望ましい。

5 ロケ撮影において参考となる情報

① 消費税の還付申告に係る情報

日本の制作会社が海外の映画会社（非居住者）から撮影映像の制作を請け負った場合、当該取引は消費税の「輸出免税」に該当するため、日本の制作会社においては、税務署への申告により、消費税が還付される場合がある（参考 18 参照）。

② 国内撮影スタジオ（実写）関連情報

地域の倉庫や体育館など、スタジオの代替えとして活用ができそうな施設については、JFCにて集約しているため、適宜問合せされたい。

なお、海外製作者等からは、日本には大型作品に対応できるスタジオがないといった声も上がってきているところ、今後、海外におけるスタジオ整備（バーチャルプロダクション、VFX を含む。）の状況や国内外のニーズ等を踏まえ、民間事業者においては、日本におけるスタジオ整備の在り方について、具体的な構想を検討することが望ましい。

③ 税制優遇措置（タックスベネフィット）の有無：無

令和7年2月現在、日本において税制優遇措置の導入はない。

第5章 おわりに

1 本ハンドブックの改定

ロケ撮影を取り巻く環境は変化しつつあるため、このような変化に対応するためには今後も本ハンドブックの改定が必要になる。そのため、ハンドブックの浸透状況、改善内容等について定期的なフォローアップを実施し、ハンドブックの改正等も必要に応じて随時実施することが重要であると考えられる。

2 本ハンドブックの普及

本ハンドブックの普及に関しては、知財事務局、関係省庁及びJ F Cから、地方自治体、F C、映画制作分野等の関連団体等への直接的働きかけを行い、積極的な普及活動を実施する。

また、第1章の4記載と同様、在外公館、J E T R O、製作者等を通じ海外に情報発信を行うことも有効と考えられる。

ロケーション撮影に係る事例集

※本事例集は、撮影需要の高いロケーションや特別な撮影が可能な地域・場所について、許認可等に係る予見可能性を高めるために作成したものであり、実際の許認可等を確約するものではありません。

目次

1 撮影需要の高いロケーションに係る撮影事例	1
【道路】	
①渋谷スクランブル交差点(東京都渋谷区).....	1
②新宿歌舞伎町(歌舞伎町一番街)(東京都新宿区).....	3
【港湾】	
③京浜港横浜区(臨港パーク～山下埠頭北側の海域) (神奈川県横浜市).....	4
④清水港(日の出道路)(静岡県静岡市).....	5
⑤マリンパーク新居浜(愛媛県新居浜市).....	6
【国立公園】	
⑥知床国立公園(北海道斜里郡斜里町).....	7
⑦大雪山国立公園(北海道東川町).....	8
⑧瀬戸内海国立公園(兵庫県西宮市・神戸市(六甲山)).....	9
【空港】	
⑨仙台空港(宮城県名取市).....	10
⑩成田空港(千葉県成田市).....	11
⑪東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区).....	14
⑫中部国際空港(愛知県常滑市).....	19
⑬関西国際空港(大阪府泉佐野市).....	22
2 特別な撮影シチュエーションに係る撮影事例	24
【カーチェイス等の撮影】(道路交通法)	
①どぶ板通り(神奈川県横須賀市).....	24
②大垣駅前商店街(岐阜県大垣市).....	25
③京橋周辺(大阪府大阪市).....	26
【爆破シーンの撮影】(消防法)	
④東京都内屋内撮影所(屋内での撮影).....	27
⑤広島県内商業施設前(屋外での撮影).....	28
⑥佐賀県内解体予定建物(旧病院)内(屋内での撮影).....	29

1 撮影需要の高いロケーションに係る撮影事例

〔道路〕

①渋谷スクランブル交差点(東京都渋谷区)

撮影風景



撮影概要

撮影期間: 令和5年4月12日(水)5:00~7:00

撮影場面: 歩行シーン

演者数: 1名(エキストラ50名)

スタッフ数: 80名

交通整理員: 6名(カメラ周辺のみ)

申請先

所轄警察署

支援 FC

東京ロケーションボックス

撮影内容の 調整期間

撮影の約20日前に事前相談を受け、協議を2回実施

制作会社等からの撮 影の依頼内容(①)

- ・渋谷スクランブル交差点における歩行シーンを撮影したい
- ・撮影隊(出演者、エキストラ、スタッフ)の配置運用について協議したい

①に対する警察署か らの要請(②)

- ・スタッフは撮影班ということが分からないように、待機すること
- ・撮影前日に動きや配置をシミュレーションしておくこと
- ・歩行者や車両の通行止めを行わないこと
- ・見物人等が集まって他の交通の妨害となった場合は撮影を中止すること

②に対する制作会社 等の対応

- ・スタッフは一般通行人のように待機する
- ・カメラは出演者、エキストラを撮影しているとは感じさせないように撮影するが、カメラ周辺にスタッフ2名を配置する
- ・通行止めの禁止、緊急の場合の撮影中止については了承した

最終的な撮影条件

- ・上記の対応で撮影は可
- ・撮影時間は、5:00~7:00 とする

(参考)渋谷スクランブル交差点(オープンロケセット)

2019 年、『唐人街探偵 東京 MISSION』の国内ロケ誘致をきっかけとして、栃木県足利市に渋谷スクランブル交差点のオープンロケセットが誕生した(2020 年6月常設化)。使用料を支払うことにより撮影が可能となっている。



②新宿歌舞伎町(歌舞伎町一番街)(東京都新宿区)

撮影概要	撮影期間:令和6年8月23日(金)00:00～6:00 撮影場面:演者の歩行シーン 演者数:2名(エキストラ200名) 交通整理員:7名
申請先	所轄警察署
支援 FC	東京ロケーションボックス
撮影内容の調整期間	撮影の約1か月前に事前相談を受け、協議2回実施
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・歌舞伎町一番街における歩行シーンを撮影したい ・歩行者等一般交通の通行を妨げることなく、撮影したいので時間等の調整を行いたい
①に対する警察署からの要請(②)	・周辺施設への合意形成を図ること ・ドローンを使用して撮影することから、警察以外の関係省庁への必要な手続きを含めて確実にを行い、利用時の交通整理を確実に行うこと ・交通の危険を発生させないために十分な交通誘導員を配置すること ・歩行者や車両の通行止めを行わないこと
②に対する制作会社等の対応	・周辺施設に対して説明会を行い、撮影の了承を得た ・交通整理員を配置 ・周辺店舗の利用客、歩行者状況、撮影する内容に応じ、撮影時間を決定 ・通行止めの禁止、緊急の場合の撮影中止については了承した
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、00:00～6:00 とする

【港湾】

③ 京浜港横浜区(臨港パーク～山下埠頭北側の海域)
(神奈川県横浜市)

※港則法適用港であり、海上保安庁への申請が必要となる事例

撮影概要	撮影期間:令和6年6月3日(月)17:45～28:00、 同月4日(火)18:00～26:00、同月6日(木)18:30～25:50 (予備日:同月5日17:45～28:00) 撮影場面:船舶航行シーン 演者数:5名(劇用船:3隻) スタッフ数:70名(撮影関連船:4隻) 警戒(周囲の見張り専従)員数:4人程度(撮影関連船に1/隻)
申請先	所轄海上保安部
支援 FC	なし(制作会社より直接申請)
撮影内容の調整期間	申請から許可まで約1か月
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・主人公を乗せた船を追いかけてたい ・海上で演奏シーン等を撮影したい ・2～3隻の併走を想定している
①に対する港湾管理者からの要請(②)	・港則法第32条の「行事」に該当するので、船舶交通を確保するための安全対策等を記載した申請書を提出すること
②に対する制作会社等の対応	以下の安全対策を記載した申請書を提出した(抜粋) ・現場には許可書またはその写しを携行し、その記載内容について撮影関係者にあらかじめ周知徹底する ・港則法等海事関係法令を遵守する ・撮影関連船には専従の見張り員をそれぞれ配備させ、常に周囲の見張りを徹底する ・万一、付近航行船舶が接近する場合には、撮影を一時中断し、通行路を確保する ・気象情報等に留意し、作業中止基準を定める ・作業中、事故等が発生した場合にはあらかじめ設定した「緊急連絡系統図」に従い速報する ・資格を必要とする作業には必ず有資格者が対応する ・付近水域利用者等に対して事前周知を行う
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可(安全対策の履行をもって、港長からの追加条件等はない。)

④ 清水港(日の出道路)(静岡県静岡市)

※港湾管理者へ事前に申請した事例

撮影概要	撮影期間:令和4年12月7日(水)8:00~12:00 撮影場面:日の出道路(港湾区域)におけるタンDEM自転車の走行シーン 演者数:6名 スタッフ数:60名 警備員数:5~10名
申請先	港湾管理者
支援 FC	静岡市フィルムコミッション(静岡市広報課)
撮影内容の調整期間	令和4年11月10日(木)~令和4年12月7日(水)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・日の出道路で、演者のタンDEM自転車でのゴールシーンを撮影したい。 ・撮影時間は12月7日の8:00~12:00の4時間としたい
①に対する港湾管理者からの要請(②)	・海上でのドローン撮影は、船舶の上を飛ばさないこと及び荷役の支障にならないようにすること(陸でのドローン撮影禁止) ・周辺の企業に撮影許可を得ること ・歩道の舗装を傷めないよう注意すること ・一般交通に影響を及ぼすことのないよう、調整を行うこと
②に対する制作会社等の対応	・周辺施設に対して連絡をし、撮影の了承を得た
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑤マリンパーク新居浜(愛媛県新居浜市)

※港湾管理者へ事前に申請した事例

撮影概要	撮影期間:令和6年3月29日(金)6:00~7:00 撮影場面:マリンパーク屋外 全域 演者数:0名 スタッフ数:2名 警備員数:0名
申請先	港湾管理者
撮影内容の調整期間	令和6年3月29日(金)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・ドローンでの撮影をしたい ・朝日が昇る所を撮影したい ・撮影時間は 6:00~7:00(マリンパーク開門は7時)の1時間としたい
①に対する港湾管理者からの要請(②)	・ドローン撮影の為、安全確保手段は必須 ・マリーナに係留している船名などは撮影不可 ・もしもドローンが墜落した場合、破損箇所があれば現状復帰
②に対する制作会社等の対応	・マリーナに説明し、撮影の了承を得た ・ドローンが墜落した場合は、保険で対応する
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、6:00~7:00 とする

【国立公園】

⑥知床国立公園(北海道斜里郡斜里町)

※自然公園法に基づく許可申請が必要な事例

撮影概要	撮影期間:平成24年11月2日(金)～11月16日(金)の内2日間 撮影場面:乗馬シーン 演者数:3名(それぞれに馬1頭)
申請先	所轄自然保護官事務所
支援 FC	なし(企画会社が調整を担当)
撮影内容の調整期間	開始日不明～平成24年10月22日(月)(自然公園法に基づく許可申請書提出日まで)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	馬に乗った俳優が草原を駈けるシーンを撮影したい
①に対する地方環境事務所からの要請(②)	・制作会社等が選定した場所は、優れた自然植生がある区域であり国立公園の保護上重要な場所であったため、職員がロケハンに同行し、国立公園の保護等に関する配慮が可能で撮影者が求めるシーンを撮影できる場所として、過去の開拓跡地で現在は草原となっている場所や、国立公園利用者が散策する園地内にある草原を改めて選定 ・撮影地における乗馬、撮影車両の使用について自然公園法に基づく許可申請が必要 ・職員が撮影地における配慮事項として次の事項等を説明 ①植生帯への機材(カメラクレーン等)の乗入れの際にはコンパネ等で養生をすること ②安全誘導員を配置し、利用者の誘導を行うこと
②に対するFC等の対応	・自然公園法に基づく許可申請を行った ・撮影地における配慮事項への対応を行った
最終的な撮影条件	・上記対応により撮影は可 ・撮影地における配慮事項の遵守

⑦大雪山国立公園(北海道東川町)

※自然公園法に基づく許可申請が不要な事例

撮影概要	撮影期間:平成27年1月24日(土)~同月31日(土)(この期間の一部日程で撮影) 撮影場面:カップルがロープウェイを利用するシーン 演者数・スタッフ数:総勢15名
申請先	所轄管理官事務所
撮影内容の調整期間	平成27年1月13日(火)~同月14日(水)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	カップルが旭岳ロープウェイを利用するシーンを撮影したい
①に対する地方環境事務所からの要請(②)	・撮影にあたり、工作物の新築等を行わないため、自然公園法に基づく許可申請は不要 ・職員が施設利用に伴う配慮事項として次の事項等を説明 ○施設利用者の妨げになるような撮影は控えること
②に対する制作会社等の対応	・撮影地における配慮事項への対応を行った
最終的な撮影条件	・上記対応により撮影は可 ・撮影地における配慮事項の遵守

⑧瀬戸内海国立公園(兵庫県西宮市・神戸市(六甲山))

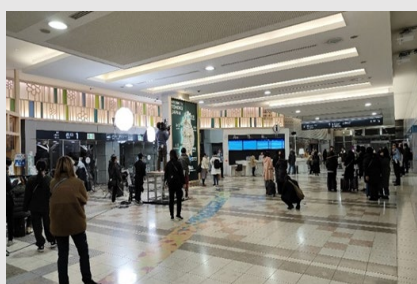
※自然公園法に基づく許可申請が必要な事例

撮影概要	撮影期間:令和3年4月2日(金)~同月7日(水) 撮影場面:六甲山特有の悪地(バッドランド)地形がみられる植生の乏しい荒涼とした場所での撮影 演者・スタッフ数(エキストラ含む):100~150名 警備員数:0名(民地の閉鎖された空間のため)
申請先	所轄自然保護官事務所
支援 FC	神戸フィルムオフィス
撮影内容の調整期間	令和3年1月~2月
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・制作会社等が選定した場所において、シーンを撮影したい ・撮影にあたっては撮影機材を設置したい
①に対する地方環境事務所からの要請(②)	・民地であること、一般利用者の立ち入りがいないこと、撮影期間が短期間であることから撮影は可 ・撮影地における撮影機材の設置について自然公園法に基づく許可申請が必要
②に対する制作会社等の対応	・自然公園法に基づく許可申請を行った
最終的な撮影条件	・上記対応により撮影は可

【空港】

⑨仙台空港(宮城県名取市) ※国管理空港(コンセッション空港)

撮影風景



撮影概要

撮影期間: 令和5年12月1日(金)11:00~17:15

12月2日(土)03:30~12:30

撮影場面: 空港占拠シーン(インフォメーションカウンター・チェックインカウンター等、国際線待合室等での撮影)

演者数: 10名(最多人数)

エキストラ: 30名(最多人数)

スタッフ数: 約50名

申請先

空港運営権者

支援 FC

なし(制作会社より直接申請)

撮影内容の
調整期間

約1か月(調整回数4回)

制作会社等からの撮
影の依頼内容(①)

・日中、便と便の合間や、夜間から早朝時間を利用して、3~4日間、仙台空港の以下の場所で撮影したい

<日中便と便の合間と夜間(22時~6時)>

・外観実景正面側からと滑走路側から

・1階到着ロビー中

・1階到着出入口表、道

・2階出発ロビーと駅からの出入口付近

・展望デッキ

<夜間撮影(22時~6時)>

・手荷物受取所

・出国待合スペース

・3階休憩広場、飲食店等

①に対する空港事務
所からの要請(②)

全行程において、空港会社又は国(空港事務所)の先導・立会いを実施

②に対する制作会社
等の対応

条件のとおりとする

最終的な撮影条件

・上記の対応で撮影は可

⑩ー1 成田空港(千葉県成田市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間:令和5年12月4日(月)09:00～13:00 撮影場面:出発ロビーにおいて演者が椅子に座って話しているシーン及び飛行機が飛び立つシーン 演者数:8名 スタッフ数:22名 警備員数:3名
申請先	空港管理会社
支援 FC	なし(制作会社より直接申請)
撮影内容の調整期間	令和5年11月20日(月)～令和5年12月4日(月)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・成田空港出発ロビー(成田国際空港第1ターミナル南ウイング4階(出発階))において、演者がチェックインを終えて会話をしているシーン及び飛行機が飛び立つシーンを撮影したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・撮影時間は09:00～17:00の間とすること ・撮影人数は30名以内とすること ・安全確保のため、歩きながらの撮影は禁止 ・旅客及び従業員等の迷惑にならないよう実施すること ・上記含め、「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守すること
②に対する制作会社等の対応	・事前に空港管理会社広報部員とロケハンを実施 ・安全確保手段として警備員を配置 ・「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守する形で撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑩ー2 成田空港(千葉県成田市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和5年11月29日(水)09:00～14:00 撮影場面: 到着ロビーにおける帰国シーン及び帰国した演者を探すシーン 演者数: 2名 スタッフ数: 28名 警備員数: 2名
申請先	空港管理会社
支援 FC	なし(制作会社より直接申請)
撮影内容の調整期間	令和5年11月17日(金)～令和5年11月29日(水)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・到着ロビー(成田国際空港第2ターミナル1階(到着階))において、演者が帰国したシーン及び帰国した演者を探すシーンを撮影したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・撮影時間は 09:00～17:00 の間とすること ・撮影人数は30名以内とすること ・安全確保のため、歩きながらの撮影は禁止 ・旅客及び従業員等の迷惑にならないよう実施すること ・上記含め、「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守すること
②に対する制作会社等の対応	・事前に空港管理会社広報部員とロケハンを実施 ・安全確保手段として警備員を配置 ・「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守する形で撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑩ー3 成田空港(千葉県成田市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和5年10月23日(月)09:00～14:00 撮影場面: 到着ロビーにおける帰国シーン及び飲食店に入るシーン 演者数: 2名 スタッフ数: 28名
申請先	空港管理会社
支援 FC	なし(制作会社より直接申請)
撮影内容の調整期間	令和5年10月10日(火)～令和5年10月23日(月)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・成田空港到着ロビー(成田国際空港第1ターミナル北ウイング1階(到着階))において、演者が帰国したシーン及び4階飲食店フロアにおいて、蕎麦屋に入るシーンを撮影したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・撮影時間は 09:00～17:00 の間とすること ・撮影人数は30名以内とすること ・安全確保のため、歩きながらの撮影は禁止 ・旅客及び従業員等の迷惑にならないよう実施すること ・蕎麦屋については事前に店舗の了解を得ること ※空港管理会社リテール営業部経由で店舗に確認 ・上記含め、「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守すること
②に対する制作会社等の対応	・事前に空港管理会社広報部員とロケハンを実施 ・飲食店フロアにおいては、最少人数で実施 ・「成田国際空港内撮影取扱要領」を順守する形で撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑪ー1 東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区)

撮影概要	撮影期間: 令和3年7月15日(木)01:00～6:00 同月16日(金) 01:00～6:00 撮影場面: 到着機からの競技馬の取り卸し、馬運車への積み込み等の撮影 スタッフ数: 9～11名
申請先	所轄空港事務所
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・映画用素材として競技馬の積卸風景を撮影したい ・撮影時間は 01:00～6:00 の間としたい
①に対する空港事務所からの要請(②)	・標準 ID カード所持者が立ち会い、立入者の安全を監視する ・制限区域立ち入り時は申請した場所以外のスポット・車両通路・他作業車両導線・機体・誘導路等の申請場所以外の区域に立ち入らないように監視する ・雨天や強風等、撮影に支障が生じた場合は、撮影を中断または中止する ・降雨時はカッパを着用し、傘は使用不可とする ・風に飛びやすい物は持ち込まない ・撮影者および立会者は、高視認性衣服を着用し、他の作業員から視認しやすい対策をとる ・車両通路には立ち入らない ・車両が完全に停止していることを確認し、ハンドリング時間外に撮影を行う ・航空機が完全に停止していることを確認し、移動を行う ・エフロン境界線より誘導路側へは立ち入らない ・保安上問題のある施設は撮影しない ・スポット内で撮影を実施する撮影者及びスポット内で業務をする関係者に対しては、実施内容の周知を図る ・制限区域内での撮影では、ストロボライトは使用しない ・機材制限区域には立ち入らない
②に対する制作会社等の対応	・いずれも遵守し、撮影対象以外の機体、従業員の作業の妨げにならないよう安全に留意し撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、01:00～6:00 とする

⑪ー2 東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区)

撮影概要	撮影期間: 令和4年6月1日(水)、9日(木)、15日(水)のうち2日、 いずれも 8:00~18:00 の間 撮影場面: ランプエリア内での慰霊式典、遺体搬送作業を再現したシーン 演者、スタッフ数: 80名程度
申請先	所轄空港事務所
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・ドラマ用素材としてランプエリア内での慰霊式典、遺体搬送風景を再現したシーンの撮影をしたい ・撮影時間は 8:00~18:00 の間としたい
①に対する空港事務所からの要請(②)	・撮影中は、車両通路には立ち入らない ・エプロン境界線より誘導路側には立ち入らない ・ランプ内撮影ではストロボライトは使用しない ・降雨時はカッパを着用し、傘は使用しない ・風に飛びやすい物は持ち込まない ・当該機周辺の作業従事者に事前に周知する ・航空機移動時は、機材制限区域には立ち入らない ・入退場時、標準 ID 所持者と立入者で機材の個数確認を実施する ・保安上問題のある施設は撮影しない
②に対する制作会社等の対応	・いずれも遵守し、撮影対象以外の機体、従業員の作業の妨げにならないよう安全に留意し撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、8:00~18:00 とする

⑪ー3 東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区)

撮影概要	撮影期間: 令和4年7月26日(火)、27日(水) 8:00～22:00の間 撮影場面: スポットに駐機中の航空機内および機体周辺での業務風景および離発着する航空機の撮影 演者、スタッフ数: 100名程度
申請先	所轄空港事務所
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・ドラマ用素材として地上作業の業務風景および離発着する航空機を撮影したい ・撮影時間は 8:00～22:00 の間としたい
①に対する空港事務所からの要請(②)	・航空機の移動中は機材制限区域には立ち入らない ・撮影中は、車両通路には立ち入らない ・エプロン境界線より誘導路側には立ち入らない ・隣接スポットには立ち入らない ・ランプ内撮影ではストロボライトは使用しない ・降雨時はカッパを着用し、傘は使用しない ・風に飛びやすい物は持ち込まない ・当該機周辺の作業従事者に事前に周知する ・保安上問題のある施設は撮影しない ・立入り者は同行責任者の指示のもと纏まって行動する ・撮影後一般区域へ戻る際には、手やカメラ等をアルコール消毒する ・撮影時、全員がマスクを着用する ・機材紛失防止のため、立ち入り者と標準ID保持者で相互確認を実施する ・他社の航空機が写らないようにする
②に対する制作会社等の対応	・いずれも遵守し、撮影対象以外の機体、従業員の作業の妨げにならないよう安全に留意し撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、8:00～22:00 とする

⑪ー4 東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区)

撮影概要	撮影期間:令和5年1月20日(金) 09:00～20:00の間 撮影場面:着陸シーンの撮影 スタッフ数:6名程度
申請先	所轄空港事務所
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・映画用素材として航空機の着陸シーンを撮影したい ・撮影時間は 09:00～20:00 の間としたい
①に対する空港事務所からの要請(②)	・車両通路、ボーディングブリッジ(PBB)稼働区域、隣接スポット、及びエフロン境界線を越えて誘導路側には立ち入らない ・撮影時にストロボライトは使用しない ・ヘルメット・反射ベストを全員着用する ・当該機周辺の作業従事者に事前に周知する ・保安に関係する施設、機器は撮影しない ・全員がマスクを着用する ・降雨時はカッパを着用し、傘は使用しない ・風に飛びやすい物は持ち込まない ・撮影後、一般区域へ戻る際には、手やカメラ等をアルコール消毒する ・入退場時、標準 ID カード保持者と立入者で機材の個数を確認する
②に対する制作会社等の対応	・いずれも遵守し、撮影対象以外の機体、従業員の作業の妨げにならないよう安全に留意し撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、09:00～20:00 とする

⑪ー5 東京国際空港(羽田空港)(東京都大田区)

撮影概要	撮影期間:令和5年10月19日(木) 15:00～18:00の間 撮影場面:着陸機の撮影 スタッフ数:6名程度
申請先	所轄空港事務所
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・映画用素材として航空機の着陸シーンを撮影したい ・撮影時間は 15:00～18:00 の間としたい
①に対する空港事務所からの要請(②)	・車両通路、ボーディングブリッジ(PBB)稼働区域、隣接スポットには立ち入らない ・反射ベストを全員着用する ・当該機周辺の作業従事者に事前に周知する ・保安に係る施設、機器は撮影しない ・降雨時はカッパを着用し、傘は使用しない ・風に飛びやすい物は持ち込まない ・入退場時、標準IDカード保持者と立入者で機材の個数を確認する
②に対する制作会社等の対応	・いずれも遵守し、撮影対象以外の機体、従業員の作業の妨げにならないよう安全に留意し撮影を実施
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は、15:00～18:00 とする

⑫ー1 中部国際空港(愛知県常滑市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和6年2月24日(土)7:00~20:00 2月25日(日)7:00~22:00 撮影場面: 第1ターミナル館内での移動・楽団の演奏シーン 演者数: 15名 スタッフ数: 150名
申請先	空港管理会社
撮影内容の調整期間	約2か月間
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・空港館内で移動するシーン及び楽団が演奏するシーンを撮影したい ・出演者の控室を確保したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・旅客動線に留意して撮影 ・お客様および空港従業員の映り込みに配慮 ・旅客の混雑しない時間帯に撮影
②に対する制作会社等の対応	・複数回のロケハンを実施し、撮影計画を作成 ・安全確保およびお客様誘導係として指定の位置にスタッフを配置 ・お客様動線での撮影時は撮影時間を1時間以内で撮影
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影料金を徴収

⑫ー2 中部国際空港(愛知県常滑市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和6年5月9日(木) 10:00～14:00 撮影場面: 第1ターミナル館内での移動シーン、 チェックインカウンターでの手続きシーン 演者数: 2名 スタッフ数: 22名
申請先	空港管理会社
撮影内容の調整期間	約1か月間
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・空港館内で移動するシーンを撮影したい ・チェックインカウンターでの手続きシーンを撮影したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・旅客動線に留意して撮影 ・お客様および空港従業員の映り込みに配慮 ・旅客の混雑しない時間帯に撮影
②に対する制作会社等の対応	・複数回のロケハンを実施し、撮影計画を作成 ・安全確保およびお客様誘導係として指定の位置にスタッフを配置 ・お客様動線での撮影時は撮影時間を1時間以内で撮影
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影料金を徴収

⑫ー3 中部国際空港(愛知県常滑市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和6年2月27日(火)9:30~18:00 2月28日(水)9:00~15:00 撮影場面: 消防車両の紹介 演者数: 1名 スタッフ数: 4名
申請先	空港管理会社
撮影内容の調整期間	約2か月間
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・空港消防車両を紹介する動画(放水シーン等含む)を撮影したい
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・空港会社完全立会いの下撮影 ・運航状況によっては中止判断を行う
②に対する制作会社等の対応	・ロケハンを実施し、撮影計画を作成 ・空港会社指定の腕章・ビブスを着用
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑬ー1 関西国際空港(大阪府泉佐野市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和6年7月10日(水)22:00~27:30 撮影場面: 国内線搭乗待合室での撮影 演者数: 3名 スタッフ数: 37名 警備員数: 0名
申請先	空港管理会社
支援 FC	なし(制作会社等より直接申請)
撮影内容の調整期間	令和6年3月4日(月)~令和6年8月8日(木)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・空港で搭乗前のシーン(保安検査後のエリア)をいくつか撮影したい ・撮影スタッフは、200人~300人を希望
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・一般旅客がいない夜間(22:00~29:00)での撮影とすること ・(保安検査場の手続き上の理由から)スタッフの人数を40名以下とすること ・機材はすべて事前に写真を含めてリストを提出すること ・当日スタッフの名簿(氏名、会社名、連絡先)を事前に提出すること
②に対する制作会社等の対応	条件のとおりとする
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

⑬-2 関西国際空港(大阪府泉佐野市) ※会社管理空港

撮影概要	撮影期間: 令和6年7月23日(火)14:00~17:30 令和6年7月24日(水)08:00~20:00、22:00~26:00 令和6年7月25日(木)9:00~20:00 撮影場面: 空港業務の特集(空港消防、BHS、環境業務、気象台業務) 演者数: 1名 スタッフ数: 9名 警備員数: 0名
申請先	空港管理会社
支援 FC	なし(制作会社等より直接申請)
撮影内容の調整期間	令和6年2月7日(水)~令和6年8月26日(月)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	空港の裏側(BHS業務、空港消防、環境対策(藻場等)、気象台)を撮影したい。
①に対する空港管理会社からの要請(②)	・撮影後の映像は確認必要 ・撮影内容は以下のとおり事前に調整すること <BHS業務> ・グランドハンドリング会社及び航空会社への事前許可が必要 ・許可が取れば、ソーティングエリア(画角は別途指定)、駐機場(蛍光ベスト着用必須)での撮影は可能 <空港消防> ・誘導路、滑走路を消防車両で走るのは不可 ・訓練シーン(放水、救助等)、車両は撮影可能 ・事務所内のシミュレーションによる訓練設備は撮影可能 <環境対策> ・担当者のインタビューは撮影可能 ・藻場を地上から撮影するのは可能 ・海中の撮影は制作会社側で船を準備するのであれば可能 <気象台> ・気象台様の上承があれば撮影可能
②に対する制作会社等の対応	条件のとおりとする
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・撮影時間は関係各所の要望時間に合わせて実施すること

2 特別な撮影シチュエーションに係る撮影事例

〔カーチェイス等の撮影〕(道路交通法)

①とぶ板通り(神奈川県横須賀市)

撮影概要	撮影期間:令和6年4月4日(木)9:00~12:00 撮影場面:車両逆走シーン 演者数:2名(エキストラ約15名) スタッフ数:30名 警備員数:16名
申請先	所轄警察署
支援 FC 等	横須賀市文化スポーツ観光部観光課
撮影内容の調整期間	令和6年2月13日(火)~同年4月4日(木)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・とぶ板通りにおいて、俳優が乗る四輪車両の逆走シーンを撮影したい ・撮影時間は、9:00~12:00 の3時間としたい
①に対する許認可等官庁からの要請(②)	・周辺施設への合意形成・安全確保手段は必須 ・一般交通も少くない場所のため、通行止めを実施すること ・有名かつ交通量もある道路を通行止めとするに至る根拠の提出
②に対する制作会社等の対応	・周辺施設に対して説明会を行い、撮影の了承を得た ・安全確保手段として警備員を配置 ・地域のPRとする旨、横須賀市と調整し、市の協力を取り付け、公益性を根拠とした。(地域振興目的を付加)
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可 ・署長規制による通行止めも実施 ・撮影時間は、9:00~12:00 とする ・全流入路への警備員の配置

②大垣駅前商店街(岐阜県大垣市)

撮影概要	撮影期間:令和5年10月30日(月)~同年11月2日(木)20:00~6:00 撮影場面:短編映画のカーチェイスシーン 演者数:7名 スタッフ数:50名 警備員数:17名
申請先	所轄警察署
支援 FC	大垣観光協会
撮影内容の調整期間	令和5年4月~同年9月
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・大垣商店街(歩道)と駅前通り(車道)を車とバイクでカーチェイス及びクラッシュシーンを撮影したい。※クラッシュシーンはCG合成 ・夜間 20:00~翌6:00 の間で準備と撮影を実施する
①に対する警察署からの要請(②)	・大垣駅前商店街組合及び地元住民への合意形成は必須 ・警備員の大量動員による交通規制及び安全確保 ・一般交通量が極めて多い場所のため、広域な迂回路の設定と事前広報の徹底
②に対する制作会社等の対応	・商店街組合及び地元自治会への説明の実施と同意書の徴収 ・道路管理者、警備会社打合せ済み
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影可 ・駅前通りを完全通行止めにして実施 ・規制時間は 20:00~6:00

③京橋周辺(大阪府大阪市)

撮影概要	撮影期間:令和2年2月13日(木)17:00~5:00 撮影場面:路地でのシーン・ビル屋上においてビルからビルへ追跡者から逃れるシーン及び国道1号を横断するシーン 演者数:5名 スタッフ数:260名(米・カナダ:80名、日本:180名) 警備員:34名
申請先	所轄警察署
支援 FC	大阪フィルム・カウンスル
撮影内容の調整期間	令和元年10月16日(水)~令和2年2月12日(水)
制作会社等からの撮影の依頼内容(①)	・細い路地においてバイクを2台使用した追跡者から逃れるシーン、ビル屋上においてビルからビルへ追跡者から逃れるシーン及び追跡者を撒いた後国道1号を横断するシーンを撮影したい
①に対する警察署からの要請(②)	・撮影現場は繁華街であることから撮影関係車両の駐車場所を確保すること ・地元調整を図ること ・通行止めで行うとともに酔客等の整理誘導を行うこと ・交通量調査を実施すること ・搬入搬出の際、国道1号線への車両の駐停車を極力減らすこと
②に対する制作会社等の対応	・詳細な撮影のタイムスケジュールを作成の上、車両出入り・配置計画を作成し、交通影響が最小限となるよう調整した ・撮影エリア及び周辺全店舗に撮影の協力依頼を行い、協力店は当日閉店し、非協力店は営業補償して店を貸し切り、撮影の了承を得た ・撮影時には資機材を用いて通行止めにするとともに、各ポイントに警備員を増員配置して酔客の整理誘導を行った ・搬入搬出の際、機材トラックやマイクロバスなどを順番に現場に到着するよう手配した
最終的な撮影条件	・上記の対応で撮影は可

【爆破シーンの撮影】(消防法)
④東京都内屋内撮影所(屋内での撮影)

撮影風景

(イメージ)



撮影概要

撮影期間:令和6年8月15日(木)
撮影場面:屋内撮影所における爆破シーン
演者数:0名
スタッフ数:20名
警備員数:0名

申請先

所轄消防本部(消防署)

支援 FC

なし(制作会社等より直接申請)

撮影内容の
調整期間

令和6年8月9日(金)

制作会社等からの撮
影の依頼内容(①)

・屋内撮影所において爆破シーンの撮影をしたい

①に対する消防本部
(消防署)からの条件
(②)

喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みに係る承認が必要な場所として、消防長(消防署長)が指定する場所(劇場や映画スタジオ等)での撮影であり、禁止行為の解除承認を要するため、以下の申請書の提出を求めた

- ・禁止行為の解除承認申請書の提出

⇒具体的な撮影計画の作成、消火器等の設置、火災発生時の対応計画、火薬の数量・成分、爆破シーンに使用する模型等の仕様書など、申請内容、安全対策がわかる必要な書類を添付

※本件については、火災と紛らわしい煙や火炎を発生し又は煙火を使用することがなかったため、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出は不要

②に対する制作会社
等の対応

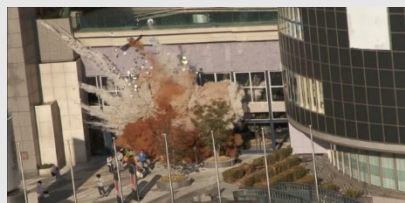
・上記を提出

最終的な撮影条件

・上記の対応により撮影は可

⑤広島県内商業施設前(屋外での撮影)

撮影風景



撮影概要

撮影期間:平成23年3月5日(土) ※爆破撮影終了後 8:30～7口清掃による粉塵除去を行い10時から商業施設をオープン
 撮影場面:爆破シーン
 演者数:60 (スタント10 エキストラ50)
 スタッフ数:100
 警備員数:7 (プラス道路封鎖により警察官10)

申請先

所轄消防本部(消防署)

支援 FC

広島フィルムコミッション

撮影内容の調整期間

平成22年11月～平成23年3月5日(土)

制作会社等からの撮影の依頼内容(①)

・広島県内の商業施設前の屋外にて爆破シーンの撮影

①に対する消防本部(消防署)からの条件(②)

煙火を使用することに伴い、以下の届出を提出
 ・煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛けの届出の提出
 ・避難経路図の提出
 ・緊急連絡先の提出
 ・緊急時の対応フローチャートの提出
 ・前日火薬搬入時のチェック、当日火薬設置のチェックに現場入
 ※本件については、喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みの承認が必要な場所として、消防長(消防署長)が指定する場所(劇場や百貨店等)の範囲内ではないため、禁止行為の解除承認申請書の提出は不要

②に対する制作会社等の対応

・上記を提出
 ・火薬量確認後、地響きのような大音量が予想されるとして下記追加指示があり、FC で実施
 すでに調整済みの市民病院に大音量に関し再説明すること
 周辺ビルすべての警備に通知すること
 ロケ地に隣接しない大型商業施設にも連絡すること
 (最終:隣接 13 施設、9 大型商業店、11 商店街 750 店舗、
 バス協会・タクシー協会 2・路線バス 5 社、多業種 29 企業・協会・行政による FC を支援する会への説明会)

最終的な撮影条件

・上記の対応により撮影は可

⑥佐賀県内解体予定建物(旧病院)内(屋内での撮影)

撮影風景



撮影概要

撮影期間:令和2年11月25日(水)
 撮影場面:解体予定の建物(屋内)の爆破シーン
 演者数:5名
 スタッフ数:18名
 警備員数:2名

申請先

所轄消防本部(消防署)

支援 FC

佐賀県 FC、管轄市役所

撮影内容の 調整期間

令和2年10月16日(金)~11月上旬

制作会社等からの撮 影の依頼内容(①)

・爆破シーンの撮影をしたい

①に対する消防本部 (消防署)からの条件 (②)

火災と紛らわしい煙や火炎を発生、煙火を使用することに伴い、以下の届出を提出
 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出の提出
 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛けの届出の提出
 ※本件については、喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みの承認が必要な場所として、消防長(消防署長)が指定する場所(劇場や百貨店等)ではないため、禁止行為の解除承認申請書の提出は不要

②に対する制作会社 等の対応

・上記を提出

最終的な撮影条件

・上記対応により撮影は可

令和5年度補正予算「我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（コンテンツ産業の海外展開等支援）」（通称：JLOX+）海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援（所管省庁：経済産業省）

○海外制作会社による国内ロケ誘致等支援（補助金制度）

対象となるコンテンツ

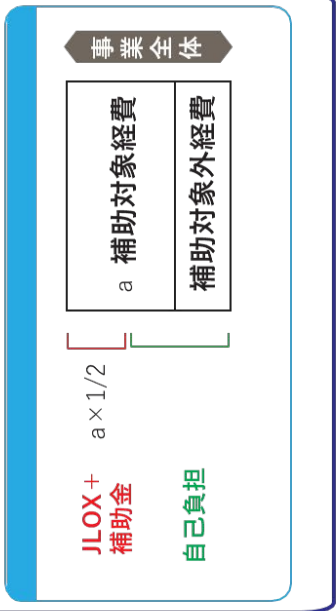
海外制作スタッフが参加し、日本を撮影ロケーションに含んで製作される大型の海外映像作品（実写映画、配信ドラマ等）

補助金額の上限

1 案件につき 10 億円（補助金額：補助対象経費 × 補助率）

補助金額の補助率

適用される補助率は、「1/2」



応募要件

- 以下の要件を満たすことに加え、②～⑤の要件を満たすもの
- ①以下の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する映像作品
 - （ア）日本国内における直接製作費5億円以上の作品
 - （イ）総製作費10億円以上かつ日本国内における直接製作費2億円以上の作品
 - （ウ）公開、配信、放映または放送等を行う予定としている国が10カ国以上であり、かつ日本国内における直接製作費2億円以上の作品
 - ②国内映像産業への裨益があること（現地雇用による人材育成、国内スタジオの活用、国内でのポストプロダクションにおけるVFX等の高度な編集作業の実施（国内スタッフの雇用及び育成）等）
 - ③日本のシーンが確保されていること
 - ④製作者が作品のプロモーションを通じ、ロケ地となった地域のプロモーションに協力可能であること
 - ⑤映像作品における日本のシーンを通じた魅力について、グローバル展開に向けた工夫を有すること
 - ①の総製作費及び日本国内における直接製作費については、事業期間外を含むプロジェクト全体で各基準額が満たされているかを判断します。ただし、①の要件を満たさない場合でも、②～⑤において日本経済・国内映像産業に大きく裨益する作品（※）については審査の対象となります。
- （※）審査委員会の判断に委ねられます。

JFC／FCの役割、活動内容について

JFC／FCは、以下のような役割を果たし、活動を行うことが期待されている。

（出典：「ジャパン・フィルムコミッションのご案内」）

＜FCの役割＞

FCは、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるための支援を行う団体で、以下の3要件を満たす公的機関であること。撮影支援を行うことによって、地域活性につなげる目的で活動している。

① 非営利公的機関である

○ 非営利であることについて

- ・ FCは製作者等との対等な立場を担保するため、撮影支援サービス（施設利用料等は除く）に対する直接的な対価は受け取らない。
- ・ FCスタッフは、個人的な利益とFCの任務の間に利害の対立があってはならない。
- ・ FCスタッフは、映像関連企業あるいは映像関連企業にサービスを提供する企業の株主あるいは職員であってはならない。

*多くのFCが税金によって運営されているため、FC活動は、最終的に地域住民への還元に繋げることが重要である。そのため、直接的な対価を受け取らない形で撮影支援サービスを行うが、支援した作品は、地域活性化のため活用できるようにすることが必要といえる。また、支援作品の活用により、地域住民の撮影への理解へとつながり、FC活動を活発的かつ継続的に行えることにつながると考える。

○ 公的機関である

- ・ FCは、撮影支援に際して、地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体と、以下のいずれかの関係にあること
 - 地域の自治体に所属する組織であること
 - 地域の自治体が活動を支援している唯一のFCであること

② 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている

- ・ FCは、地域内の撮影支援に対して、一元的な相談窓口となっていること
- ・ 上記窓口機能を果たすため、下記の体制を有すること
 - 地域内の国及び地方自治体の施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制
 - 地域内の企業・団体・住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制

③ 作品内容を選ばない

- ・ FCは、表現の自由を尊重し、作品の内容により支援の可否を決めてはならない。
 - ・ 対象作品に対する撮影支援の可否は、ロケ地の候補となった施設等（ロケ候補地）の管理者が決定するものであり、FCはロケ候補地の管理者と制作者の仲介、連絡調整を行う。
- *但し、支援申請にあたり条件にそぐわないもの（準備不足、予算不足、スケジュール不足、制作体制等の不備等）に対しては、ロケ地および地域を守る観点から、支援の可否を決定する場合がある。

＜ＦＣの活動内容＞

- ① 製作者等への誘致・プロモーション活動
- ② 製作者等へのロケーション撮影支援
- ③ 支援した作品を活用した地域活性化活動
 - ・ 地域住民や映像業界とのコラボレーション（例：映画祭、上映会の実施など）
 - ・ 観光政策としての誘客施策（フィルム（スクリーン・ロケ）ツーリズム）
 - ・ 文化資産の保全・活用（例：施設改修・保全活動等）
 - ・ 特産品等の物販促進（プロダクト・プレイスメント等）
 - ・ 地域教育機関との連携（例：映像作品ワークショップ等の実施等）
- ④ 地域への啓蒙・ＰＲ活動
- ⑤ 情報の蓄積、スタッフの育成
- ⑥ 近隣ＦＣとの連携

＜ＦＣが提供するサービス（支援内容）＞

- ① 全てのＦＣが必ず提供するサービス（支援）
 - ロケ地に資する情報（写真、撮影条件、使用料、連絡先、地図など）
 - 宿泊、食事、機材、レンタカーといったロケ関連の情報の提供
 - 撮影許認可に関する情報の提供や許認可申請等に当たっての必要な助言
- ② ＦＣによって提供する場合があるサービス（支援）
 - 警察署、公的機関などへの撮影許可手続の簡便化や代行
 - ボランティア、エキストラの手配
 - ロケハンや撮影への同行
 - 宣伝への協力
 - ロケハン助成金や製作補助金などのインセンティブ（助成制度）
- ③ ＦＣが直接提供しないサービス（支援）※相談の受付は除く
 - タイアップ交渉
 - 製作資金への出資
 - 撮影に関連して起きた人的・物的損害の補償

J F C / F C の連絡窓口

※以下のリストは、令和6年9月1日時点のものである。また、J F C に加盟している会員のみであり、非会員は掲載していない。

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
	ジャパン・フィルムコミッション	104-0045	東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F	03-6264-2042	03-6264-2043	jfc@japanfc.org	https://www.japanfc.org/
	正会員 (FC会員)						
1	旭川地域フィルムコミッション	070-0035	北海道旭川市5条通7丁目1486番地 旭川フードテラス2F	0166-23-0090	0166-23-1166	info@atca.jp	http://www.atca.jp/
2	岩見沢ロケーションオフィス	068-0034	北海道岩見沢市有明町南1番地1 岩見沢複合駅舎1F 岩見沢市観光協会内	0126-22-3470	0126-35-6620	nishikawa@i-kankou.jp	http://iwamizawa-lo.jp/
3	はこだてフィルムコミッション	040-8666	函館市東雲町4-13 函館市観光部観光振興課内	0138-21-3326	0138-21-3324	hako-fc@city.hakodate.hokkaido.jp	http://www.hakodate-fc.com/
4	札幌フィルムコミッション	003-0005	北海道札幌市白石区東札幌五条1丁目1-1 インタークロス・クリエイティブ・センター 1F A	011-817-5711	011-817-5722	info@screensapporo.jp	www.screensapporo.jp
5	苫小牧市産業経済部 産業振興室 観光振興課 (とまこまいフィルムコミッション)	053-0872	北海道苫小牧市旭町4-5-6	0144-32-6448	0144-32-4200	kanko@city.tomakomai.hokkaido.jp	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankojoho/film_commission/
6	盛岡広域フィルムコミッション	020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通1-1-10 ブラザおでって4F	019-606-6688	019-653-4417	mfc@odette.or.jp	http://www.morioka-fc.com/mfc/
7	岩手県花巻市観光課	025-8601	岩手県花巻市花城町9-30	0198-24-2111(内線290) 0198-41-3541	0198-24-0259	kanko@city.hanamaki.iwate.jp	http://www.city.hanamaki.iwate.jp/
8	みちのくフィルムコミッション 奥州市ロケ推進室	023-1105	岩手県奥州市江刺区大通り1-8 奥州市江刺総合支所	0197-34-2343	0197-35-3476	location@city.oshu.iwate.jp	http://www.oshu-fc.jp/
9	せんだい・宮城フィルムコミッション	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目3-20 東日本不動産仙台一番町ビル6階	022-393-8416	022-268-6252	info@sendaimiyagi-fc.jp	http://www.sendaimiyagi-fc.jp/
10	かくのだてフィルムコミッション	014-0392	秋田県仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所 観光文化スポーツ部 観光課	0187-43-3352	0187-54-4102	info@kakunodate-fc.jp	http://kakunodate-fc.jp/
11	能代フィルムコミッション	016-8501	秋田県能代市上町1-3 能代市環境産業部観光振興課内	0185-89-2179	0185-89-1776	kankou@city.noshiro.lg.jp	http://www.shirakami.or.jp/~noshiro-fc/
12	だいせん大曲フィルムコミッション	014-0024	秋田県大仙市大曲通町6-5 (一社) 大仙市観光物産協会	0187-86-0888	0187-86-0888	welcome_daisen@aqua.ocn.ne.jp	https://daisenkankou.com/film-commission.html
13	よこてフィルムコミッション	013-0036	秋田県横手市駅前町5-1 横手駅東口観光案内所内	0182-38-8652	0182-38-8663	yokote.dmo@gmail.com	http://yokote-kankou.jp/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
14	MaTTA フィルムコミッション	019-0701	秋田県横手市増田町増田 字上町53番地 (一社) 増田町観光協会内	0182-45-5541	0182-45-2828	kanko-masuda@ae.wakwak.com	https://masuda-matta.com/
15	山形フィルム・コミッション	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3- 25 山形市役所内文化創 造都市課	023-641-1212(内 線769)	023-624-9618	bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp	http://www.fc-yamagata.jp/
16	会津若松フィルムコミッション	965-8601	福島県会津若松市東栄町3 番46号 会津若松市役所 内	0242-39-1251	0242-39-1433	kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	http://www.fc.a-vst.jp/
17	一般社団法人にほんまつDMO	964-0904	福島県二本松市郭内三丁 目303番地5	0243-24-7702	0243-22-6638	nihormatsu.dmo@gmail.com	https://www.nihormatsu-dmo.jp
18	一般社団法人相双フィルムコミッション	979-1535	福島県浪江町大字井手字 北川原74番地	080-5729-6041		info@sosofc.jp	現在修理中
19	こおりやまフィルムコミッション	963-8601	福島県郡山市朝日一丁目 23-7 郡山市役所	024-924-2621	024-925-4225	kfc@city.koriyama.lg.jp	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/120/19636.html
20	いわきフィルム・コミッション協議会	972-8321	福島県いわき市常盤湯本 町向田3-1 いわき市石炭 化石館	0246-44-6545	0246-44-6546	support@iwaki-fc.jp	http://www.iwaki-fc.jp/
21	いばらきフィルムコミッション	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県営業戦略部観光物 産課観光・フィルムコミッ ション担当	029-301-3632	029-301-3616	ibaraki-fc@pref.ibaraki.lg.jp	http://www.ibaraki-fc.jp/
22	行方市フィルムコミッション	311-3892	茨城県行方市麻生1561-9 企画部政策秘書課 シティ プロモーション室	0299-72-0811	0299-72-2174	name-fc@city.namegata.lg.jp	https://www.city.namegata.ibaraki.jp/
23	ぐんまフィルムコミッション	371-8570	群馬県前橋市大手町一丁 目1-1 群馬県庁 産業経済 部戦略セールス局 eスポーツ・クリエイティ ブ推進課	027-897-2970	027-223-1197	gunma-fc@pref.gunma.lg.jp	https://www.gunma-fc.jp/
24	一般社団法人栃木県まちづくり協議会	320-0802	栃木県宇都宮市江野町10- 13 栃の木地所ビル2F	028-623-1015			https://tag.or.jp/
25	宇都宮フィルムコミッション	320-0026	栃木県宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道 スクエア2F (一社)宇都宮観光コンベン ション協会	028-678-8039	028-678-8049	fc@utsunomiya-cvb.org	https://www.utsunomiya-cvb.org/film
26	千葉県フィルムコミッション	261-8501	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデン D棟14階 (公財)ちば国際コンベン ションビュロー内	043-213-3533	043-297-2753	fc@ccb.or.jp	http://fc.ccb.or.jp/
27	東京フィルムコミッション (東京ロケーションボックス)	162-0801	東京都新宿区山吹町346 番地6 日新ビル2階	03-5579-8464	03-5579-8785	ml-tilb@tcvb.or.jp	http://www.locationbox.metro.tokyo.jp/
28	新潟県フィルムコミッション協議会	950-8570	新潟県新潟市中央区新光 町4-1 (公社) 新潟 県観光協会	025-283-1188	025-283-4345	location@niigata-kankou.or.jp	http://www.loca-niigata.net/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
29	富山県ロケーションオフィス	930-8501	富山県富山市新総曲輪1丁目7号 富山県観光課内	076-444-6789	076-444-4404	toyama.location@gmail.com	http://www.location-toyama.jp/
30	富山フィルムコミッション	930-8510	富山県富山市新桜町7-38 富山市観光政策課内	076-443-2072	076-443-2184	toyama.fc@city.toyama.toyama.jp	http://www.toyama-fc.jp/
31	輪島フィルムコミッション	928-8525	石川県輪島市ニツ屋町2字29番地 輪島市産業部観光課内	0768-23-1146	0768-23-1856	wajima-fc@city.wajima.lg.jp	https://wajimanavi.jp/wajimafc/
32	金沢フィルムコミッション	920-0918	石川県金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階(公財)金沢コンベンションビュロー内	076-224-8411	076-224-6400	k-fc@kanazawa-cb.com	https://kanazawa-fc.jp/
33	福井県フィルムコミッション	910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1 福井県交流文化部魅力創造課内	0776-20-0762	0776-20-0513	fukuiken-fc@pref.fukui.lg.jp	
34	福井フィルムコミッション	910-0858	福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階 福井市商工労働部観光文化局おもてなし観光推進室	0776-20-5346	0776-20-5670	kankou@city.fukui.lg.jp	http://fukui-fc.com/
35	敦賀フィルムコミッション	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1 敦賀市まちづくり観光部観光誘客課内	0770-22-8128	0770-22-8184	kankou@ton21.ne.jp	http://www.city.tsuruga.lg.jp/film-com/top.html
36	富士の国やまなしフィルム・コミッション	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	055-231-5542	055-221-3040	fc@yamakan-sk.jp	http://www.yamanashi-kankou.jp/fc/index.html
37	(一社)富士河口湖町観光連盟	401-0304	山梨県南都留郡富士河口湖町河口3131-2	0555-28-5177	0555-28-5070	fk.renmei@snow.ocn.ne.jp	http://www.fujisan.ne.jp
38	ながのフィルムコミッション	380-0835	長野県長野市新田町1485-1 長野市もんぜんプラザ4階(公財)ながの観光コンベンションビュロー内	026-223-6050	026-223-5520	info@nagano-fc.org	http://www.nagano-fc.org/
39	信州上田フィルムコミッション	386-0024	長野県上田市大手2-8-4 上田観光会館2F(一社)信州上田観光協会	0268-71-6075	0268-71-6076	fc3@ueda-kanko.or.jp	http://www.ueda-cb.gr.jp/fc/
40	松本フィルムコミッション	390-0874	長野県松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階 松本観光コンベンション協会内	0263-34-3295	0263-39-7320	yokoso@matsumoto-tca.or.jp	http://www.matsumoto-film.jp/
41	諏訪圏フィルムコミッション	392-8511	長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪地方観光連盟内	0266-52-4141	0266-58-1844	info@suwafc.com	http://www.suwafc.com/
42	塩尻フィルムコミッション	399-0736	長野県塩尻市大門一番町12番2号 塩尻市観光協会内	0263-54-2001	0263-52-1548	kanko@city.shiojiri.lg.jp	https://tokimeguri.jp/
43	伊那谷フィルムコミッション	396-8617	長野県伊那市下新田3050 伊那市役所	0265-78-4111	0265-74-1250	inadanifc@inacity.jp	http://blogs.yahoo.co.jp/inadanifc/
44	岐阜フィルムコミッション	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県観光国際部観光資	058-272-8396	058-278-2574	c11337@pref.gifu.lg.jp	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/film-commission/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
			源活用課観光コンテンツ係				
45	多治見フィルムエンジン	507-8703	岐阜県多治見市日ノ出町2-15 多治見市産業観光課内	0572-22-1250	0572-25-3400	film@city.tajimi.lg.jp	http://www.tajimi-filmengine.com/
46	飛騨フィルムコミッション	509-4292	岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所商工観光部まちづくり観光課内	0577-73-7463	0577-73-6866	syokokanko@city.hida.lg.jp	https://www.city.hida.gifu.jp/site/hida-loc/
47	大垣フィルムコミッション	503-0923	岐阜県大垣市船町2-26-1 奥の細道むすびの地記念館内	0584-77-1535	0584-81-8828	ogaki-fc@ogakikanko.jp	http://www.ogaki-fc.jp/top.html
48	静岡市フィルムコミッション(静岡市広報課)	420-8602	静岡県静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1219	054-252-2675	koho@city.shizuoka.lg.jp	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8957/s007347.html
49	浜松フィルムコミッション	430-8652	静岡県浜松市中区元城町103番の2 浜松市産業部観光・シテプロモーション課フィルムコミッション推進室	053-457-2295	050-3730-8899	fc@city.hamamatsu.shizuoka.jp	http://www.hamamatsu-film.com/
50	なごや・ロケーション・ナビ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル11階	052-202-1145	052-231-0922	nagoyaln@ncvb.or.jp	http://www.ncvb.or.jp/contents/location/
51	いちのみやフィルムコミッション	491-8501	愛知県一宮市本町2丁目5-6	0586-28-9131	0586-73-9135	info@138ss.com	http://138ss.com
52	かにえフィルムコミッション	497-8601	愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町ふるさと振興課内	0567-95-1111 (内線443)	0567-95-9188	furusato@town.kanie.lg.jp	http://www.town.kanie.aichi.jp/
53	岡崎フィルムコミッション	444-8601	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所 観光推進課内	0564-23-6609	0564-23-6731	film.okazaki@city.okazaki.lg.jp	http://fc.okazaki-kanko.jp/
54	ロケーションナビ・にしお	445-8801	愛知県西尾市寄住町下田22番 西尾市役所交流共創部観光文化振興課	0563-65-2197	0563-57-1317	bunka@city.nishio.lg.jp	https://www.city.nishio.aichi.jp/sportskanko/kanko/1001472/1006325/index.html
55	とよたフィルムコミッション推進協議会	471-8501	愛知県豊田市西町3丁目60番地	0565-34-6642	0565-35-4317	shoukan@city.toyota.aichi.jp	
56	よっかいちフィルムコミッション	510-0075	三重県四日市市安島1丁目1-56 四日市物産観光ホール内	059-357-0382	059-355-8311	info@yokkaichi-fc.jp	http://yokkaichi-fc.jp
57	みえフィルムコミッション協議会	514-8570	三重県津市広明町13番地 三重県観光部観光誘客推進課	059-224-2802	059-224-2801	kankoyu@pref.mie.lg.jp	http://www.pref.mie.jp/D1KANKO/film.htm
58	津市政策財務部広報課	514-8611	三重県津市西丸之内23番1号	059-229-3111	059-229-3339	229-3111@city.tsu.lg.jp	https://www.info.city.tsu.mie.jp
59	伊勢志摩フィルムコミッション	519-0609	三重県伊勢市二見町茶屋111-1 (公社)伊勢志摩	0596-44-0800	0596-42-2929	info@iseshima-kanko.jp	http://www.iseshima-kanko.jp/fc/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
			観光コンベンション機構 内				
60	滋賀ロケーションオフィス	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県商工観光労働部観 光振興局内	077-528-3745	077-527-7329	info@shiga-location.jp	http://www.shiga-location.jp/
61	彦根市フィルムコミッション室	522-8501	滋賀県彦根市元町4番2 号	0749-30-6153	0749-24-9676	hikone-fc@ma.city.hikone.shiga.jp	https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kanko_bunka/5/hikonefilmcomission/index.html
62	甲賀ロケーション推進協議会	528-8502	滋賀県甲賀市水口町水口 6053 観光企画推進課	0748-69-2198	0748-63-4087	koka10352000@city.koka.lg.jp	http://www.koka-location.com
63	京都市メディア支援センター	604-8005	京都市中京区河原町通二 条下る 一之船入町384番 地 ヤサカ河原町ビル7階 京都市産業観光局観光 MICE 推進室	075-229-6602	075-213-2022	media-support@city.kyoto.lg.jp	http://kanko.city.kyoto.lg.jp/support/
64	舞鶴フィルムコミッション	625-8555	京都府舞鶴市北吸1044 舞 鶴市産業振興部観光商業 課内	0773-66-1024	0773-62-9891	fo@maizuru-kanko.net	http://www.maizuru-kanko.net/fc/
65	京丹後フィルムコミッション	629-3101	京都府京丹後市網野町網 野385-1	0772-69-0450	0772-72-2030	kankoshinko@city.kyotango.lg.jp	http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kyotangofo
66	京都亀岡フィルムコミッション	621-0074	京都府亀岡市安町野々神8 亀岡市商工観光課内	0771-25-5034	0771-25-4400	syoukou-kankou@city.kameoka.lg.jp	
67	大阪フィルム・カウンスル	542-0081	大阪市中央区南船場4-4- 21 リソナ船場ビル5階	06-6282-5905	06-6282-5915	info@osaka-fc.jp	http://www.osaka-fc.jp/
68	八尾市フィルムコミッション	581-0003	大阪府八尾市本町一丁目1 番1号 観光・文化財課	072-924-3717	072-924-3995	k-bunkazai@city.yao.osaka.jp	https://www.city.yao.osaka.jp
69	柏原市	582-8555	大阪府柏原市安堂町1-55 柏原市役所市民部こぎわ い観光課	072-940-6165	072971-2530	kanko@city.kashiwara.lg.jp	
70	堺フィルムオフィス	590-0950	大阪府堺市堺区甲斐町西 一丁目1番35号 堺観光コ ンベンション協会内	072-233-5258	072-233-8448	info@sakai-film.jp	http://www.sakai-film.jp/
71	ひょうごロケ支援Net	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山 手通5-10-1 兵庫県庁1 号館7階 (公社) ひょう ご観光本部	078-361-7661	078-361-7662	fcnet@hyogo-tourism.jp	http://www.hyogo-film.jp/
72	神戸フィルムオフィス	651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸 通6-1-12 三宮ビル東館 9F	078-262-1261	078-230-0808	film@kcva.or.jp	http://www.kobefilm.jp/
73	淡路島フィルムオフィス	656-0022	兵庫県洲本市海岸通1-11- 1 (一財) 淡路島くにう み協会内	0799-24-2001	0799-25-2521	awaji-fo@kuniumi.or.jp	http://awaji-fo.jp/
74	姫路フィルムコミッション	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地 (公社) 姫路観光CB内	079-287-3653	079-222-2410	hfc@himeji-kanko.jp	https://www.himeji-kanko.jp/fc/
75	養父市商工観光課	667-0198	兵庫県養父市広谷250-1	079-664-0285	079-664-2528	shoukougankou@city.yabu.lg.jp	https://www.city.yabu.hyogo.jp/index.html
76	丹波篠山フィルム・コミッション	669-2397	兵庫県丹波篠山市北新町 41 丹波篠山市役所 ブ ランド戦略課内	079-552-0275	079-552-5665	brand_div@city.sasayama.hyogo.jp	http://scic.tanba-sasayama.com/sasayama-fc/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
77	きのさきフィルムコミッション	669-6101	兵庫県豊岡市城崎町湯島357-1 城崎文芸館内	0796-32-3663	0796-32-3005	info@kinosaki-fc.jp	http://www.kinosaki-fc.jp/
78	一般社団法人 加東市観光協会	679-0221	兵庫県加東市河高 4028 番地	0795-48-0995	0795-20-6070	ae@kato-kizuna.jp	https://www.kato-kanko.jp
79	三木フィルムコミッション	673-0431	兵庫県三木市本町2丁目1-18	0794-82-3190	0794-82-3192	fc@mikiacci.or.jp	http://www.mikiacci.or.jp/fc/
80	播州赤穂フィルムコミッション	678-0256	兵庫県赤穂市鰺和 92-7	0791-43-8299	0791-43-8136	bafo@nifty.com	http://www.ako-info.jp/bafo
81	高砂市フィルムコミッション	676-0041	兵庫県高砂市高砂町今津町533-1 まちの観光会館 結びん	079-441-8076	079-441-8077	fc@takasago-tavb.com	http://takasagofc.net/index.html
82	明石フィルムコミッション	673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	078-918-5080	078-911-0579	akashi-film@yokoso-akashi.jp	http://akashi-film.jp
83	フィルムコミッション・奈良県サポートセンター	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県地域創造部文化振興課	0742-27-8478	0742-27-8481	bunka-challenge@nara-arts.com	http://yamatoji.nara-kankou.or.jp/library/fc-nara/
84	大和桜井フィルムコミッション	633-8585	奈良県桜井市大字粟殿432-1 桜井市役所まちづくり部観光まちづくり課	0744-48-3110	0744-42-1747	kanko@city.sakurai.lg.jp	https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/machidukuribu/kankouka/kankoujigyou/filmcommission/index.html
85	わかやまフィルム・コミッション	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁観光振興課内	073-422-4631	073-432-8313	info@wakayama-kanko.or.jp	http://www.wakayama-fc.jp/
86	熊野しんぐうフィルムコミッション	647-8555	和歌山県新宮市春日1-1 新宮市役所企画制作部商工観光課内	0735-23-3333	0735-21-7422	syokou@city.shingu.lg.jp	https://www.city.shingu.lg.jp
87	鳥取県フィルムコミッション	680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-201 エステートビルV5階 (公社)鳥取県観光連盟内	0857-39-2111	0857-39-2100	tottori-fc@tottori-guide.jp	http://www.tottori-guide.jp/fc
88	隠岐の島フィルムコミッション	685-8585	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1 隠岐の島町役場商工観光課 観光振興係	08512-2-8575	08512-2-4997	kankou@town.okinoshima.shimane.jp	https://okinoshimafilmc.wixsite.com/okifc
89	島根フィルムコミッションネットワーク会議	690-8501	島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課内	0852-21-3969	0852-22-5580	loca@shimakanren.or.jp	http://www.kankou-shimane.com/loca
90	松江フィルムコミッション協議会	690-0886	島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所内	0852-32-0504	0852-23-1656	machidukuri@matsue.jp	https://matsue-film.jp
91	岡山県フィルムコミッション協議会	700-0822	岡山県岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル2階 (公社)岡山県観光連盟	086-201-0245	086-231-5393	fc@okayama-kanko.jp	http://www.okayama-kanko.jp/fc/
92	広島フィルム・コミッション	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082-554-1811	082-554-1815	film@hiroshima-navi.or.jp	http://www.fc.hcvb.city.hiroshima.jp/
93	おのみちフィルム・コミッション	722-8501	広島県尾道市久保一丁目15-1 観光課内	0848-38-9184	0848-38-9293	kanko@city.onomichi.hiroshima.jp	http://www.onomichi-film.jp/
94	フィルム・コミッションみはら	723-8601	広島県三原市港町3丁目5番1号 三原市経営企画部広報戦略課内	0848-67-6007	0848-64-7101	koho@city.mihara.hiroshima.jp	http://mihara-fc.net/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
95	ふくやまフィルムコミッション	720-0067	広島県福山市西町2丁目10番1号(公社)福山市観光協会	084-926-2649	084-926-0664	kyokai@fukuyama-kanko.com	http://www.fukuyama-kanko.com/FukuyamaFC/index.html
96	山口県フィルム・コミッション	753-8501	山口県山口市薄町1-1 山口県観光プロモーション推進室内	083-933-3204	083-933-3179	a16200@pref.yamaguchi.lg.jp	http://film-yg.com/
97	山口市フィルム・コミッション	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番1号 JR 山口駅2階(一財)山口観光コンベンション協会内	083-933-0088	083-933-0089	info@yamaguchi-city.jp	http://ycfc.yamaguchi-city.jp/
98	岩国市フィルムコミッション	740 - 8585	山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市役所観光振興課	0827-29-5116	0827-22-2866	kankou@city.iwakuni.lg.jp	http://www.iwakuni-city.net/?page_id=346
99	下関フィルム・コミッション	750-8521	山口県下関市南部町1番1号 下関市観光政策課内	083-227-3305	0832-31-1853	sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	https://shimonoseki.travel/filmcommission/
100	萩ロケ支援隊	758-8555	山口県萩市大字江向510番地 萩市観光課	0838-25-3139	0838-26-0716	kankouka@city.hagi.lg.jp	http://www.city.hagi.lg.jp/fc/
101	宇部フィルムコミッション	755-0031	山口県宇部市常盤町1-6-44 (一社)宇部観光コンベンション協会内 宇部フィルムコミッション事務局	0836-34-2050	0836-29-3303	info@ube-film.com ube.fc.mail@gmail.com	https://ube-film.com/
102	美祢市フィルムコミッション	754-0511	山口県美祢市秋芳町秋吉3506-2 秋吉台観光交流センター	0837-62-0115	0837-62-0899	info@akiyoshidai.com	http://www.mine-city-fc.com/
103	徳島県ロケーション・サービス	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県観光政策課	088-621-2702	088-621-2851	tls@tokushima-kankou.or.jp	http://our.pref.tokushima.jp/tls/
104	香川フィルムコミッション	760-8570	香川県高松市番町4-1-10(公社)香川県観光協会内	087-832-3377	087-861-4151	kagawa_fc@21kagawa.com	http://www.my-kagawa.jp/kfc/
105	小豆島フィルムコミッション	761-4434	香川県小豆郡小豆島町西村甲1896-1	0879-82-1775	0879-82-1801	pr@shodoshima.or.jp	https://shodoshima.or.jp/
106	えひめフィルム・コミッション	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁内	089-912-2491	089-912-2489	kankou@pref.ehime.lg.jp	http://ehime-film.com/
107	今治地方フィルム・コミッション	794-0013	愛媛県今治市片原町一丁目100番地3(公社)今治地方観光協会	0898-22-0909	0898-22-0929	kankou@oideya.gr.jp	http://www.oideya.gr.jp/i-fc/
108	高知フィルムコミッション	780-0056	高知県高知市北本町2丁目10番10号(公財)高知県観光コンベンション協会	088-823-1434	088-873-6181	kochifo@kvca.jp	http://www.kochi-fc.jp/
109	北九州フィルム・コミッション	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階 北九州市役所都市ブランド創造局内	093-551-8152	093-551-8151	kfc@kitakyu-fc.com	http://www.kitakyu-fc.com/
110	福岡フィルムコミッション	810-8620	福岡県福岡市中央区天神1-8-1 福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課内	092-733-5171	092-711-4354	info@fukuoka-film.com	http://www.fukuoka-film.com/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
111	たがわフィルムコミッション	825-8501	福岡県田川市中央町1番1号 田川市産業振興課内	0947-85-7147	0947-46-0124	info@tagawa-fc.com	http://www.tagawa-fc.com
112	八女フィルムコミッション	834-0031	福岡県八女市本町2-129 八女観光物産館内	0943-23-1192	0943-22-7311	yamefilmcommission@gmail.com	https://www.yame.film/
113	柳川フィルムコミッション	832-0065	福岡県柳川市奥州町7-1 ガーデン奥州Ⅱ205	080-3187-0162		info@yanagawa-film.jp	http://www.yanagawa-film.jp/
114	佐賀県フィルムコミッション	840-8570	佐賀県佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新行政棟1階	0952-25-7296	0952-25-7443	saga-fc@pref.saga.lg.jp	http://www.saga-fc.jp/
115	長崎県フィルムコミッション	850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号 県庁5F (一社)長崎県観光連盟内	095-826-9407	095-824-3087	info-fc@ngs-kenkanren.com	http://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/film/
116	くまもとフィルムコミッション	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-5-19 (公社)熊本県観光連盟内	096-382-2660	096-382-2663	fck@kumakanren.or.jp	https://kumamoto.guide/fc/
117	くまもとシティ・フィルムオフィス	860-8601	熊本県熊本市中央区手取本町1-1 熊本市観光政策課内	096-328-2393	096-353-2731	kankouseisaku@city.kumamoto.lg.jp	https://kumamoto-guide.jp/film/
118	かみあまくさフィルムコミッション	869-3692	熊本県上天草市大矢野町上1514番地 上天草市企画政策部企画政策課内	0964-26-5539	0964-56-4972	tubomi@kamiamakusa-fc.org	http://www.kamiamakusa-fc.net/
119	天草フィルム・コミッション	863-8631	熊本県天草市東浜町8-1 天草市役所観光振興課内	0969-32-6787	0969-23-1999	kankou-a@city.amakusa.lg.jp	
120	大分市ロケーションオフィス	870-8504	大分県大分市荷揚町2-31 大分市商工労働観光部おおい魅力発信局内	097-578-7749	097-537-5670	info@oita-location.net	http://www.oita-location.net/
121	大分県ロケツーツリズム推進協議会	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部 観光局 観光誘致促進室内	097-506-2118	097-506-1729	a14190@pref.oita.lg.jp	http://oita-fc.jp
122	宇佐フィルムコミッション	879-0492	大分県宇佐市大字上田1030-1 宇佐市観光・ブランド課内	0978-27-8171	0978-32-2324	info@usa-city.jp	http://fc.usa-city.jp/
123	宮崎フィルム・コミッション	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県観光推進課内	0985-26-7104	0985-26-7327	info@fc-miyazaki.com	http://www.fc-miyazaki.com/
124	特定非営利活動法人 かごしまフィルムオフィス	892-0822	鹿児島市泉町10-10	090-8910-2505	099-255-3701	info@k-foffice.com	http://k-foffice.com/
125	鹿児島市観光交流局観光戦略推進課	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	099-216-1344	099-216-1320	kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/
126	沖縄フィルムオフィス	901-0152	沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階 (一財)沖縄観光CBI内	098-859-6162	098-859-6221	filmooffice@ocvb.or.jp	http://filmooffice.ocvb.or.jp/
127	沖縄市KOZA フィルムオフィス	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-1-1 コザミュージックタウン106 (一社)沖縄市観光物産振興協会内	098-989-5566	098-989-5567	info@koza-fo.com	http://koza-fo.com/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
128	石垣島フィルムオフィス	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町1-1-4 石垣市商工会館1階 (一社) 石垣市観光交流協会	0980-82-2809	0980-83-6296		http://ishigakijima-filmoffice.com/
	正会員(関係団体)						
129	北海道ロケーション連絡室	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-241-3230	011-232-4120	seisaku.fc@pref.hokkaido.lg.jp	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/location.htm
130	あきたロケ支援ネットワーク	010-8572	秋田県秋田市山王3-1-1 第2庁舎1階 秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課内	018-860-2261	018-860-3868	Kanko@pref.akita.lg.jp	https://common3.pref.akita.lg.jp/akitavision/nouvelakita/
131	内灘フィルムコミッション	920-0292	石川県河北郡内灘町字大学1-2-1 内灘町役場 地域振興課 観光振興室内	076-286-6708	076-286-6709	kanko@town.uchinada.lg.jp	http://www3.town.uchinada.lg.jp/ufc/index.html
132	(一社)長野県観光機構 (信州フィルムコミッションネットワーク)	380-0936	長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3F	026-219-5274	026-219-5277	sfcn@nagano-tabi.net	http://www.nagano-tabi.net
133	静岡県フィルムコミッション連絡協議会	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局 観光振興課	054-221-3696	054-221-3627	kankou3@pref.shizuoka.lg.jp	http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/
134	愛知県フィルムコミッション協議会	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県観光振興課内	052-954-6355	052-973-3584	aichi-film@pref.aichi.lg.jp	http://aichi-film.jp/
135	HYOGO Medio フィルムコミッション	679-3116	兵庫県神戸郡神河町寺前64 神河町役場 ひと・まち・みらい課	0790-34-0971	0790-34-0691	hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp	http://www.hyogomediofc.com

参考 4

年 月 日

依頼者に関する事項			
依頼者	(〒 -)		
	住所		
	名称		
	代表者		印
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail			

撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	☐ 映画 TV番組（ ☐ TVドラマ ☐ バラエティ番組 ☐ 旅番組） ☐ TVCM ☐ プロモーションビデオ ☐ 出版物 ☐ その他（具体的に：		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名		配給元・放送局	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	☐ 企画書 ☐ スケジュール ☐ 台本、脚本 ☐ スタッフ表、出演者表 ☐ 絵コンテ、イメージボード等 ☐ その他（具体的に：		

E-mail : [E-mail アドレス])

撮影現場に関する事項			
ロケハン日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のう ち 日間		予定 or 決定
撮影日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のう ち 日間		予定 or 決定
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ予定地			
撮影人員	ロケハン 名 ロケ 名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		
撮影車両	☐ ロケバス 台 ☐ 乗用車 台 ☐ トラック 台 ☐ 1BOX 台 ☐ その他 台		

支援内容に関する事項	
希望支援内容	☐ ロケ地選定、ロケハン協力 ☐ ロケハン同行、ロケ同行 ☐ ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 ☐ 撮影協力施設の紹介 ☐ 民間、公共施設等での撮影交渉協力 ☐ 撮影に関する許可手続協力 ☐ 宿泊手配協力 ☐ 地元住民への協力依頼 ☐ 現地エキストラ、出演者、現地スタッフ手配協力 ☐ 方言指導手配協力 ☐ 車両、機材等備品手配協力 ☐ ケータリング協力 ☐ その他（具体的に：
その他 依頼に関する 特記事項	

質問事項	
[団体名]によるロケ現場の撮影 (出演者が映りこまないものに限る)を許可するか。	許可する or 許可しない
[団体名]に撮影の成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「[団体名]」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等を [団体名]に提供するか。	提供する or 提供しない

依頼者は、[団体名]（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

- 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4. 地域住民の合意形成、現地における調整等

- 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等と

の間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。

- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。

- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。

- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。

- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

- 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトを紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
 - e. 撮影による経済効果測定のためのアンケートに協力すること。

【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）

1 制度の概要

(1) 道路使用許可

道路使用許可の概要

1. 道路とは？

「道路」とは、道路交通法第2条第1項第1号で、以下の①から③とされています。

- ①. 道路法第2条第1項に規定する道路
一般交通の用に供する道路で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいいます。
- ②. 道路運送法第2条第8項に規定する自動車道
専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道路で①以外のものをいいます。
- ③. 一般交通の用に供するその他の場所
①・②以外で不特定の人や車が自由に通行することができる場所をいいます（不特定人の自由な通行が認められている私道、空き地、広場、公開時間中の公園内の道路等）。

2. 道路における禁止行為

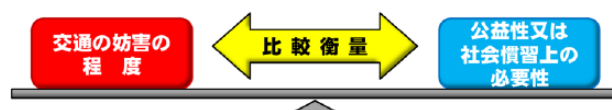
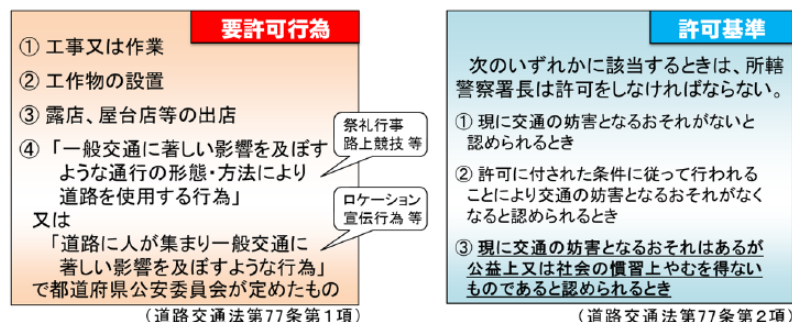
道路交通法第76条では、何人もいかなる場合にあっても、交通の妨害となるような方法で物をみだりに道路に置いたり、道路上の人や車を損傷させるおそれのある物を投げるなどの行為（絶対的禁止行為）を行うことは禁止されています。

3. 道路使用許可制度の概要

道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為（相対的禁止行為）を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。

道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署長は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、以下の①から③のいずれかに該当する場合は許可をしなければなりません。

- ①. 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- ②. 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- ③. 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき



(2) 制限外牽引許可

自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車によって牽引するときは1台を超える車両を、その他の自動車によって牽引するときは2台を超える車両を牽引してはならない。また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超えることとなるときは牽引してはならない。ただし、公安委員会が道路を指定し、又は時間を限って許可したときは、制限を超えて牽引することができる。

(3) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可

ア 制限外積載

車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えて積載をして車両を運転してはならない。ただし、軽車両を除く車両の運転者は、貨物が分割できないものであるため、積載重量等の制限を超えることとなる場合において、出発地を管轄する警察署長が車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、その許可に係る積載重量等の範囲内で制限を超える積載をして車両を運転することができる。

イ 設備外積載許可

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、出発地を管轄する警察署長がその車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可したときは、指定された場所に積載して車両を運転することができる。

ウ 荷台乗車許可

貨物自動車を除く車両の運転者は、乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させて車両を運転してはならない。ただし、貨物自動車の運転者は、出発地を管轄する警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限って許可をしたときは、許可された人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

2 申請様式、記載例

(1) 道路使用許可

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書				
年 月 日				
警 察 署 長 殿				
住所				
申請者				
氏名				
道路使用の目的				
場所又は区間				
期 間		年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで		
方法又は形態				
添 付 書 類				
現 場	住 所			
責任者	氏 名		電 話	
第 号				
道 路 使 用 許 可 証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日				
警 察 署 長 印				

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書						
① 年 月 日						
② 警 察 署 長 殿						
住所						
③ 申請者						
氏名						
道路使用の目的		④				
場所又は区間		⑤				
期 間		⑥ 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで				
方法又は形態		⑦				
添 付 書 類		⑧				
現 場	住 所	⑨				
責任者	氏 名		電 話			
第 号						
道 路 使 用 許 可 証						
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。						
<table><tr><td>条 件</td><td></td></tr></table>					条 件	
条 件						
年 月 日						
警 察 署 長 印						

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- ① 申請の日を記載します。
- ② 道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署名を記載します。
- ③ 申請者が会社、団体の場合、許可の対象となる代表者の氏名、会社等の名称、所在地を記載します。
- ④ 道路使用の目的を具体的に記載します。
- ⑤ 実際に使用する道路の場所又は区間の番地を正しく記載します。
- ⑥ 実際に道路を使用する期間を記載します。（撮影内容により異なりますので、警察署等に相談ください。）
- ⑦ 撮影の方法、人数、道路の使用方法等について記載します。
- ⑧ 道路使用の場所又は区間の付近の見取図、その他各記載項目の事項を補足するために公安委員会が必要と認めた書類として添付した書類名を記載します。
- ⑨ 現場責任者が在籍する会社等の所在地、電話番号（携帯電話番号）を記載します。

※申請は2通（添付資料も含む。）提出してください。

添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

(2) 制限外牽引許可

別記様式第五（第八条の五関係）

制限外 ^{けん} 牽引の許可申請書				
公安委員会 殿			年 月 日	
申請者			住所 氏 名	
申請者の免許の種類			免許証番号又は 免許情報記録の番号	
^{けん} 牽引する自動車	種 類		番号標に表示されて いる番号	
^{けん} 牽引される車両	種 類		台 数	台
^{けん} 牽 引 の 全 長	m		運 搬 品 名	
^{けん} 牽 引 の 方 法				
^{けん} 牽 引 の 年 月 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
^{けん} 牽 引 の 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地	
	通 行 す る 道 路			
第 号				
制限外 ^{けん} 牽引許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日 公安委員会 印				

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

② 公安委員会 殿 けん 制限外牽引の許可申請書 ① 年 月 日						
③ 申請者 住 所 氏 名						
申請者の免許の種類	④	免許証番号又は 免許情報記録の番号	⑤			
けん 牽引する自動車	種 類	⑥	番号標に表示されて いる番号	⑦		
けん 牽引される車両	種 類	⑧	台 数	⑨ 台		
けん 牽 引 の 全 長	⑩	m	運 搬 品 名	⑪		
けん 牽 引 の 方 法	⑫					
けん 牽 引 の 年 月 日 時	⑬ 年 月 日 時から 年 月 日 時まで					
⑭ けん 牽 引 の 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地			
	通 行 す る 道 路					
第 号 けん 制限外牽引許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">条 件</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 公 安 委 員 会 印					条 件	
条 件						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- ① 申請日を記載します。
- ② 申請先の公安委員会名を記載します。
- ③ 申請車両の運転者（以下「運転者」という。）の住所、氏名を記載します。（運転者が複数の場合は、運転者一覧を添付してください。）
- ④ 運転者の免許の種類（大型、牽引等）を記載します。
- ⑤ 運転者の免許証番号又は免許情報記録の番号を記載します。
- ⑥ 牽引する自動車の種別、用途等を記載します。
- ⑦ 車両番号等（ナンバー）を記載します。（牽引される車両も記載して下さい。）
- ⑧ 牽引される車両の種別、用途等を記載します。
- ⑨ 牽引される車両の台数を記載します。
- ⑩ 牽引した場合の牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さを記載します。
- ⑪ 運搬品名を具体的に記載します。
- ⑫ 牽引方法を具体的に記載します。
- ⑬ 実際に運行を要する期間を記載します。
- ⑭ 住所、目的地、道路名等を具体的に記載します。（記載しきれない場合は別紙により記載します。）

※申請は2通（添付資料も含む。）提出してください。

添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

(3) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷 台 乗 車						
年 月 日						
警 察 署 長 殿						
住所 申請者 氏名						
申請者の免許の種類			免許証番号又は 免許情報記録の番号			
車 両 の 種 類			番号標に表示さ れている番号			
車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運 搬 品 名						
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員				
運 転 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
運 転 経 路	出 発 地	経 由 地		目 的 地		
	通 行 す る 道 路					
第 号						
制 限 外 許 可 証						
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。						
<table><tr><td>条 件</td><td></td></tr></table>					条 件	
条 件						
年 月 日 警 察 署 長 印						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第四（第八条関係）

① 制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷 台 乗 車						
				② 年 月 日		
③ 警 察 署 長 殿						
④ 申請者 住所 氏名						
申請者の免許の種類	⑤		免許証番号又は 免許情報記録の番号	⑥		
車 両 の 種 類	⑦		番号標に表示さ れている番号	⑧		
車 両 の 諸 元 ⑨	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運 搬 品 名	⑩					
制限を超える大きさ 又は重量 ⑪	長 さ	幅	高 さ	重 量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法 ⑫	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員				
⑬		⑭				
運 転 の 期 間	⑮ 年 月 日から 年 月 日まで					
運 転 経 路 ⑯	出 発 地	経 由 地	目 的 地			
	通 行 す る 道 路					
第 号						
制 限 外 許 可 証						
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。						
<table><tr><td>条 件</td><td></td></tr></table>					条 件	
条 件						
年 月 日 警 察 署 長 印						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

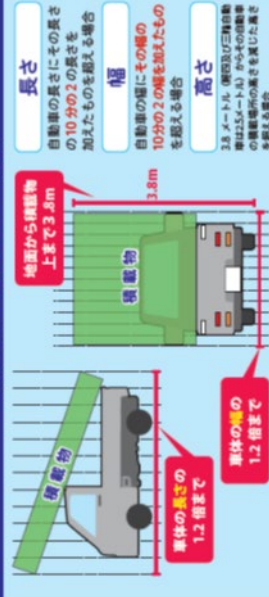
- ① 該当する項目を囲みます。
- ② 警察署への申請日を記載します。
- ③ 申請先の警察署名を記載します。（出発地を管轄する警察署）
- ④ 申請車両の運転者（以下「運転者」という。）の住所、氏名を記載します。（運転者が複数の場合は、運転者一覧を添付してください。）
- ⑤ 運転者の免許の種類（普通、大型等）を記載します。
- ⑥ 運転者の免許証番号又は免許情報記録の番号を記載します。
- ⑦ 車両の種別、用途等を記載します。
- ⑧ 車両番号等（ナンバー）を記載します。
- ⑨ 自動車検査証上の車両の長さ、幅、高さ、最大積載量を記載します。
- ⑩ 運搬品名を記載します。
- ⑪ 実際に制限を超える積載物の大きさ等を記載します。
- ⑫ 積載した状態で車体からはみ出している部分のうち、制限を超えている値を記載します。
- ⑬ 積載する場所を具体的に記載します。
- ⑭ 荷台に乘せる人員を記載します。
- ⑮ 実際に運行を要する期間を記載します。
- ⑯ 住所、目標、道路名等を具体的に記載します。（記載しきれない場合は別紙により記載します。）

※申請書は2通（添付資料も含む。）を提出してください。
添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

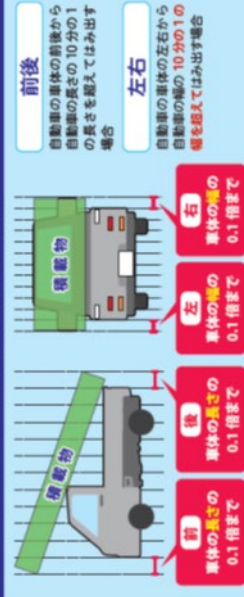
制限外積載許可制度とは？



施行後はこうなる！



施行後はこうなる！



変わります!
自動車の積載制限

令和4年
5月13日から
施行

「自動車運転の制限の制限の見直し」等を内容とする運輸交通法施行令の一部を改正する政令により、
運転者の員数や場所についての制限が変更しました。



改正会の開催方法	
議決	議決
議決権を有する者が1/3以上出席し、出席者の過半数で決する。 議決権を有する者が1/3以上出席し、出席者の過半数で決する。	議決権を有する者が1/3以上出席し、出席者の過半数で決する。 議決権を有する者が1/3以上出席し、出席者の過半数で決する。

コトに変わります！



3 窓口一覧

【窓口一覧】

都道府県	担当窓口	代表電話
北海道警察本部	交通規制課規制係（第二）	011-251-0110
青森県警察本部	交通規制課規制第二係	017-723-4211
岩手県警察本部	交通規制課規制第三係	019-653-0110
宮城県警察本部	交通規制課規制第二係	022-221-7171
秋田県警察本部	交通規制課規制第二係	018-863-1111
山形県警察本部	交通規制課規制係	023-626-0110
福島県警察本部	交通規制課交通規制第四係	024-522-2151
警視庁本部	交通規制課道路第二係	03-3581-4321
茨城県警察本部	交通規制課許可指導係	029-301-0110
栃木県警察本部	交通規制課許可指導係	028-621-0110
群馬県警察本部	交通規制課管理指導係	027-243-0110
埼玉県警察本部	交通規制課許可指導係	048-832-0110
千葉県警察本部	交通規制課指導・支援係	043-201-0110
神奈川県警察本部	交通規制課都市交通対策室	045-211-1212
新潟県警察本部	交通規制課企画管理係	025-285-0110
山梨県警察本部	交通規制課規制企画係	055-221-0110
長野県警察本部	交通規制課管理係	026-233-0110
静岡県警察本部	交通規制課規制企画係	054-271-0110
富山県警察本部	交通規制課規制係	076-411-2211
石川県警察本部	交通規制課規制第一係	076-225-0110
福井県警察本部	交通規制課規制係	0776-22-2880
岐阜県警察本部	交通規制課企画係	058-271-2424
愛知県警察本部	交通規制課道路使用係	052-951-1611
三重県警察本部	交通規制課規制総務係	059-222-0110
滋賀県警察本部	交通規制課規制第一係	077-522-1231

都道府県	担当窓口	代表電話
京都府警察本部	交通規制課規制企画・許認可係	075-451-9111
大阪府警察本部	交通規制課道路使用第一係	06-6943-1234
兵庫県警察本部	交通規制課道路使用係	078-341-7441
奈良県警察本部	交通規制課指導係	0742-23-0110
和歌山県警察本部	交通規制課企画規制係	073-473-0110
鳥取県警察本部	交通規制課規制係	0857-23-0110
島根県警察本部	交通規制課規制係	0852-26-0110
岡山県警察本部	交通規制課企画係	086-234-0110
広島県警察本部	交通規制課規制第一係	082-228-0110
山口県警察本部	交通規制課規制企画係	083-933-0110
徳島県警察本部	交通規制課規制係	088-622-3101
香川県警察本部	交通規制課規制企画係	087-833-0110
愛媛県警察本部	交通規制課規制係	089-934-0110
高知県警察本部	交通規制課規制係	088-826-0110
福岡県警察本部	交通規制課許可第一係	092-641-4141
佐賀県警察本部	交通規制課企画係	0952-24-1111
長崎県警察本部	交通規制課企画係	095-820-0110
熊本県警察本部	交通規制課管理第一係	096-381-0110
大分県警察本部	交通規制課規制総務係	097-536-2131
宮崎県警察本部	交通規制課規制第一係	0985-31-0110
鹿児島県警察本部	交通規制課企画許可係	099-206-0110
沖縄県警察本部	交通規制課規制係	098-862-0110

【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

道路占用制度の概要について

道路占用とは

○道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

※地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置すること含まれます。

道路占用許可とは

○道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者（※1）」の許可が必要になります。（道路法第32条）

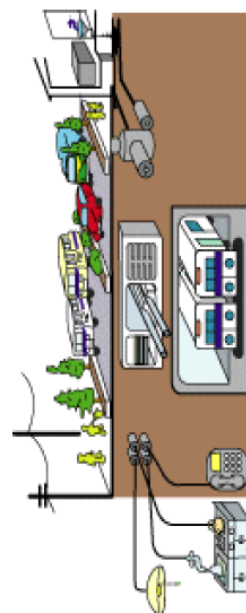
○占用の許可を受けた場合には、「占用料（※2）」が発生します。（道路法第39条）

※ 道路は、一般の自由な通行を本来の目的としており、道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

※ また、許可を得るためには、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであることなどが必要になります。

※1
国道 ⇒ 国道事務所
 ⇒ 都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木事務所
都道府県道 ⇒ 都道府県又は政令市の土木事務所
市町村道 ⇒ 市町村役場

※2
道路法施行令（別表）により定められています。
国以外の道路管理者が管理する道路の占用料は、地方公共団体の条例により、別途定められており、国の占用料とは異なることがあります。



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び電線等を道路に設置するとき

2 申請様式、記載例

【別添】

道路占用許可申請書
協議書

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

殿

年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議書

占 用 の 目 的			
占 用 の 場 所	路線名	車道・歩道・その他	
	場 所		
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の 方 法
道 路 の 復 旧 方 法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 「許可申請協議書」、「第32条 及び 「許可を申請協議書」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

※ 記載例

道路占用許可申請書

新規			
----	--	--	--

関東地方整備局長 殿

令和 2年 4月17日

〒123-4567
住 所 XXXXXXXXXXXXXXXX
氏 名 占用者太郎Ver3
代表取締役 代表者太郎
担当者 担当者太郎
TEL 12-345-6789 (0000)
メールアドレス 1@mlit.go.jp

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占 用 の 目 的	日よけの新設のため		
占 用 の 場 所	路線名	一般国道1号 車道	
	場 所	(自) 占用の場所 (はじまり) から (至) 占用の場所 (おわり)	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
占 用 の 期 間	令和 2年 4月17日 から 令和 3年 3月31日 まで	1年0月 間	占用物件の構造 別紙のとおり
工 事 の 期 間	令和 2年 4月17日 から 令和 2年 4月17日 まで	1日間	工事実施の方法 サンプル
道 路 の 復 旧 方 法	サンプル	添付書類	別紙のとおり
備 考	サンプル		

3 申請・相談窓口

道路占用許可は、国道、都道府県道、市区町村道を管理する各道路管理者が行っている。

なお、国道には国が管理する国道（指定区間内国道）及び都府県や政令市が管理する国道（指定区間外国道）がある。道路管理者が不明な場合は、下記の国土交通省（沖縄県内は内閣府）の窓口にお問い合わせいただきたい。

なお、道路占用許可の事務手続は各道路管理者の事務所等にて行っており、指定区間内国道の事務所については下記に、その他の道路についてはそれぞれの道路管理者（地方公共団体）にお問い合わせいただきたい。

問い合わせ窓口一覧（指定区間内国道）

エリア	名称	連絡先（代表）
北海道	北海道開発局建設部建設行政課 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kengyou/u23dsn000000190c.html	011-709-2311
東北	東北地方整備局道路部路政課 http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/secchia/sinsei.htm	022-225-2171
関東	関東地方整備局道路部路政課 https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000076.html	048-601-3151
北陸	北陸地方整備局道路部路政課 https://www.hrr.mlit.go.jp/road/senyou/senyou4.html	025-280-8880
中部	中部地方整備局道路部路政課 https://www.cbr.mlit.go.jp/sinsei/senyou_05.html#aikoku	052-953-8119
近畿	近畿地方整備局道路部路政課 https://www.kkr.mlit.go.jp/road/shinsei/road-senyou/index.html	06-6942-1141
中国	中国地方整備局道路部路政課 https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/doyroj/dourosenyou/madoguchi.pdf	082-221-9231
四国	四国地方整備局道路部路政課 http://www.skr.mlit.go.jp/road/dosin/doo2.htm	087-851-8061
九州	九州地方整備局道路部路政課 https://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/file/madoguchi2.pdf	092-471-6331
沖縄	内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 http://www.ogb.go.jp/kaiken/kaiken_baner_madoguchi.html	098-866-0031

【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

- （１）自動車を一般の道路で走らせる（運行の用に供する）場合には、道路運送車両法第４条の規定に基づき、登録を受けなければ運行の用に供してはならないとされている。

ただし、ロケーション現場が、警察署長から道路使用許可を受け、交通規制により一般交通が遮断されている道路（以下「使用許可・交通規制道路」という。）である場合、同法における一般交通の用に供される場所ではないと解されることから、使用許可・交通規制道路における劇用車（同法第４条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって、劇中において使用するためのものをいう。以下同じ。）の使用については、同法における「運行」には該当しないことから、同法に基づく登録を受ける必要はない。

また、同法第１９条の規定により、登録を受けた自動車は交付を受けた自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示しなければ運行の用に供してはならないとされているが、使用許可・交通規制道路における劇用車の使用の際には、同様に、同法に基づく自動車登録番号標の表示をする必要はない（いわゆる「架空ナンバープレート」を表示した劇用車を使用することもできる。）。

- （２）劇用車を使用するロケーション現場が、使用許可を受けた道路である場合、当該劇用車を使用した撮影及びロケーション現場まで回送するために必要な限度において、同法第３５条第１項の「その他特に必要がある場合」として同法第３４条の臨時運行許可を受けて運行の用に供することができる。

この臨時運行許可の申請に際しては、申請書に「撮影及びそのための回送」と記載するとともに、道路使用許可証の写しを添付すること。

なお、臨時運行許可は道路運送車両の保安基準に適合しない劇用車に対して運行を許可するものではなく、自動車の使用者は保安基準に適合させた状態で運行する義務を有していることに留意すること。

※ 劇用車が軽自動車（検査対象のもの）等の場合においても、上記制度に準じた取扱いとなる。

2 申請様式、記載例 (申請様式)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE			
※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。			
車名 Maker of the vehicle			
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon) 3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over) 5 オートバイ (motorcycle) 6 その他 ()		
車台番号 Serial No.	自動車損害賠償責任保険 Car Insurance		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ()	保険会社名 Name of Co.	保険会社
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	証明書番号 Voucher No.	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1 日間、車検・登録のための回送は、1 ~ 2 日間です。)	保険期間 Insurance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。 年 月 日			
〇〇区・市・町・村 長殿			
申請人	住所 Applicant's Address	番号様番号	枚数 1・2
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください	許可番号 No.	
	業 種 Type of industry	許可年月日	年 月 日
	番号権受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		返納月日	年 月 日
		備 考	
		返納期限	年 月 日まで

(記載例)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE			
※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。			
車名 Maker of the vehicle	●●自動車(自動車メーカー名)		
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon) 3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over) 5 オートバイ (motorcycle) 6 その他 ()		
車台番号 Serial No.	1234-5678 自動車損害賠償責任保険 Car Insurance		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) (撮影及びそのための回送)	保険会社名 Name of Co.	●●損害保険会社
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。 ●●(出発地) ~ ●●(経由地) ~ ●●(到着地)	証明書番号 Voucher No.	1234-5678
運行の期間 Service period	自 (From) ●●年●●月●●日 ~ 至 (To) ●●年●●月●●日 (●●日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1 日間、車検・登録のための回送は、1 ~ 2 日間です。)	保険期間 Insurance Period	自 (From) ●●年●●月●●日 至 (To) ●●年●●月●●日
裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。 年 月 日			
〇〇区・市・町・村 長殿			
申請人	住所 Applicant's Address	番号様番号	枚数 1・2
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください	許可番号 No.	
	業 種 Type of industry	許可年月日	年 月 日
	番号権受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		返納月日	年 月 日
		備 考	
		返納期限	年 月 日まで

※「運行の目的」欄は、「4. その他」を選び、「撮影及びそのための回送」と記載すること。

※申請書及び添付書類（道路使用許可証等の写し等）を提出して申請すること。

3 申請窓口

最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所又は市区若しくは一部の町村が窓口となる。

【航空法】無人航空機の飛行に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

（１）飛行ルールの対象となる機体について

飛行ルールの対象となる機体は「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（100 g 未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）」であり、いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当する。

（例）



（２）機体の登録について

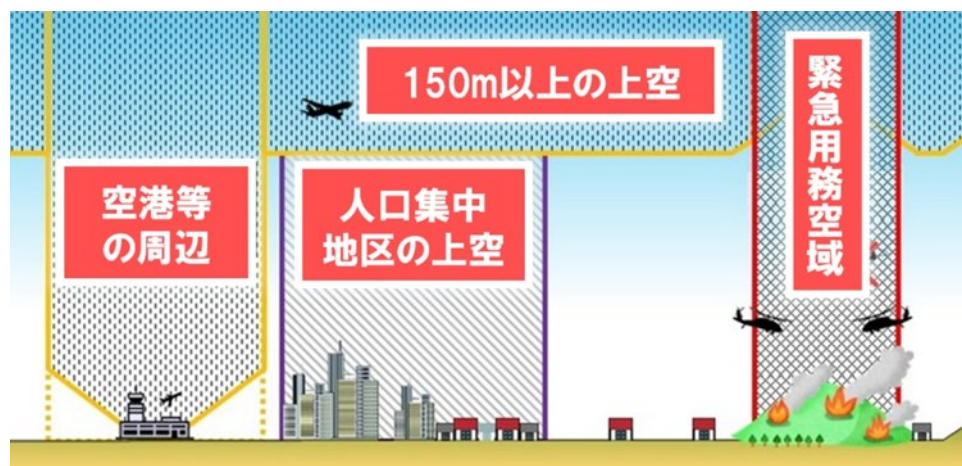
無人航空機の飛行にあたっては、100g以上の無人航空機（ドローン・ラジコン機など）の確実な登録及びリモートID機能の搭載を義務化している。リモートID機能とは、無人航空機の識別情報を電波で遠隔発信する機能を指し、識別情報には、無人航空機の製造番号、登録記号、位置、速度、高度等の情報が含まれる。詳細は航空局HPを参照のこと。

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html)

(3) 無人航空機の飛行空域について

以下の図で示す空域のように、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させるか（人口集中地区上空で重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させる場合に限る）、あらかじめ、国土交通大臣（申請先は飛行エリアを管轄する地方航空局・空港事務所）の許可を受ける必要がある。詳細は航空局 HP を参照のこと。

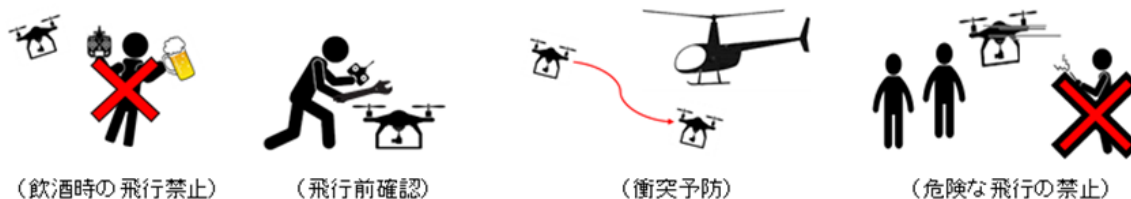
(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html)



(4) 無人航空機の飛行の方法について

無人航空機を飛行させる場合は、飛行させる場所にかかわらず、以下の事項を遵守する必要がある。

- ・ アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ・ 飛行前確認を行うこと
- ・ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ・ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと



上記事項の遵守に加えて、無人航空機を飛行させる者は、以下の方法で無人航空機を飛行させようとする場合には、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる（催し場所上空での飛行、危険物の輸送及び物件の投下並びに重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合を除く。）か、あらかじめ地方航空局長の承認を受ける必要がある（全ての飛行の方法が対象）。



(5) 機体認証・技能証明について

第三者上空を補助者なしで目視外飛行（レベル4飛行）を行う場合や一部の特定飛行において許可・承認申請を不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機を、無人航空機操縦者技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要がある。（機体認証・無人航空機操縦者技能証明の取得は、全ての無人航空機の飛行において必須となるものではない。）なお、立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるとき（レベル4飛行を含む）は、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させることが必要となる。機体認証制度とは、無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査するものであり、型式認証を受けた機体（主に量産機）については、機体毎に行う機体認証の際の検査の全部又は一部が省略可能。機体認証・型式認証は、第一種と第二種に区分され、有効期間は3年（第一種機体認証は1年）。詳細は航空局 HP を参照のこと。

(<https://www.mlit.go.jp/koku/certification.html#anc01>)

無人航空機操縦者技能証明制度とは、無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度（技能証明）であり、技能証明の試験は指定試験機関が実施。技能証明は、一等及び二等に区分され、有効期間は3年。詳細は航空局 HP を参照のこと。

(<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>)

2 申請の手続き

無人航空機を飛行させるための各種手続は、「ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）」よりオンラインでの申請が可能であるため、当該システムを活用いただきたい。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

港則法に基づく工事・作業又は行事許可について

【港則法】（抜粋）

第31条 特定港*内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長**の許可を受けなければならない。
第32条 特定港*内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長**の許可を受けなければならない。
第43条 第31条の規定は、特定港*以外の港について準用する。

*：喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、政令で定めるもの。
**：海上保安庁長官が海上保安官の中から命じ、特定港に適用される各規則における職権者として各特定港に置かれる。
（各特定港を管轄する海上保安部署等の長が任命されている。）

工 事 ・ 作 業

- 港内において、工事又は作業を行うことは、一定の水域を占有し又は作業船等が直ちに移動できない等船舶交通の安全及び港内の整頓を阻害するおそれがあるため、港則法第31条の規定により港長の許可を受けることとしているもの。
- 「工事」、「作業」には浚渫工事、潜水作業、工作物の設置等があるが、これら「工事」、「作業」の実施が船舶交通の安全または港内の整頓に支障を与えるものを、本条の規制対象としている。
- 一方、清掃作業等の当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるものや、船舶交通の実態がほとんどない水域における「工事」、「作業」など、他の船舶に影響を及ぼさない場合については本条から除外される。

行 事

- 船舶交通がふくそうする特定港内において行事を行うことは、一定の水域を占有し又は船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、港則法第32条の規定により港長の許可を受けることとしているもの。
- 港則法上の行事とは、端艇競争のほか、海上パレード、水上花火大会等、水域を占有したり、船舶が通常の航行形態とは異なる形で航行するものが該当する。
- 一方、行事は工事・作業と異なり、工作物等が設置されることもなく、しかも短時日の間に行われるのが通常であるので、港域外において行われるもの又は特定港ほどの船舶交通がない港（特定港以外の適用港）で行われるものに対してまで規制していない。

2 申請様式

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

印

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請書は、1通提出すること。
- 5 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

3 申請窓口

許可を受けようとする場所の最寄りの海上保安部が窓口となる。

港則法適用港(500 港)一覧

通番	管区	港則法適用港	特定港	問合せ保安部
1	1	枝幸		稚内海上保安部
2	1	天塩		稚内海上保安部
3	1	稚内	○	稚内海上保安部
4	1	杓形		稚内海上保安部
5	1	鬼脇		稚内海上保安部
6	1	鴛泊		稚内海上保安部
7	1	香深		稚内海上保安部
8	1	船泊		稚内海上保安部
9	1	雄武		紋別海上保安部
10	1	紋別		紋別海上保安部
11	1	網走		紋別海上保安部
12	1	羅臼		根室海上保安部
13	1	根室	○	根室海上保安部
14	1	花咲		根室海上保安部
15	1	霧多布		釧路海上保安部
16	1	厚岸		釧路海上保安部
17	1	釧路	○	釧路海上保安部
18	1	十勝		釧路海上保安部
19	1	えりも		室蘭海上保安部
20	1	様似		室蘭海上保安部

21	1	浦河		室蘭海上保安部
22	1	苫小牧	○	室蘭海上保安部
23	1	室蘭	○	室蘭海上保安部
24	1	伊達		室蘭海上保安部
25	1	森		函館海上保安部
26	1	臼尻		函館海上保安部
27	1	函館	○	函館海上保安部
28	1	松前		函館海上保安部
29	1	福島		函館海上保安部
30	1	江差		函館海上保安部
31	1	瀬棚		函館海上保安部
32	1	青苗		函館海上保安部
33	1	寿都		小樽海上保安部
34	1	岩内		小樽海上保安部
35	1	余市		小樽海上保安部
36	1	小樽	○	小樽海上保安部
37	1	石狩湾	○	小樽海上保安部
38	1	増毛		留萌海上保安部
39	1	留萌	○	留萌海上保安部
40	1	苫前		留萌海上保安部
41	1	羽幌		留萌海上保安部
42	1	天売		留萌海上保安部
43	1	焼尻		留萌海上保安部
44	2	深浦		青森海上保安部
45	2	鰺ヶ沢		青森海上保安部
46	2	小泊		青森海上保安部
47	2	三厩		青森海上保安部
48	2	平館		青森海上保安部
49	2	青森	○	青森海上保安部
50	2	小湊		青森海上保安部
51	2	野辺地		青森海上保安部
52	2	大湊		青森海上保安部
53	2	川内		青森海上保安部
54	2	脇野沢		青森海上保安部
55	2	佐井		青森海上保安部
56	2	大間		青森海上保安部
57	2	大畑		青森海上保安部
58	2	尻屋岬		八戸海上保安部
59	2	むつ小川原	○	八戸海上保安部
60	2	八戸	○	八戸海上保安部

61	2	久慈		八戸海上保安部
62	2	八木		八戸海上保安部
63	2	宮古		釜石海上保安部
64	2	山田		釜石海上保安部
65	2	大槌		釜石海上保安部
66	2	釜石	○	釜石海上保安部
67	2	大船渡		釜石海上保安部
68	2	広田		釜石海上保安部
69	2	気仙沼		宮城海上保安部
70	2	志津川		宮城海上保安部
71	2	女川		宮城海上保安部
72	2	鮎川		宮城海上保安部
73	2	荻浜		宮城海上保安部
74	2	渡波		宮城海上保安部
75	2	石巻	○	宮城海上保安部
76	2	仙台塩釜	○	宮城海上保安部
77	2	象潟		秋田海上保安部
78	2	金浦		秋田海上保安部
79	2	平沢		秋田海上保安部
80	2	本荘		秋田海上保安部
81	2	秋田船川	○	秋田海上保安部
82	2	戸賀		秋田海上保安部
83	2	北浦		秋田海上保安部
84	2	能代		秋田海上保安部
85	2	酒田	○	酒田海上保安部
86	2	加茂		酒田海上保安部
87	2	由良		酒田海上保安部
88	2	鼠ヶ関		酒田海上保安部
89	2	相馬	○	福島海上保安部
90	2	四倉		福島海上保安部
91	2	江名		福島海上保安部
92	2	中之作		福島海上保安部
93	2	小名浜	○	福島海上保安部
94	3	平潟		茨城海上保安部
95	3	大津		茨城海上保安部
96	3	会瀬		茨城海上保安部
97	3	日立	○	茨城海上保安部
98	3	常陸那珂		茨城海上保安部
99	3	那珂湊		茨城海上保安部
100	3	大洗		茨城海上保安部

101	3	鹿島		○	茨城海上保安部
102	3	銚子			銚子海上保安部
103	3	勝浦			銚子海上保安部
104	3	白浜			千葉海上保安部
105	3	館山			千葉海上保安部
106	3	木更津		○	千葉海上保安部
107	3	千葉		○	千葉海上保安部
108	3	京浜	東京区	○	東京海上保安部
			川崎区		横浜海上保安部
			横浜区		横浜海上保安部
109	3	真鶴			横須賀海上保安部
110	3	横須賀		○	横須賀海上保安部
111	3	三崎			横須賀海上保安部
112	3	岡田			下田海上保安部
113	3	波浮			下田海上保安部
114	3	元町			下田海上保安部
115	3	新島			下田海上保安部
116	3	大久保			下田海上保安部
117	3	神湊			下田海上保安部
118	3	八重根			下田海上保安部
119	3	熱海			下田海上保安部
120	3	網代			下田海上保安部
121	3	伊東			下田海上保安部
122	3	稲取			下田海上保安部
123	3	下田			下田海上保安部
124	3	松崎			下田海上保安部
125	3	宇久須			下田海上保安部
126	3	手石			清水海上保安部
127	3	土肥			清水海上保安部
128	3	戸田			清水海上保安部
129	3	静浦			清水海上保安部
130	3	沼津			清水海上保安部
131	3	田子の浦		○	清水海上保安部
132	3	清水		○	清水海上保安部
133	3	焼津			清水海上保安部
134	3	大井川			清水海上保安部
135	3	榛原			清水海上保安部
136	3	相良			清水海上保安部
137	3	御前崎			清水海上保安部
138	3	浜名			清水海上保安部

139	4	伊良湖		名古屋海上保安部
140	4	福江		名古屋海上保安部
141	4	泉		名古屋海上保安部
142	4	三河	○	名古屋海上保安部
143	4	東幡豆		名古屋海上保安部
144	4	吉田		名古屋海上保安部
145	4	一色		名古屋海上保安部
146	4	衣浦	○	名古屋海上保安部
147	4	師崎		名古屋海上保安部
148	4	篠島		名古屋海上保安部
149	4	豊浜		名古屋海上保安部
150	4	内海		名古屋海上保安部
151	4	常滑		中部空港海上保安航空基地
152	4	名古屋	○	名古屋海上保安部
153	4	桑名		四日市海上保安部
154	4	四日市	○	四日市海上保安部
155	4	千代崎		四日市海上保安部
156	4	津		四日市海上保安部
157	4	松阪		鳥羽海上保安部
158	4	宇治山田		鳥羽海上保安部
159	4	鳥羽		鳥羽海上保安部
160	4	波切		鳥羽海上保安部
161	4	浜島		鳥羽海上保安部
162	4	五ヶ所		鳥羽海上保安部
163	4	長島		尾鷲海上保安部
164	4	引本		尾鷲海上保安部
165	4	尾鷲		尾鷲海上保安部
166	4	木本		尾鷲海上保安部
167	5	深日		大阪海上保安監部
168	5	阪南	○	大阪海上保安監部
169	5	泉州	○	関西空港海上保安航空基地
170	5	阪神	大阪区	大阪海上保安監部
			堺泉北区	大阪海上保安監部
	5		尼崎西宮芦屋区	神戸海上保安部
	5		神戸区	神戸海上保安部
171	5	明石		神戸海上保安部
172	5	東播磨	○	神戸海上保安部
173	5	八木		姫路海上保安部
174	5	姫路	○	姫路海上保安部
175	5	相生		姫路海上保安部

176	5	赤穂		姫路海上保安部
177	5	岩屋		神戸海上保安部
178	5	津名		神戸海上保安部
179	5	洲本		神戸海上保安部
180	5	由良		神戸海上保安部
181	5	福良		神戸海上保安部
182	5	湊		神戸海上保安部
183	5	都志		神戸海上保安部
184	5	郡家		神戸海上保安部
185	5	富島		神戸海上保安部
186	5	新宮		田辺海上保安部
187	5	宇久井		田辺海上保安部
188	5	勝浦		田辺海上保安部
189	5	浦神		田辺海上保安部
190	5	古座西向		田辺海上保安部
191	5	串本		田辺海上保安部
192	5	日置		田辺海上保安部
193	5	田辺	○	田辺海上保安部
194	5	日高		田辺海上保安部
195	5	由良		和歌山海上保安部
196	5	湯浅広		和歌山海上保安部
197	5	和歌山下津	○	和歌山海上保安部
198	5	撫養		徳島海上保安部
199	5	今切		徳島海上保安部
200	5	徳島小松島	○	徳島海上保安部
201	5	富岡		徳島海上保安部
202	5	橘		徳島海上保安部
203	5	由岐		徳島海上保安部
204	5	日和佐		徳島海上保安部
205	5	牟岐		徳島海上保安部
206	5	浅川		徳島海上保安部
207	5	穴喰		徳島海上保安部
208	5	甲浦		高知海上保安部
209	5	室戸岬		高知海上保安部
210	5	室津		高知海上保安部
211	5	奈半利		高知海上保安部
212	5	高知	○	高知海上保安部
213	5	宇佐		高知海上保安部
214	5	須崎		高知海上保安部
215	5	久礼		高知海上保安部

216	5	上ノ加江		高知海上保安部
217	5	佐賀		高知海上保安部
218	5	上川口		高知海上保安部
219	5	下田		高知海上保安部
220	5	清水		高知海上保安部
221	5	宿毛湾		高知海上保安部
222	6	宇野	○	玉野海上保安部
223	6	日生		玉野海上保安部
224	6	片上		玉野海上保安部
225	6	鶴海		玉野海上保安部
226	6	牛窓		玉野海上保安部
227	6	西大寺		玉野海上保安部
228	6	小串		玉野海上保安部
229	6	岡山		玉野海上保安部
230	6	日比		玉野海上保安部
231	6	水島	○	水島海上保安部
232	6	琴浦		水島海上保安部
233	6	味野		水島海上保安部
234	6	下津井		水島海上保安部
235	6	笠岡		水島海上保安部
236	6	福山	○	尾道海上保安部
237	6	尾道糸崎	○	尾道海上保安部
238	6	土生		尾道海上保安部
239	6	重井		尾道海上保安部
240	6	佐木		尾道海上保安部
241	6	瀬戸田		尾道海上保安部
242	6	呉	○	呉海上保安部
243	6	忠海		呉海上保安部
244	6	竹原		呉海上保安部
245	6	安芸津		呉海上保安部
246	6	鮎崎		呉海上保安部
247	6	木ノ江		呉海上保安部
248	6	御手洗		呉海上保安部
249	6	大西		呉海上保安部
250	6	蒲刈		呉海上保安部
251	6	広島	○	広島海上保安部
252	6	大竹		広島海上保安部
253	6	厳島		広島海上保安部
254	6	徳山下松	○	徳山海上保安部
255	6	三田尻中関	○	徳山海上保安部

256	6	室津		徳山海上保安部
257	6	上関		徳山海上保安部
258	6	平生		徳山海上保安部
259	6	室積		徳山海上保安部
260	6	秋穂		徳山海上保安部
261	6	山口		徳山海上保安部
262	6	岩国	○	広島海上保安部
263	6	柳井	○	広島海上保安部
264	6	久賀		広島海上保安部
265	6	安下庄		広島海上保安部
266	6	小松		広島海上保安部
267	6	松山	○	松山海上保安部
268	6	川之石		宇和島海上保安部
269	6	三崎		松山海上保安部
270	6	三机		松山海上保安部
271	6	長浜		松山海上保安部
272	6	郡中		松山海上保安部
273	6	北条		松山海上保安部
274	6	新居浜	○	今治海上保安部
275	6	今治	○	今治海上保安部
276	6	三島川之江	○	今治海上保安部
277	6	菊間		今治海上保安部
278	6	吉海		今治海上保安部
279	6	壬生川		今治海上保安部
280	6	西条		今治海上保安部
281	6	寒川		今治海上保安部
282	6	岡村		今治海上保安部
283	6	宮浦		今治海上保安部
284	6	伯方		今治海上保安部
285	6	深浦		宇和島海上保安部
286	6	宇和島		宇和島海上保安部
287	6	吉田		宇和島海上保安部
288	6	三瓶		宇和島海上保安部
289	6	八幡浜		宇和島海上保安部
290	6	坂出	○	高松海上保安部
291	6	坂手		高松海上保安部
292	6	高松	○	高松海上保安部
293	6	豊浜		高松海上保安部
294	6	観音寺		高松海上保安部
295	6	仁尾		高松海上保安部

296	6	詫間			高松海上保安部
297	6	多度津			高松海上保安部
298	6	丸亀			高松海上保安部
299	6	香西			高松海上保安部
300	6	志度			高松海上保安部
301	6	津田			高松海上保安部
302	6	三本松			高松海上保安部
303	6	引田			高松海上保安部
304	6	内海			高松海上保安部
305	6	池田			高松海上保安部
306	6	土庄			高松海上保安部
307	6	直島			高松海上保安部
308	7	関門	若松区、響新港区	○	若松海上保安部
			若松区、響新港区を除く		門司海上保安部
309	7	苅田			門司海上保安部
310	7	宇島			門司海上保安部
311	7	宇部		○	門司海上保安部
312	7	丸尾			門司海上保安部
313	7	小野田			門司海上保安部
314	7	厚狭			門司海上保安部
315	7	小串			門司海上保安部
316	7	特牛			門司海上保安部
317	7	角島			門司海上保安部
318	7	博多		○	福岡海上保安部
319	7	芦屋			福岡海上保安部
320	7	加布里			福岡海上保安部
321	7	大島			福岡海上保安部
322	7	唐津		○	唐津海上保安部
323	7	呼子			唐津海上保安部
324	7	伊万里		○	唐津海上保安部
325	7	勝本			唐津海上保安部
326	7	芦辺			唐津海上保安部
327	7	郷ノ浦			唐津海上保安部
328	7	長崎		○	長崎海上保安部
329	7	島原			長崎海上保安部
330	7	口之津			長崎海上保安部
331	7	茂木			長崎海上保安部
332	7	脇岬			長崎海上保安部
333	7	三重式見			長崎海上保安部
334	7	瀬戸			長崎海上保安部

335	7	松島		長崎海上保安部
336	7	崎戸		長崎海上保安部
337	7	小浜		長崎海上保安部
338	7	福江		長崎海上保安部
339	7	富江		長崎海上保安部
340	7	玉之浦		長崎海上保安部
341	7	岐宿		長崎海上保安部
342	7	奈留島		長崎海上保安部
343	7	奈良尾		長崎海上保安部
344	7	有川		長崎海上保安部
345	7	青方		長崎海上保安部
346	7	佐世保	○	佐世保海上保安部
347	7	大村		佐世保海上保安部
348	7	相浦		佐世保海上保安部
349	7	臼浦		佐世保海上保安部
350	7	江迎		佐世保海上保安部
351	7	田平		佐世保海上保安部
352	7	松浦		佐世保海上保安部
353	7	今福		佐世保海上保安部
354	7	津吉		佐世保海上保安部
355	7	生月		佐世保海上保安部
356	7	大島		佐世保海上保安部
357	7	小値賀		佐世保海上保安部
358	7	平戸		佐世保海上保安部
359	7	厳原	○	対馬海上保安部
360	7	豆酲		対馬海上保安部
361	7	比田勝		対馬海上保安部
362	7	佐須奈		対馬海上保安部
363	7	佐伯		大分海上保安部
364	7	蒲江		大分海上保安部
365	7	津久見		大分海上保安部
366	7	大分	○	大分海上保安部
367	7	長洲		大分海上保安部
368	7	高田		大分海上保安部
369	7	竹田津		大分海上保安部
370	7	国東		大分海上保安部
371	7	守江		大分海上保安部
372	7	別府		大分海上保安部
373	7	佐賀関		大分海上保安部
374	7	臼杵		大分海上保安部

375	7	中津		大分海上保安部
376	7	住ノ江		三池海上保安部
377	7	諸富		三池海上保安部
378	7	三池	○	三池海上保安部
379	7	大牟田		三池海上保安部
380	7	若津		三池海上保安部
381	7	粟野		門司海上保安部
382	7	仙崎		仙崎海上保安部
383	7	萩	○	仙崎海上保安部
384	7	須佐		仙崎海上保安部
385	7	江崎		仙崎海上保安部
386	8	久美浜		舞鶴海上保安部
387	8	浅茂川		舞鶴海上保安部
388	8	間人		舞鶴海上保安部
389	8	中浜		舞鶴海上保安部
390	8	本庄		舞鶴海上保安部
391	8	伊根		舞鶴海上保安部
392	8	舞鶴	○	舞鶴海上保安部
393	8	宮津	○	舞鶴海上保安部
394	8	野原		舞鶴海上保安部
395	8	田井		舞鶴海上保安部
396	8	浜坂		舞鶴海上保安部
397	8	香住		舞鶴海上保安部
398	8	津居山		舞鶴海上保安部
399	8	柴山		舞鶴海上保安部
400	8	内浦		敦賀海上保安部
401	8	和田		敦賀海上保安部
402	8	小浜		敦賀海上保安部
403	8	敦賀	○	敦賀海上保安部
404	8	福井	○	敦賀海上保安部
405	8	米子		境海上保安部
406	8	赤碕		境海上保安部
407	8	鳥取		境海上保安部
408	8	網代		境海上保安部
409	8	田後		境海上保安部
410	8	境	○	境海上保安部
411	8	恵曇		境海上保安部
412	8	加賀		境海上保安部
413	8	七類		境海上保安部
414	8	美保関		境海上保安部

415	8	松江		境海上保安部
416	8	安来		境海上保安部
417	8	西郷		境海上保安部
418	8	浦郷		境海上保安部
419	8	益田		浜田海上保安部
420	8	三隅		浜田海上保安部
421	8	浜田	○	浜田海上保安部
422	8	江津		浜田海上保安部
423	8	仁万		浜田海上保安部
424	8	久手		浜田海上保安部
425	8	大社		浜田海上保安部
426	9	能生		新潟海上保安部
427	9	直江津	○	新潟海上保安部
428	9	柏崎		新潟海上保安部
429	9	寺泊		新潟海上保安部
430	9	新潟	○	新潟海上保安部
431	9	岩船		新潟海上保安部
432	9	両津	○	新潟海上保安部
433	9	羽茂		新潟海上保安部
434	9	小木		新潟海上保安部
435	9	姫川		新潟海上保安部
436	9	魚津		伏木海上保安部
437	9	伏木富山	○	伏木海上保安部
438	9	氷見		伏木海上保安部
439	9	七尾	○	七尾海上保安部
440	9	穴水		七尾海上保安部
441	9	宇出津		七尾海上保安部
442	9	小木		七尾海上保安部
443	9	飯田		七尾海上保安部
444	9	輪島		七尾海上保安部
445	9	滝		七尾海上保安部
446	9	福浦		金沢海上保安部
447	9	金沢	○	金沢海上保安部
448	10	水俣		熊本海上保安部
449	10	佐敷		熊本海上保安部
450	10	八代	○	熊本海上保安部
451	10	三角	○	熊本海上保安部
452	10	熊本		熊本海上保安部
453	10	百貴		熊本海上保安部
454	10	長州		熊本海上保安部

455	10	合津		熊本海上保安部
456	10	姫戸		熊本海上保安部
457	10	本渡		熊本海上保安部
458	10	牛深		熊本海上保安部
459	10	富岡		熊本海上保安部
460	10	鬼池		熊本海上保安部
461	10	北浦		宮崎海上保安部
462	10	延岡		宮崎海上保安部
463	10	土々呂		宮崎海上保安部
464	10	細島	○	宮崎海上保安部
465	10	宮崎		宮崎海上保安部
466	10	内海		宮崎海上保安部
467	10	油津		宮崎海上保安部
468	10	外浦		宮崎海上保安部
469	10	福島		宮崎海上保安部
470	10	野間池		串木野海上保安部
471	10	串木野		串木野海上保安部
472	10	川内		串木野海上保安部
473	10	阿久根		串木野海上保安部
474	10	米ノ津		串木野海上保安部
475	10	中甑		串木野海上保安部
476	10	手打		串木野海上保安部
477	10	志布志		鹿児島海上保安部
478	10	内之浦		鹿児島海上保安部
479	10	大泊		鹿児島海上保安部
480	10	大根占		鹿児島海上保安部
481	10	鹿屋		鹿児島海上保安部
482	10	垂水		鹿児島海上保安部
483	10	福山		鹿児島海上保安部
484	10	加治木		鹿児島海上保安部
485	10	鹿児島	○	鹿児島海上保安部
486	10	喜入	○	鹿児島海上保安部
487	10	山川		鹿児島海上保安部
488	10	枕崎		鹿児島海上保安部
489	10	西之表		鹿児島海上保安部
490	10	島間		鹿児島海上保安部
491	10	一湊		鹿児島海上保安部
492	10	宮之浦		鹿児島海上保安部
493	10	名瀬	○	奄美海上保安部
494	10	古仁屋		奄美海上保安部

495	11	金武中城	○	中城海上保安部
496	11	那覇	○	那覇海上保安部
497	11	渡久地		那覇海上保安部
498	11	運天		那覇海上保安部
499	11	平良		石垣海上保安部
500	11	石垣		石垣海上保安部

【消防法（条例）】火の使用に関する制限等の概要、手続等について（所管省庁：消防庁）**1 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の概要**

屋外等でたき火や発煙筒等を使用する場合やロケ撮影等で爆破シーンを撮影する等の火災と紛らわしい煙や火炎を発生させるような場合は、周辺住民から火災と誤認され、消防隊が出動することなどを防ぐために、事前に撮影場所を管轄している消防本部（消防署）に対して、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書、または、電話でその内容を届け出る必要がある。

【関係条文：火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）】

第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
 - 二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
 - 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- 以下四から六 略

2 火の使用に関する制限等

劇場、映画館、演芸場、百貨店、重要文化財等の火災が発生した場合に人命に危険が生じるおそれのある一部の施設等においては、火災が発生した場合人命危険の生ずるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所及びかけがえない国民の財産である重要文化財等である建造物で火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するため、喫煙、裸火の使用、又は火災予防上危険な物品を持ち込む場合、事前に消防署の承認等を得る必要がある。

【関係条文：火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）】

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
- 二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- 四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 届出窓口

これらの制度は各市町村の定める火災予防条例に基づき運用されているため、撮影場所を管轄している消防本部（消防署）に、届出様式や窓口を含め電話などにより詳細な手続を事前に確認することが望ましい。

管轄している消防本部の連絡先は下記の URL または QR コードから検索が可能です。

消防本部サーチ

https://www.fdma.go.jp/relocation/josei_shokuin/previous/honbusaerch/index.html



【自然公園法】国立公園等の使用許可、申請手続等について（所管省庁：環境省）

1 制度の概要

優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、北海道から沖縄まで全国各地に国立公園、国定公園、都道府県立自然公園が指定されている。

国立公園や国定公園は、自然環境の状況等に合わせて「特別保護地区」「特別地域」「海域公園地区」「普通地域」に分かれており、自然を保護するために区域ごとに一定の行為を制限[※]している。

※国立公園における申請・届出（環境省 HP）https://www.env.go.jp/park/apply/park_apply.html

※申請が行われた際は、全国的な基準（自然公園法施行規則第 11 条：https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000100041/#Mp-Ch_2-At_11）と地域毎に定められる基準（管理計画書）に照らして審査が行われる。

特別保護地区 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1 ～ 3 ヶ月程度）

工作物の新改増築（仮設も含む）、木竹の伐採・損傷、植物の採取・損傷、動物の捕獲・殺傷、土石の採取、土地の形状変更、たき火、広告物の掲出、車馬や動力船の使用、航空機の着陸 等

特別地域 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1 ～ 3 ヶ月程度）

工作物の新改増築（仮設も含む）、木竹の伐採、高山植物等の環境大臣が指定した植物の採取、土石の採取、土地の形状変更、広告物の掲出 等

※指定区域のみ：車馬や動力船の使用、航空機の着陸 等

海域公園地区 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1 ～ 3 ヶ月程度）

工作物の新改増築（仮設も含む）、土石の採取、海底の形状変更、広告物の掲出 等

※指定区域のみ：熱帯魚や海藻等の環境大臣が指定した動植物の捕獲・採取、動力船の使用

普通地域 ⇒ 行為着手の 30 日前までに届出する。

大規模な工作物の新改増築（仮設も含む）、土石の採取、土地の形状変更、広告物の掲出 等

ロケ撮影自体に規制はないが、撮影に合わせて上記のような行為を実施する場合は手続が必要な可能性があるのでご留意いただきたい。国立公園等の区域内かどうか、手続が必要かどうか、その他自然保護のために注意すべきこと等について、時間の余裕をもって下記問い合わせ先にご相談いただきたい。また、都道府県立自然公園における規制や手続については、各都道府県により異なるため、各都道府県の担当部局にご確認いただきたい。

なお、鳥獣保護区、生息地等保護区、自然環境保全地域等の他法令に基づく各種規制についても事前にご確認いただきたい。

2 申請・届出様式

各種行為についての申請様式、届出様式は以下からダウンロード可能であるため活用いただきたい。

※様式（環境省 HP） http://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html

様式第 1（1）

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
工作物の新（改、増）築許可申請書

自然公園法第 20 条（第 21 条、第 22 条）第 3 項の規定により 国立
公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における工作物の新（改、増）
築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
（法人にあっては、名称、）
住所及び代表者の氏名）

環境大臣 殿
（〇〇地方環境事務所長 殿）

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(例：工作物の新改増築の場合)

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

2 注意

- (1) 申請文の「 国立公園」の箇所には当該国立公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事中仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (8) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とすること。

3 問い合わせ先

○ 国立公園の場合

環境省の各国立公園を担当する地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
※事務所等一覧（環境省 HP） <http://www.env.go.jp/park/office.html>

○ 国定公園及び都道府県立自然公園の場合

各都道府県の自然公園担当部局等

空港におけるロケ撮影について（所管省庁：国土交通省）

空港においてロケ撮影を実施する場合は、各空港施設（ターミナルビル等）の管理者による許可を得る必要がある。許可申請にあたり必要となる手続きや提出書類等は、使用する施設及び撮影内容によって異なるため、詳細は下記の各空港の問い合わせ窓口へ確認すること。なお、実際の調整先は下記窓口と異なる場合がある。

【会社管理空港】

空港	問い合わせ窓口	連絡先
成田国際空港	成田国際空港株式会社管理部門広報部	0476-34-5533
中部国際空港	中部国際空港株式会社総務部 広報グループ	0569-38-7775
関西国際空港	関西エアポート株式会社広報担当	072-455-2201
大阪国際空港	関西エアポート株式会社広報担当	072-455-2201

【国管理空港】

空港	問い合わせ窓口	連絡先
東京国際空港	国土交通省東京空港事務所	03-5757-3000
新千歳空港	北海道エアポート株式会社 新千歳空港事業所管理部総務課	0123-46-5100
稚内空港	北海道エアポート株式会社 稚内空港事業所管理部総務課	0162-27-2111
釧路空港	北海道エアポート株式会社 釧路空港事業所管理部総務課	0154-57-8304
函館空港	北海道エアポート株式会社 函館空港事業所管理部総務課	0138-57-8882
仙台空港	仙台国際空港株式会社 管理部 コーポレートグループ 広報担当	022-382-0803
新潟空港	国土交通省新潟空港事務所	025-273-4567
広島空港	広島国際空港株式会社広報担当	0848-60-8108
高松空港	高松空港株式会社企画管理部 総務グループ（広報担当）	087-814-3657
松山空港	国土交通省松山空港事務所	089-972-0319
高知空港	国土交通省高知空港事務所	088-863-2621
福岡空港	福岡国際空港株式会社広報課	092-623-0611
北九州空港	国土交通省北九州空港事務所	093-474-0204
長崎空港	国土交通省長崎空港事務所	0957-53-6151

空港	問い合わせ窓口	連絡先
熊本空港	熊本国際空港株式会社総務・経理部	096-232-2311
大分空港	国土交通省大分空港事務所	0978-67-3771
宮崎空港	国土交通省宮崎空港事務所	0985-51-3223
鹿児島空港	国土交通省鹿児島空港事務所	0995-58-4440
那覇空港	国土交通省那覇空港事務所	098-859-5109

【地方管理空港】

空港	問い合わせ窓口	連絡先
利尻空港	利尻空港管理事務所	0163-82-1269
礼文空港	礼文空港管理事務所	0163-87-2005
奥尻空港	奥尻空港管理事務所	01397-3-2153
中標津空港	中標津空港管理事務所	0153-72-2043
紋別空港	紋別空港管理事務所	0158-24-1336
女満別空港	北海道エアポート株式会社 女満別空港事業所管理部総務課	0152-74-3115
青森空港	青森空港管理事務所	017-739-2121
花巻空港	岩手県花巻空港事務所	0198-26-2016
大館能代空港	大館能代空港管理事務所	0186-63-1001
庄内空港	庄内空港事務所	0234-92-4123
福島空港	福島県福島空港事務所	0247-57-1111
大島空港	東京都大島支庁 大島港湾空港管理事務所	04992-2-1400
新島空港	東京都大島支庁 新島港湾空港管理事務所	04992-5-1267
神津島空港	東京都大島支庁 神津島港湾空港管理事務所	04992-8-1311
三宅島空港	東京都三宅支庁 三宅島空港管理事務所	04994-6-0203
八丈島空港	八丈島空港管理事務所	04996-2-0163
佐渡空港	佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）	0259-27-3311
富山空港	富山県富山空港管理事務所	076-495-3055
能登空港	石川県能登空港管理事務所	0768-26-2100

空港	問い合わせ窓口	連絡先
福井空港	福井県福井空港事務所	0776-51-4066
松本空港	長野県松本空港管理事務所	0263-58-2517
静岡空港	富士山静岡空港株式会社企画管理部	0548-29-2001
神戸空港	関西エアポート株式会社 広報担当	072-455-2201
南紀白浜空港	株式会社南紀白浜エアポート	0739-43-0095
鳥取空港	鳥取空港ビル株式会社総務	0857-28-1402
隠岐空港	島根県隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	08512-2-1573
出雲空港	出雲空港管理事務所	0853-72-0224
石見空港	島根県益田県土整備事務所 石見空港管理所	0856-24-0003
岡山空港	岡山空港ターミナル株式会社	086-294-5574
佐賀空港	佐賀県佐賀空港事務所	0952-46-0150
対馬空港	対馬空港管理事務所	0920-54-2159
小値賀空港	小値賀空港管理事務所	0959-56-4110
福江空港	五島振興局福江空港管理事務所	0959-72-2400
上五島空港	上五島空港管理事務所	0959-42-8844
壱岐空港	長崎県壱岐振興局壱岐空港管理事務所	0920-44-5167
種子島空港	種子島空港管理事務所	0997-27-5111
屋久島空港	屋久島空港管理事務所	0997-43-5031
奄美空港	奄美空港管理事務所	0997-63-0277
喜界空港	喜界空港管理事務所	0997-65-4318
徳之島空港	徳之島空港管理事務所	0997-85-2238
沖永良部空港	沖永良部空港管理事務所	0997-92-0520
与論空港	与論空港管理事務所	0997-97-3465
粟国空港	粟国空港管理事務所	098-988-2313
久米島空港	久米島空港管理事務所	098-985-2939
慶良間空港	慶良間空港管理事務所	098-987-2794

空港	問い合わせ窓口	連絡先
南大東空港	南大東空港管理事務所	09802-2-2716
北大東空港	北大東空港管理事務所	09802-3-4016
伊江島空港	伊江島空港管理事務所	098-049-2501
宮古空港	宮古空港管理事務所	0980-72-4127
下地島空港	下地島空港管理事務所	0980-78-4184
多良間空港	多良間空港管理事務所	0980-79-2637
新石垣空港	石垣空港管理事務所	0980-87-0793
波照間空港	波照間空港管理事務所	0980-85-8375
与那国空港	与那国空港管理事務所	0980-87-2831

【特定地方管理空港】

空港	問い合わせ窓口	連絡先
旭川空港	北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所管理部総務課	0166-83-3939
帯広空港	北海道エアポート株式会社 帯広空港事業所管理部営業課	0155-64-5678
秋田空港	秋田空港管理事務所	018-886-3362
山形空港	山形空港事務所	0237-48-1313
山口宇部空港	山口県山口宇部空港事務所	0836-21-5841

【その他の空港】

空港	問い合わせ窓口	連絡先
調布飛行場	東京都港湾局離島港湾部調布飛行場管理 事務所	0422-34-4840
名古屋飛行場	愛知県都市・交通局航空空港課空港運営 グループ	0568-29-1603、1604
但馬飛行場	但馬空港ターミナル株式会社	0796-26-1500
岡南飛行場	岡山県岡南飛行場管理事務所	086-262-0954
天草飛行場	天草空港管理事務所	0969-57-6111
大分県央飛行場	大分県央飛行場管理事務所	0974-34-4411
八尾空港	大阪航空局八尾空港事務所	072-992-0031

新幹線におけるロケ撮影について（所管省庁：国土交通省）

新幹線は各鉄道事業者が管理しており、車内や車庫等の施設での撮影については一定の条件を設けて対応している等、事業者ごとに要件や申請方法も異なる。

下記に各鉄道事業者のロケ撮影における問い合わせ先一覧を掲載する。撮影についての申請方法の確認や相談はそれぞれの事業者にお問い合わせいただきたい。

新幹線	所管の鉄道事業所	問合せ先・申請書提出先
北海道新幹線	JR北海道	(株) J R 北海道ソリューションズ JR2グループ E-mail : location@jrh-sol.co.jp TEL : 011-751-7920 ※受付時間：（平日）10：00－17：00
東北新幹線	JR東日本	株式会社ジェイアール東日本企画 ロケーションサービス担当 location@jeki.co.jp
秋田新幹線		
山形新幹線		
上越新幹線		
北陸新幹線	JR東日本：東京から上越妙高 JR西日本：上越妙高から敦賀間	JR東日本：株式会社ジェイアール東日本企画 ロケーションサービス担当 location@jeki.co.jp JR西日本：J R 西日本ロケーションサービス jr-ls@westjr.co.jp
東海道新幹線	JR東海	JR東海 ご意見・ご要望 お問い合わせ窓口 電話・メールでのお問合せが可能です。 下記URLをご覧ください。 https://jr-central.co.jp/info/customer-service.html
山陽新幹線	JR西日本	J R 西日本ロケーションサービス jr-ls@westjr.co.jp
九州新幹線	JR九州	J R 九州 広報部（企画） TEL : 092 - 474 - 2541 mail : 00021000.jrk.02@jrkyushu.co.jp
西九州新幹線		

【出入国管理及び難民認定法】在留諸申請に係る手続について（所管省庁：出入国在留管理庁）

1 制度の概要

在留資格「興行」



○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動	一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に規定する場合を除き、次のいずれにも該当していること。 イ 申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。ただし、当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき五百万円以上である場合は、この限りでない。 (1) 削除 (2) 外国の教育機関において当該活動に係る科目を二年以上の期間専攻したこと。 (3) 二年以上の外国における経験を有すること。 ロ 申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約（当該機関が申請人に対して月額二十万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下この号において「興行契約」という。）に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設を除く。）を運営する機関との契約に基づいて月額二十万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。 (1)～(4) 略 ハ 申請に係る演劇等が行われる施設が次に掲げるいずれの要件にも適合すること。ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にない場合は、(6)に適合すること。 (1)～(6) 略 二 申請人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当していること。 イ 我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人が主催する演劇等の興行又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校において行われる演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。 ロ 我が国と外国との文化交流に資する目的で、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公の機関が主催する演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。 ハ 外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積十平方メートル以上の施設において当該興行に係る活動に従事しようとするとき。 ニ 客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設（営利を目的としない本邦の公の機関が運営するもの又は客席の定員が百人以上であるものに限る。）において演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。 ホ 当該興行により得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき五十万円以上であり、かつ、十五日を超えない期間本邦に在留して演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。 三 申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。 四 申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次のいずれかに該当する活動に従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 イ 商品又は事業の宣伝に係る活動 ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動 ハ 商業用写真の撮影に係る活動 ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

2 申請様式

別記第六号の三様式(第六条の二関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格認定証明書交付申請書 APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY							
法務大臣殿 To the Minister of Justice							
出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。 Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, item 2 of the said Act.							
写真 Photo 40mm × 30mm							
1 国籍・地域 Nationality/Region				2 生年月日 Date of birth	年	月	日
3 氏名 Name							
4 性別 Sex	男 Male	女 Female	5 出生地 Place of birth	6 配偶者の有無 Marital status			
7 職業 Occupation				8 本国における居住地 Home town/city			
9 日本における連絡先 Address in Japan							
電話番号 Telephone No.				携帯電話番号 Cellular phone No.			
10 旅券 Passport	(1) 番号 Number			(2) 有効期限 Date of expiration	年	月	日
11 入国目的(次のいずれか該当するものを選んでください。) Purpose of entry: check one of the followings							
☐ I「教授」 "Professor"							
☐ II「教育」 "Instructor"							
☐ J「芸術」 "Artist"							
☐ K「文化活動」 "Cultural Activities"							
☐ L「企業内転勤」 "Intra-company Transferee"							
☐ M「研究(転勤)」 "Researcher (Transferee)"							
☐ N「経営・管理」 "Business Manager"							
☐ O「研究」 "Researcher"							
☐ P「宗教」 "Religious Activities"							
☐ Q「報道」 "Journalist"							
☐ R「技術・人文知識・国際業務」 "Engineer / Specialist in Humanities / International Services"							
☐ S「特定活動(本邦大学卒業生)」 "Designated Activities (Graduate from a university in Japan)"							
☐ T「特定活動(本邦大学卒業生)」 "Designated Activities (Graduate from a university in Japan)"							
☐ U「その他」 Others							
12 入国予定年月日 Date of entry							
13 上陸予定港 Port of entry							
14 滞在予定期間 Intended length of stay							
15 同伴者の有無 Accompanying persons, if any							
16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa							
17 過去の出入国歴 Past entry into / departure from Japan							
18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴 Past history of applying for a certificate of eligibility							
19 犯罪を理由とする処分を受けたこと(日本国外におけるものを含む。) ※交通違反等による処分を含む。 Criminal record (in Japan / overseas) including dispositions due to traffic violations, etc.							
20 退去強制又は出国命令による出国の有無 Departure by deportation order							
21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔父・叔母(伯父・伯母)など)及び同居者 Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings, grandparents, uncle, aunt or others) and cohabitants							
続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居予定の有無 Intended to reside with applicant or not	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number	
				有・無 Yes / No			
				有・無 Yes / No			
				有・無 Yes / No			
				有・無 Yes / No			
				有・無 Yes / No			

※ 31について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページの21に記載してください。
Regarding item 31, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.

21については、記載欄の不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技術実習」に係る申請の場合は、「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 21, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.

In addition, take note that you are only required to write in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。
Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

(注)申請書に事実と異なる記載をしたことが判明した場合には、不利な扱いを受けることがあります。
Note: In case of to be found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.

22 契約の形態 Form of contract	☐ 雇用 Employment ☐ 委任 Delegation ☐ 請負 Contract agreement ☐ その他 () Others		
23 職種等 Occupation etc	(1) 職種 Occupation (注意) 別紙「職種一覧」の78, 81, 999から選択してください。 Attention Please select from 78, 81, 999 on the attached "a list of occupation." ☐ 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入 (1つのみ) Select the main type of work from the attached sheet "a list of occupation", and fill in the number (select only one) ☐ 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入 (複数選択可) If there is any other kind of work, select from "a list of occupation", and fill in the number (more than one answer may be selected)		
(2) 興行又は芸能活動の内容 Type of entertainment or show business	☐ 歌謡 Song ☐ 舞踊 Dance ☐ 演奏 Instrumental music ☐ 演劇 Drama		
	☐ 演芸 Other performing arts ☐ スポーツ Professional sports ☐ 商品等の宣伝 Commercial advertising ☐ 放送番組又は映画の製作 Production of programs or films		
	☐ 商業用写真の撮影 Taking commercial photos ☐ 商業用レコード等の録音等 Recording of commercial records, etc ☐ その他 () Others		
24 活動内容詳細 Details of activities			
25 就労予定期間 Period of work	円 () ☐ 月額 Monthly ☐ 日額 Daily		
26 報酬 (税引き前の支払額) Salary (amount of payment before taxes)	円 () ※各種手当 (通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の税額を有するものを除く。 Excludes various types of allowances (commuting, housing, dependents, etc.) and personal expenses. ※団体で行う興行の場合は当該団体の構成員数を記載 In cases of entertainment to be performed by a group, fill in the number of members comprising the group.		
27 グループ人数 Number of members	名		
28 適用される基準の区分 Applicable criteria	☐ ①基準1号イ該当 Criterion 1-a ☐ ②基準1号ロ(1)該当 Criterion 1-b(1) ☐ ③基準1号ロ(2)該当 Criterion 1-b(2) ☐ ④基準1号ロ(3)該当 Criterion 1-b(3) ☐ ⑤基準1号ロ(4)該当 Criterion 1-b(4) ☐ ⑥基準1号ロ(5)該当 Criterion 1-b(5) ☐ ⑦基準1号ハ(2)本文該当 Criterion 1-c(2)(except proviso) ☐ ⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 Criterion 1-c(2)(proviso) ☐ ⑨基準2号該当 Criterion 2 ☐ ⑩基準3号該当 Criterion 3		
29 契約機関 (基準1号イ又は1号ハ、主催者、招へい者又は雇用者 (基準1号ロ、2号又は3号)) Contracting agency (Criterion 1-a or 1-c, Organizer, Promoter or Employer [Criteria 1-b, 2 or 3])	※ 国・地方公共団体、株式会社、公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(7)及び(8)の記載は不要。 In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (7) and (8).		
(1) 名称 Name	(2) 法人番号 (13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)		
(3) 代表者名 Name of representative	(4) 雇用保険適用事業所番号 (11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.		
(5) 業種 Business type	(注意) 別紙「業種一覧」の22～26, 29～44, 46～47から選択してください。 Attention Please select from 22 to 26, 29 to 44 and from 46 to 47 on the attached "a list of business type." ☐ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入 (1つのみ) Select the main business type from the attached sheet "a list of business type" and write the corresponding number (select only one) ☐ 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入 (複数選択可) If there are another other business types, select from the attached sheet "a list of business type" and write the corresponding number		
(6) 所在地 Address	電話番号 Telephone No.		
(7) 資本金 Capital	(8) 年間売上金額 (直近年度) Annual sales (latest year)		
(9)～(11)は上記28で①又は②に該当する場合、(12)、(13)は③に該当する場合に記入			
(9) 外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 Name of the operator or the manager of the inviting organization who should have at least 3 years' experience in show business involving foreign nationals			
(10) 基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(前)に該当する経営者・常勤の職員 Manager or full-time employees falling under criterion 1-a(2) or 1-c(2)(i)			
(11) 基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額の支払い Payment in full of the salary provided for in Criterion 1-a(3) or 1-c(2)(iv)			
(12) 常勤の職員数 Number of full-time employees			
(13) 興行契約に基づいて在留中の外国人の人数 (申請日現在) Number of foreign nationals residing in Japan under the contract of entertainment (as of the date of this application)			
30 出演施設 (基準3号を除く) Halls or facilities where to perform (except for Criterion 3)	(1) 出演日程 Program schedule		
	法人番号 (13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)		
	代表者名 Name of representative		
	雇用保険適用事業所番号 (11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.		
	所在地 Address		
	電話番号 Telephone No.		
運営機関の名称、所在地及び代表者名 Name, address and representative of agency			
	法人番号 (13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)		
	代表者名 Name of representative		
	雇用保険適用事業所番号 (11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.		
	所在地 Address		

(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑦ or ⑧)	
従業員数 Number of employees	____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) (Number of employees engaged in serving / hosting customers among all employees)
月額売上金額 Monthly sales	____円 ____Yen
舞台面積 Stage area	____㎡ ____m ²
控室面積 Waiting room area	____㎡ ____m ²
基準1号へ(3)(vi)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 Manager of the agency or full-time employees of the facility falling under criterion 1-c(3)(vi)	
(a) (有・無)、(b) (有・無)、(c) (有・無)、(d) (有・無)、(e) (有・無) Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No	
(上記28で④に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ④)	
施設の敷地面積 Floor space of the facility	____㎡ ____m ²
(上記28で⑤に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑤)	
客席における有償での飲食物の提供 Serving of paid drinks at the seats	有・無 Yes / No
施設における客の接待 Serving / hosting customers in the facility	有・無 Yes / No
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入 Fill in case that the facility falls under Article 2, Paragraph 1, Item 1 of the Law on Business Relating to Public Morals.	
(2) 出演日程 Program schedule	
法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)	名称 Name
代表者名 Name of representative	代表者名 Name of representative
雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.	所在地 Address
電話番号 Telephone No.	運営機関の名称、所在地及び代表者名 Name, address and representative of agency
法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)	雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.
代表者名 Name of representative	所在地 Address
(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑦ or ⑧)	
従業員数 Number of employees	____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) (Number of employees engaged in serving / hosting customers among all employees)
月額売上金額 Monthly sales	____円 ____Yen
舞台面積 Stage area	____㎡ ____m ²
控室面積 Waiting room area	____㎡ ____m ²
基準1号へ(3)(vi)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 Manager of the agency or full-time employees of the facility falling under criterion 1-c(3)(vi)	
(a) (有・無)、(b) (有・無)、(c) (有・無)、(d) (有・無)、(e) (有・無) Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No	
(上記28で④に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ④)	
施設の敷地面積 Floor space of facility	____㎡ ____m ²
(上記28で⑤に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑤)	
客席における有償での飲食物の提供 Serving of paid drinks at the seats	有・無 Yes / No
施設における客の接待 Serving / hosting customers in the facility	有・無 Yes / No
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入 Fill in case that the facility falls under Article 2, Paragraph 1, Item 1 of the Law on Business Relating to Public Morals.	
(3) 出演日程 Program schedule	
法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)	名称 Name
代表者名 Name of representative	代表者名 Name of representative
雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.	所在地 Address
電話番号 Telephone No.	運営機関の名称、所在地及び代表者名 Name, address and representative of agency
法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)	雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.
代表者名 Name of representative	所在地 Address

(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑦ or ⑧)	
従業員数 Number of employees	名 (うち専ら接待に従事する従業員数) (number of employees engaged in serving / hosting customers among all employees) 名 (※)
月額売上金額 Monthly sales	円 Yen
舞台面積 Stage area	m ²
控室面積 Waiting room area	m ²
基準1号ハ(3)(vi)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 Manager of the agency or full-time employees of the facility falling under criterion 1-c(3)(vi)	
(a) (有・無) (b) (有・無) (c) (有・無) (d) (有・無) (e) (有・無) Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No Yes / No	
(上記28で④に該当する場合に記入) (Fill in the following when the answer to the question 28 is ④)	
施設の敷地面積 Floor space of facility	m ²
(上記28で⑤に該当する場合に記入) (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑤)	
客席における有償での飲食物の提供 Serving of paid drinks at the seats	有・無 Yes / No
施設における客の接待 Serving / hosting customers in the facility	有・無 Yes / No
客席部分の収容人員 Capacity 名	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入 Fill in ※ in case that the facility falls under Article 2, Paragraph 1, Item 1 of the Law on Business Relating to Public Morals.	
31 申請人の経歴(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合を除く。)) Applicant's experience (Fill in the followings when the answer to the question 28 is ⑦ or ⑧ (except under Criterion 1-c(1) [proviso]))	
(1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間 Period of studying subjects at a foreign education institution relevant to the type of entertainment	
(機関名 Name of organization	from 年 Year 月 Month 日から Day to 年 Year 月 Month 日まで Day)
(2)外国における経験年数 Experience in a foreign country 年 year(s)	
32 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.	
(1)氏名 Name	(2)本人との関係 Relationship with the applicant
(3)住所 Address	
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.
以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.	
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form	
年 Year 月 Month 日 Day	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name. The date of preparation of the application form must be written by the applicant (representative).	
※ 取次者 Agent or other authorized person	
(1)氏名 Name	(2)住所 Address
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs	電話番号 Telephone No.

(このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.)

別紙 業種一覧

Attachment: A list of business type

1	農林業	Agriculture
2	漁業	Fishery
3	鉱業, 採石業, 砂利採取業	Mining, quarrying, gravel extraction
4	建設業	Construction
5	製造業 Manufacturing	食料品
6		繊維工業
7		プラスチック製品
8		金属製品
9		生産用機械器具
10		電気機械器具
11		輸送用機械器具
12		その他(他に分類されないもの)
13	電気・ガス・熱供給・水道業	Electricity, gas, heat supply, water supply
14	情報通信業	Information and communication industry
15	運輸・信書便事業	Transportation and correspondence
16	卸売業 Wholesale	各種商品(総合商社等)
17		繊維・衣服等
18		飲食物品
19		建築材料, 鉱物・金属材料等
20		機械器具
21	小売業 Retail	その他
22		各種商品
23		織物・衣服・身の回り品
24		飲食物品(コンビニエンスストア等)
25		機械器具
26		その他
27	金融・保険業	Finance / insurance
28	不動産・物品賃貸業	Real estate / rental goods
29	学術研究, 専門・技術 サービス業 Academic research, specialized / technical services	学術・開発研究機関
30		専門サービス業(他に分類されないもの)
31		広告業
32		技術サービス業(他に分類されないもの)
33	宿泊業	Accommodation
34	飲食サービス業	Food and beverage service industry
35	生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業	Lifestyle-related services (barber / beauty, etc.) / entertainment industry
36	学校教育	School education
37	その他の教育, 学習支援業	Other education, learning support industry
38	医療・福祉業 Medical / welfare services	医療業
39		保健衛生
40		社会保険・社会福祉・介護事業
41	複合サービス事業(郵便局, 農林水産業協同組合, 事業協同組合(他に分類されないもの)) Combined services (post office, agriculture, forestry and fisheries cooperative association, business cooperative (not categorized elsewhere))	
42	職業紹介・労働者派遣業	Employment placement / worker dispatch industry
43	その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業等) Other business services (shorthand / word processing / copying, building services, security business, etc.)	
44	その他のサービス業(他に分類されないもの)	
45	宗教	Religion
46	公務(他に分類されるものを除く)	
47	分類不能の産業	Unclassifiable industry

(このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.)

別紙 職種一覧

Attachment: A list of occupation

1	経営	Executive
2	管理業務(経営者を除く)	Management work (excluding executives)
3	調査研究	Research
4	技術開発(農林水産分野)	Technology development (agriculture, forestry, and fisheries field)
5	技術開発(食品分野)	Technology development (food products field)
6	技術開発(機械器具分野)	Technology development (machinery and equipment field)
7	技術開発(その他製造分野)	Technology development (other manufacturing field)
8	生産管理(食品分野)	Production management (food products field)
9	生産管理(機械器具分野)	Production management (machinery and equipment field)
10	生産管理(その他製造分野)	Production management (other manufacturing field)
11	建築・土木・測量技術	Architecture, civil engineering, surveying techniques
12	情報処理・通信技術	Information processing, communications technology
13	法律関係業務	Legal business
14	金融・保険	Finance / insurance
15	コピーライティング	Copywriting
16	報道	Journalism
17	編集	Editing
18	デザイン	Design
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)	Education/education taught by a person with a teaching license
20	教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)	Education/language education at an elementary school, lower secondary or upper secondary school
21	教育(専修学校)	Education(Advanced vocational school)
22	教育(各種学校)	Education(Miscellaneous school)
23	教育(インターナショナルスクール)	Education(International school)
24	教育(教育機関を除く)	Education (excluding educational institutions)
25	翻訳・通訳	Translation / Interpretation
26	海外取引業務	Overseas trading business
27	企画事務(マーケティング、リサーチ)	Planning administration work (marketing, research)
28	企画事務(広報・宣伝)	Planning administration work (public relations, advertising)
29	会計事務	Accounting business
30	法人営業	Corporate sales
31	CADオペレーション	CAD operation
32	調理	Cooking
33	外国特有の建築技術	Foreign country-specific construction technology
34	外国特有の製品製造	Foreign country-specific product manufacturing
35	宝石・貴金属・毛皮加工	Jewels, precious metal, fur processing
36	動物の調教	Animal training
37	石油・地熱等掘削調査	Drilling survey for oil, geothermal energy, etc.
38	パイロット	Pilot
39	スポーツ指導	Sports instruction
40	ソムリエ	Sommelier
41	介護福祉士	Certified care worker
42	研究	Research
43	研究の指導	Research guidance
44	教育(大学等)	Education(university,etc.)
45	記者	Press
46	報道カメラマン	Press photographer
47	医師	Doctor
48	歯科医師	Dentist
49	薬剤師	Pharmacist
50	看護師	Nurse
51	接客(販売店)	Service(store)
52	接客(飲食店)	Service(restaurant)

53	接客(その他)	Service(others)
54	製品製造	Product manufacturing
55	保健師	Public health nurse
56	助産師	Midwife
57	准看護師	Assistant nurse
58	歯科衛生士	Dental hygienist
59	診療放射線技師	Radiology technician
60	理学療法士	Physical therapist
61	作業療法士	Occupational therapist
62	視能訓練士	Orthoptist
63	臨床工学技士	Clinical engineer
64	義肢装具士	Prosthetist
65	弁護士	Lawyer
66	司法書士	Judicial scrivener
67	弁理士	Patent attorney
68	土地家屋調査士	Land and building investigator
69	外国法事務弁護士	Registered foreign-qualified lawyer
70	公認会計士	Public accountant
71	外国公認会計士	Foreign-qualified certified public accountant
72	税理士	Certified tax accountant
73	社会保険労務士	Public consultant on social and labor insurance
74	行政書士	Certified administrative procedures legal specialist
75	海事代理士	Maritime procedure agent
76	著述家	Author
77	美術家・写真家	Artist/photographer
78	音楽家・舞台芸術家	Musician/stage artist
79	宗教家	Religious worker
80	家事使用人	Housekeeper
81	プロスポーツ選手	Professional sports athlete
82	アマチュアスポーツ選手	Amateur sports athlete
83	インターンシップ	Internship
84	ワーキング・ホリデー	Working holiday
85	外国弁護士	Foreign lawyer
86	サマージョブ	Summer job
87	国際文化交流	International cultural exchange
88	EPA看護師	Nurse under EPA
89	EPA介護福祉士	Certified Careworker under EPA
90	EPA看護師候補者	Nurse Candidates under EPA
91	EPA介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates under EPA
92	EPA就学介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates (student) under EPA
93	外国人建設就労者	Foreign construction workers
94	外国人造船就労者	Foreign shipbuilding workers
95	製造業外国従業員	Foreign workers in the field of manufacturing
96	家事支援者(国家戦略特区)	Domestic workers (national strategic zones)
97	耕種農業支援者(国家戦略特区)	Crop farming workers (national strategic zones)
98	畜産農業支援者(国家戦略特区)	Livestock farming workers (national strategic zones)
99	起業活動	Entrepreneurial activities
100	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)	Other service worker (not categorized elsewhere)
101	農林漁業従事者	Agriculture, forestry and fishery workers
102	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	Product manufacturing / processing worker (metal products)
103	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	Product manufacturing / processing worker (except metal products)
104	機械組立従事者	Machine assembly worker
105	機械整備・修理従事者	Machine maintenance / repair worker
106	機械検査従事者	Machine inspection worker
107	建設躯体工事従事者	Construction structure worker
108	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	Construction worker (except for workers engaged in construction structure work)
109	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)	Other construction / mining workers (not categorized elsewhere)
110	運搬・清掃・包装等従事者	Transportation, cleaning, packaging worker
111	外交	Diplomat
112	公用	Official
999	その他	Others

3 提出書類一覧

「興行」に係る提出書類一覧
(在留資格認定証明書交付申請用)

基準3号
〈表5〉

No.	提出書類	提出の 要否	チェック ボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	○	☐
2	写真（縦4 cm×横3 cm） ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	☐
3	返信用封筒 ※定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手（簡易書留用）を貼付したもの ※申請結果（在留資格認定証明書等）の返送に使用するものです。	○	☐
4	申請人の芸能活動上の実績を証する資料 ※所属機関の発行する資格証明書又は経歴証明書、CDジャケット、ポスター、雑誌、新聞の切り抜き等で、芸能活動上の実績を証するもの	○	☐
5	次のいずれかで、申請人の日本での具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 (1) 雇用契約書の写し (2) 出演承諾書の写し (3) 上記(1)又は(2)に準ずる文書	○	☐
6	受入れ機関の概要を明らかにする次の資料 (1) 登記事項証明書 (2) 直近の決算書（損益計算書、貸借対照表など）の写し (3) 従業員名簿 (4) 案内書（パンフレット等） (5) 上記(1)～(4)までに準ずる文書	○	☐
7	その他参考となる資料 滞在日程表・活動日程表・活動内容を知らせる広告・チラシ等	△	☐

4 申請先

管轄する地方出入国在留管理局は、以下をご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/organization/organization.html>

なお、オンライン申請については、以下をご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>

5 問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置しております。電話や窓口、メールでのお問合せに多言語で対応しております。

電話でのお問合せ

全国どこからでもご利用いただけます。

TEL 0570-013904

（IP電話、海外からお電話する方は[こちら](#)）

※電話番号の掛け間違いにより、一般の方に電話が掛かることが多発しているため、電話番号の再確認をお願いします。

会社に設置されている電話機など、一部の電話機は最初に「0（ゼロ）」を押してから上記電話番号を押さないと電話が掛けられない場合があります。

時間：平日 午前8：30～午後5：15

※お問合せが集中し、電話の繋がりにくい場合がございますのでご了承ください。その場合は、お手数ですが時間をおいて再度お電話いただきますようお願いいたします。

特にお問い合わせが集中する日及び時間帯

- ・休み明けの開庁日
- ・午前11時～正午

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン語）、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語

詳しくは、以下をご確認ください。

<https://www.moj.go.jp//isa/consultation/center/index.html>

- 【下請代金支払遅延等防止法】下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
（下請法）の概要（所管省庁：公正取引委員会及び中小企業庁）

下請法の概要

1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
● 情報成果物作成委託・役務提供委託
（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

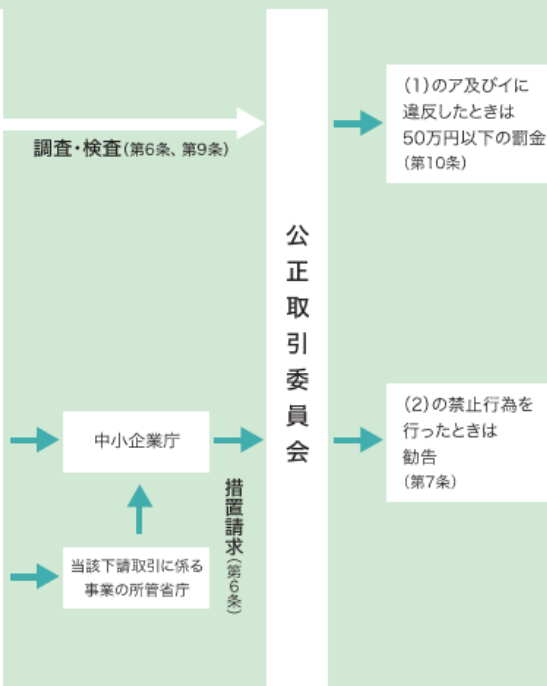
3 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び 禁止行為（第4条第1項、第2項）並びに調査・検査（第6条、第9条）及び勧告（第7条）

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
イ 書類作成・保存義務（第5条）
ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
（第4条第1項第6号）
キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（第4条第2項第1号）
ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
（第4条第2項第3号）
サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



（出典）「知って守って下請法～豊富な事例で実務に役立つ～」

＜https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittenamotte.pdf＞

- 【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律】特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号）の概要（所管省庁：内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省）

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

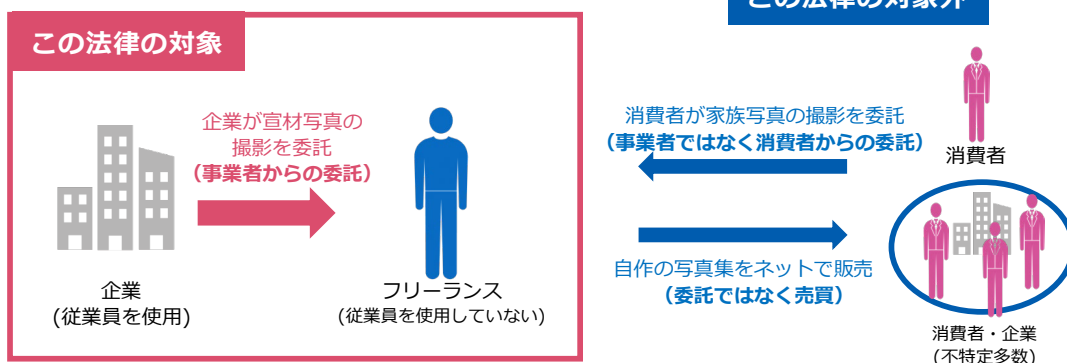
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

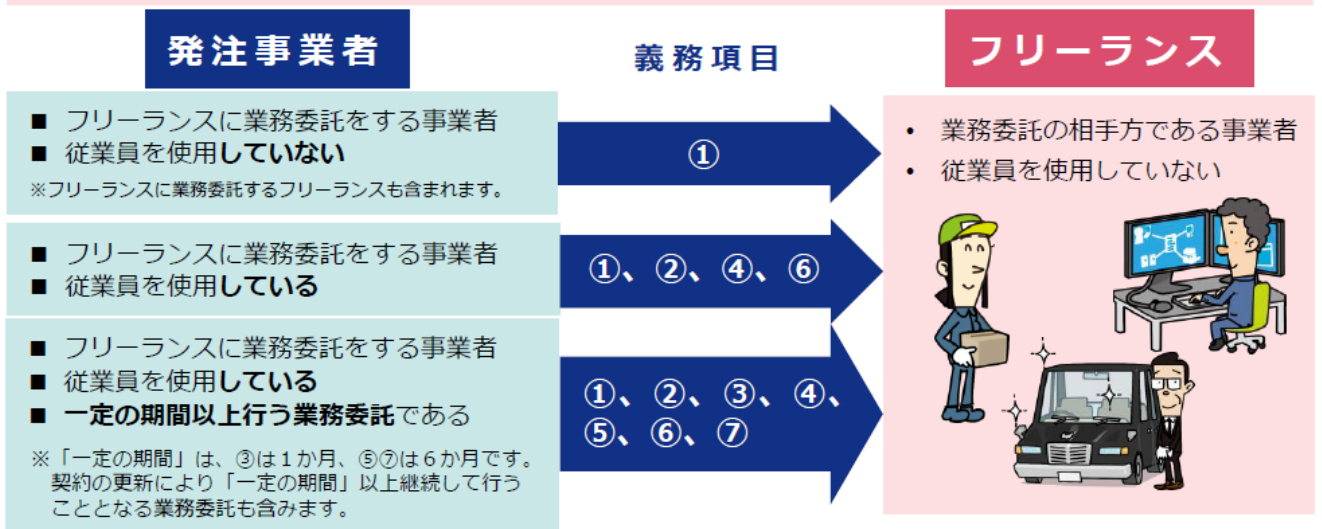
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

(出典) フリーランス・事業者間取引適正化等法リーフレット

<<https://www.jftc.go.jp/file/flreaflet.pdf>>

●労働基準法（昭和22年法律第49号）の概要（所管省庁：厚生労働省）

労働基準法の概要

労働基準法の基本理念

- 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないこと。（第1条）
- 労働基準法に定める労働条件の基準は最低の基準であること。（第1条）
- 労働条件は労働者と使用者が対等の立場で決定すべきものであること。（第2条）



このような基本理念（訓示規定）に基づき以下の具体的内容を規定

労働基準法の規定

1 総則的な規定

- 差別的な取扱いの禁止（第3条、第4条）
- 強制労働の禁止（第5条）
- 中間搾取の禁止（第6条） 等

2 労働契約に関する規定

- 労働基準法の基準に満たない労働契約の一部無効（第13条）
- 有期労働契約（第14条）
 - ・原則3年、専門的労働者等は5年
- 労働条件の明示（第15条）
- 解雇制限（第19条）
- 解雇予告（第20条）
- 退職証明書等（第22条） 等

3 賃金に関する規定

- 賃金支払いの原則（第24条）
 - ・直接払、通貨払、全額払、毎月払、一定期日払等
- 最低賃金額の保証は最低賃金法による。（第28条）

4 労働時間に関する規定

- 労働時間の原則（第32条）
 - ・1週40時間、1日8時間
- 変形労働時間制（第32条の2～第32条の5）
- 休憩（第34条） ・6時間超45分、8時間超1時間
- 休日（第35条） ・毎週1回又は4週4休
- 時間外・休日労働（第36条） ・労使協定の締結、上限規制
- 割増賃金（第37条）
 - ・時間外2割5分以上、深夜2割5分以上、休日3割5分以上
- 裁量労働制（第38条の3、第38条の4）
- 年次有給休暇（第39条）
- 労働時間の適用除外（第41条）
- 高度プロフェSSIONナル制度（第41条の2） 等

5 年少者、母性保護に関する規定

- 義務教育終了前の児童の使用禁止（第56条）
- 年少者の深夜業、危険有害業務への就業、坑内労働の禁止（第61条～第63条）
- 妊産婦の危険有害業務への就業の禁止（第64条の3）
- 産前産後休業（第65条） 等

6 その他の規定

- 就業規則（第89条～第93条）
- 労働基準法の施行機関、罰則等
- 安全衛生関係の基準は、労働安全衛生法による。（第42条）
- 労災補償は、実質的に労働者災害補償保険法に基づいて支払われる。（第84条）

労働時間法制の概要

法定労働時間（労働基準法第32条）

- ◆ 使用者は、1週間に、**40時間**を超えて労働させてはならない。
- ◆ 使用者は、1日に、**8時間**を超えて労働させてはならない。



【弾力的な労働時間制度】

変形労働時間制、フレックスタイム制、
事業場外みなし労働時間制、裁量労働制 等

法定休日（労働基準法第35条）

- ◆ 使用者は、毎週少なくとも1回（又は4週間に4日以上）の休日を与えなければならない。

時間外及び休日労働（労働基準法第36条）

- ◆ 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と**労使協定**を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる。
- ◆ 使用者は、36協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日に労働させる場合であっても、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）の要件を満たす必要がある。

時間外、休日及び深夜労働の割増賃金（労働基準法第37条）

- ◆ 使用者は、時間外又は深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させた場合は、通常の賃金の**2割5分以上**の割増賃金（※）を支払わなければならない（※※）。
 - ※ 1ヶ月60時間を超える時間外労働については、通常の賃金の5割以上。ただし、中小企業は令和5年4月1日施行。
 - ※ 「時間外かつ深夜」の場合：5割以上の割増賃金を支払わなければならない。
- ◆ 使用者は、休日に労働させた場合は、通常の賃金の**3割5分以上**の割増賃金を支払わなければならない。

（正典）労働基準関係法制研究会 第1回（令和6年1月23日開催）

資料3-1「労働基準に関する諸制度について」

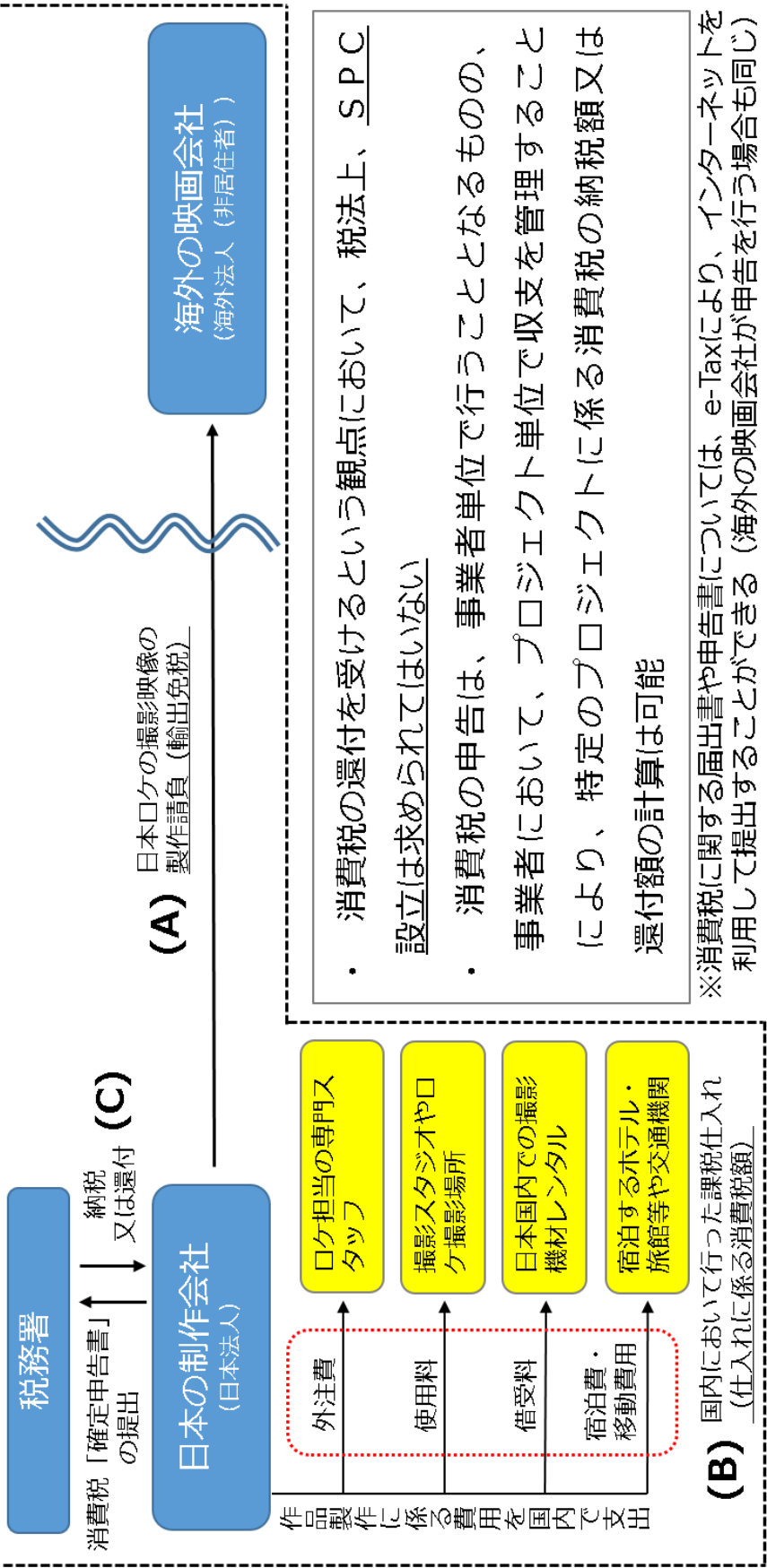
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001194506.pdf>

消費税の仕組み（日本ロケの撮影映像の製作を海外から請け負った場合の事例）

- 日本の制作会社が海外の映画会社（非居住者）から撮影映像の製作を請け負った場合、当該取引は消費税の「輸出免税」に該当する。
- そのため、制作会社の消費税の申告において、「仕入れに係る消費税額」（B）が「売上に係る消費税額」（A）より多くなる場合には消費税還付（C）となる。

(A) 売上に係る消費税額 - (B) 仕入れに係る消費税額 = (C) 納税額（マイナスの場合は還付額）

《事例のイメージ》



ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議構成員
(平成 29 年 8 月 2 日時点)

<議長>

いしはら ひろたか
石原 宏高 内閣府副大臣（知的財産戦略担当）

<副議長>

すみた たかゆき
住田 孝之 内閣府知的財産戦略推進事務局長

<関係団体・企業の委員>

いしはら たかし
石原 隆 株式会社フジテレビジョン取締役 編成統括局長
いちい ひさし
一井 久司 一般社団法人日本映画テレビプロデューサー協会 事務局長
おぼた りょうじ
小畑 良治 株式会社角川大映スタジオ 代表取締役社長
きだ ゆきのり
木田 幸紀 日本放送協会 専務理事
しんどう じろう
新藤 次郎 協同組合日本映画製作者協会 代表理事
たけだ いさお
武田 功 松竹株式会社映像本部 執行役員・映像企画担当
たなか
田中 まこ 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション理事長
ちしま まもる
千島 守 株式会社トムス・エンタテインメント経営企画室広報部長
みかど けんいちろう
三門 健一郎 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 常務理事

<有識者委員>

うえずみ けいいち
上住 敬一 ビズ・アドバイザーズ株式会社 代表取締役（税理士・会計士）
うちやま たかし
内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部教授
おぎわら ゆうじ
荻原 雄二 GT 東京法律事務所 弁護士
しいな やすし
椎名 保 公益財団法人ユニジャパン副理事長
なかむら いちや
中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

<関係府省等の委員>

内閣府知的財産戦略推進事務局
警察庁（長谷川 豊 交通局審議官）
総務省（奈良 俊哉 官房審議官（情報流通行政局担当））
消防庁（猿渡 知之 審議官）
文化庁（藤原 章夫 文化部長）
経済産業省（吉田 博史 商務情報政策局審議官（IT戦略担当））
外務省（安藤 俊英 大臣官房参事官（報道・広報・文化交流担当））
国土交通省（一見 勝之 総合政策局次長）
観光庁（瓦林 康人 審議官）
東京都（小沼 博靖 産業労働局観光部長）

（注 1） 議長が出席できない場合には、副議長が議事を進行する。また、議事進行にあたっては、有識者委員がファシリテーターの役割を果たすこととする。

（注 2） 上記構成員は、立ち上げ時メンバーであり、その他運用にあたって構成員の追加が必要と思われる場合には、議長の判断によりメンバーの追加を行うものとする。

ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会構成員
(令和6年2月1日時点)

1. 民間事業者等又はそれらの団体の関係者

おおつか だいすけ 大塚 大輔	(株)JTB ツーリズム事業本部事業推進部 地域交流担当MGR
おしだ こうすけ 押田 興将	協同組合日本映画製作者協会 代表理事
すぎはら よしたか 杉原 佳堯	Netflix ディレクター・公共政策担当
せきね るりこ 関根 留理子	(特非) ジャパン・フィルム・コミッション 事務局長
たなか かつのり 田中 克典	東京ロケーションボックス 地域振興部東京フィルムコミッション担当課長
とみやま しょうご 富山 省吾	日本映画大学 理事長
ほりうち だいじ 堀内 大示	(株)角川大映スタジオ 代表取締役社長
まきた としふみ 槇田 寿文	(特非)映像産業振興機構 事務局次長
まつぎき ちづる 松崎 千鶴	大阪フィルム・カウンスル コーディネーター

2. 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者

うちやま たかし ◎内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
おぎわら ゆうじ ○荻原 雄二	GT東京法律事務所 弁護士

3. 関係府省庁又は地方公共団体の担当者

内閣府	知的財産戦略推進事務局次長
警察庁	交通局交通規制課長
総務省	情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長
消防庁	予防課長
法務省	出入国在留管理庁政策課長
外務省	大臣官房文化交流・海外広報課長
文化庁	参事官(芸術文化担当)
経済産業省	商務情報政策局コンテンツ産業課長
国土交通省	総合政策局政策課政策企画官
観光庁	観光資源課文化・歴史資源活用推進室長
環境省	自然環境局国立公園課長
群馬県庁	産業経済部 戦略セールス局eスポーツ・クリエイティブ推進課主監

◎：座長、○：座長代理（敬称略）